



令和2年11月19日
広域防災局

関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について

(第11回 関西広域連合 新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

【議事】

- ・ 関西圏域における新型コロナウイルス感染症への発生状況等について
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等について
- ・ 「関西・年末感染防止徹底宣言（案）」について

[資料]

- 別添1-1 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況
- 別添1-2 関西府県の対処方針
- 別添1-3 構成団体の新型コロナウイルス感染症に関する経済対策等の状況
- 別添2 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等
- 別添3 全国知事会緊急提言等
- 別添4 「関西・年末感染防止徹底宣言（案）」

関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況

1. 感染者の現状

11月15日0:00時点

区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%	
感染患者数 (6月16日以降の新規感染者)	663 (563)	2,274 (1,914)	15,155 (13,368)	3,895 (3,196)	835 (743)	318 (255)	52 (49)	171 (166)	23,363 (20,254)	100	
全療養者	82	149 ※2	1,815 ※2	389	152	39	11	5	2,642	11.3	
内訳	入院	重症 ※1	2	62	19	2			85	0.4	
		中等症・ 軽症・無 症状	38	84	410	280	128	39	11	5	995
	自宅療養	4	21	242						267	1.1
	宿泊療養	40	28	387	90	22				567	2.4
退院	572	2,091	13,080	3,434	672	275	41	157	20,322	87.0	
死亡	9	34	260	72	11	4		9	399	1.7	

※1 京都府は重症者について独自に人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）による管理が必要な方を計上。

※2 調整中等 京都府は14名、大阪府は714名を含む

2. 感染経路（6月16日以降 ※3）

11月15日0:00時点

区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
飲食店・飲み会	34	262	45	121	219	37	4	22	744	3.7
家族	96	420	1,687 ※4	467	124	73	3	17	2,887	14.3
医療施設	47	107	462	83	11	2		13	725	3.6
社会福祉施設	65	54	548	89	21	2		26	805	4.0
学校	34	103	103	63	70	3		18	394	1.9
職場（上記以外）	22	107	22	186	66	20	2	38	463	2.3
濃厚接触者等（上記以外）	124	122	2,175	756	42	95	26	4	3,344	16.5
感染経路不明（調査中含む）	141	739	8,326	1,431	190	23	14	28	10,892	53.8
合計	563	1,914	13,368	3,196	743	255	49	166	20,254	100

※3 6月16日とは、それまで0～2人で推移していた感染者数が、この日以降継続的な増加が見られるようになった日

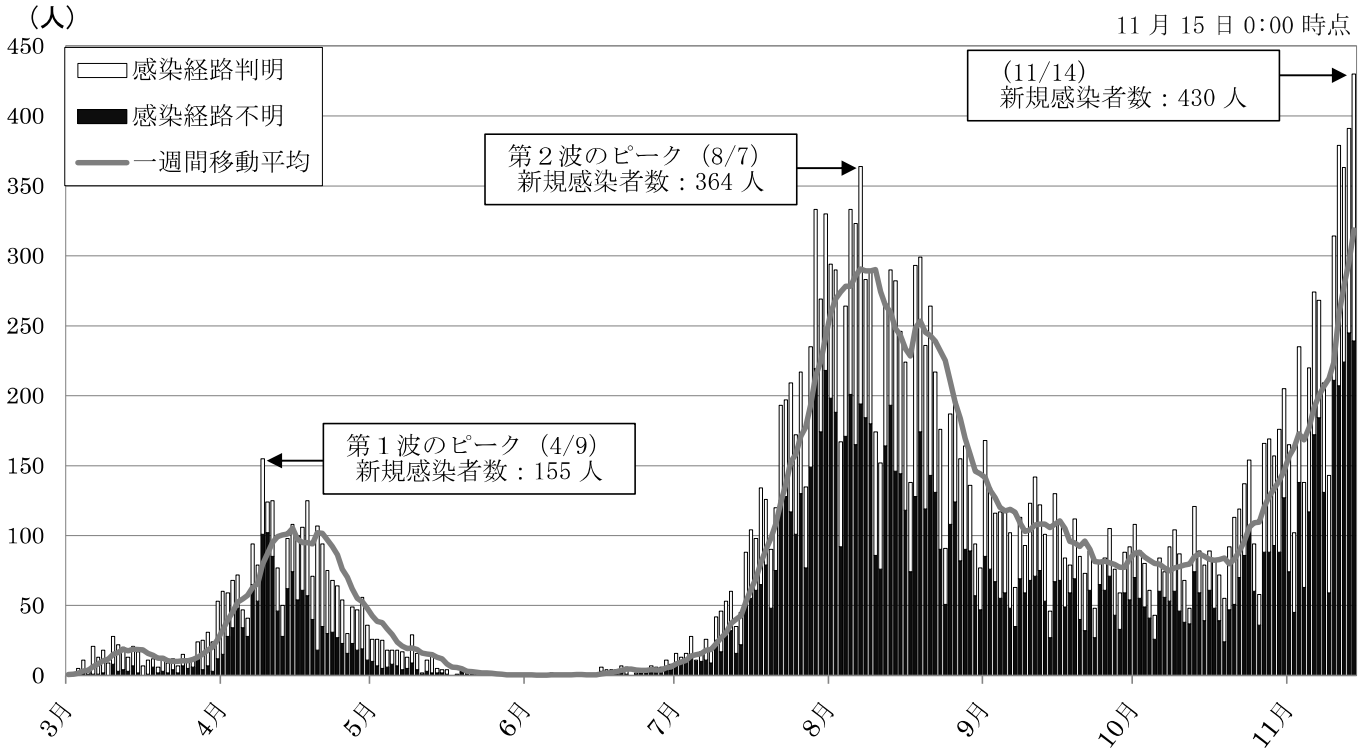
※4 11月12日時点

参考（6月15日まで）

6月16日0:00時点

区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
ライブハウス		4	71	13	4	1			93	3.0
医療施設		39	284	100		11			434	14.0
幼児教育施設				8					8	0.3
高齢者施設		19		58		5			82	2.6
クルーズ船		1			2	1		1	5	0.2
大学懇親会	1	23	8			1		2	35	1.1
海外渡航者	4	12	22	26	6				70	2.2
濃厚接触者等	65	152	507	332	66	39	1	2	1,164	37.4
感染経路不明	30	110	895	162	14	5	2		1,218	39.2
合計	100	360	1,787	699	92	63	3	5	3,109	100

3. 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の推移



(構成府県の公表資料より集計)

4. 関西圏域におけるステージ^(※1)判断指標の状況

11月15日0:00時点

府県	人口 (千人)	医療提供体制					療養者数 (対人口 10万人)	監視体制 PCR検査 陽性率	感染状況		
		全体病床		重症病床		直近1週間 の陽性者 数(対人口 10万人)			陽性者数 の前週比	感染経路 不明者の 割合	
		確保病床 使用率	確保想定 病床使用 率	確保病床使 用率	確保想定 病床使用 率						
滋賀県	1,414	23.5%	17.9%	0.0%	0.0%	6.6	2.5% ^(※2)	4.0	1.2	32.1%	
京都府	2,583	15.1%	11.5%	2.3%	2.3%	5.8	5.6%	5.0	1.3	43.4%	
大阪府	8,809	33.9%	29.2%	17.5%	28.8%	20.6	8.0%	16.8	1.6	59.0%	
兵庫県	5,466	45.1%	45.1%	17.3%	15.8%	7.1	8.9%	7.5	1.7	50.1%	
奈良県	1,330	27.8%	26.0%	7.4%	7.4%	11.4	8.8%	8.2	1.4	34.9%	
和歌山県	925	22.2%	9.8%	3%	3%	4.2	5.3%	3.5	2.9	15.6%	
鳥取県	556	3.5%	3.5%	0%	0%	2.0	3.7%	1.6	0.0	33.3%	
徳島県	728	2.5%	2.5%	0%	0%	0.7	5.3%	0.5	1.3	25.0%	
関西計	21,811	27.3%	23.1%	11.8%	14.1%	12.2	8.0%	10.2	1.6	53.8%	

<ステージ判断基準>

ステージ	確保病床 使用率	確保想定 病床使用 率	確保病床使 用率	確保想定 病床使用 率	療養者数 (対人口 10万人)	PCR検査 陽性率	直近1週間 の陽性者 数(対人口 10万人)	陽性者数 の前週比	感染経路 不明者の 割合
ステージⅢ(感染急増)	25%以上	20%以上	25%以上	20%以上	15人以上	10%	15人以上	1倍超	50%
ステージⅣ(感染爆発)	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	25人以上	10%	25人以上	1倍超	50%

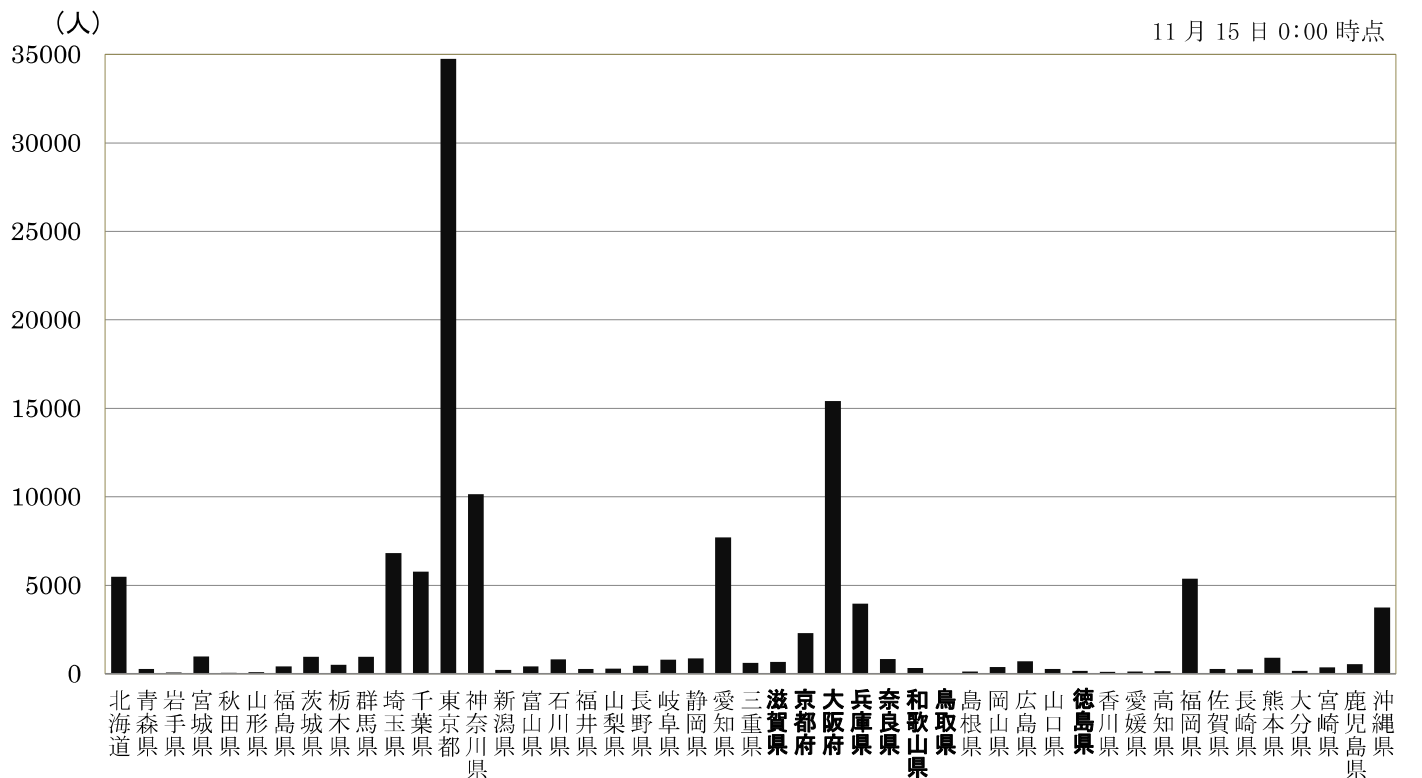
※1 ステージは、ステージⅠ(感染ゼロ・散発)、ステージⅡ(感染漸増)を合わせた4段階

※2 滋賀県のPCR検査実施件数は現在集計中のため、陽性率は11月3日時点の数値

(出所) 政府新型コロナウイルス感染症対策分科会

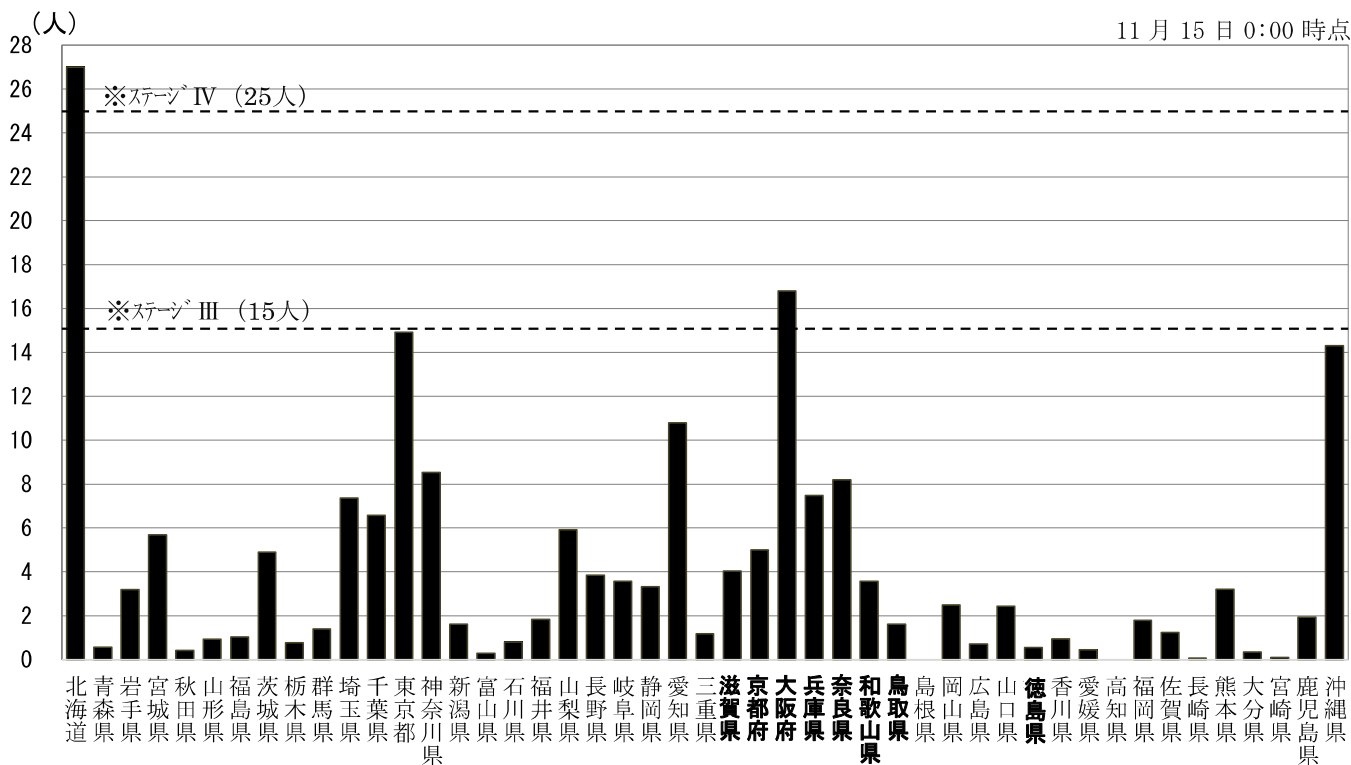
(参考) 全国の都道府県における新型コロナウイルス感染症の発生状況

1. 全国での累積感染者数



(NHK 報道資料より集計)

2. 人口10万人に対する直近1週間の感染者数(11/8~11/14)



※政府新型コロナウイルス感染症対策分科会 ステージ判断基準

(NHK 報道資料より集計)

関西府県の対処方針（11月15日時点）

府県	自粛要請・解除の判断基準	府県民への要請	事業主への要請	その他																																																
滋賀県	<p>・国の判断基準をベースにステージⅠ・Ⅱに独自の指標を追加したものに直し(10月15日) <現状>10月15日滋賀らしい生活三方よしステージへ引き下げ <基準></p> <table border="1"> <tr> <th>判断指標</th> <th>特別警戒ステージ (ステージⅣ)</th> <th>警戒ステージ (ステージⅢ)</th> <th>注意ステージ (ステージⅡ)</th> <th>滋賀らしい生活三方よしステージ ～新しい生活様式の実践～ (ステージⅠ)</th> </tr> <tr> <td>大規模かつ深刻なけい連鎖が 発生、爆発的な感染爆発により、 公衆衛生体制及び医療提供体制 が機能不全に陥ることを避ける 対応が必要な段階</td> <td>クラスターが広範囲に多発、 感染者が急増し、医療提供体 制への負荷がさらに高まる状況</td> <td>感染者の漸増及び医療 提供体制への負荷 が蓄積する段階</td> <td>感染者の漸増及び医療 提供体制への負荷 が蓄積する段階</td> <td>感染者の漸増及び医療 提供体制への負荷 が蓄積する段階</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療体制等への 負担</td> <td>①病床 全体</td> <td>・最大確保病床の占 有率 50%以上</td> <td>・最大確保病床の占 有率 20%以上 ・現時点の確保病床 数の占有率 25%以上</td> <td>・最大確保病床の占 有率 10%以上 ・現時点の確保病床数 の占有率 15%以上</td> <td>・最大確保病床の占 有率 10%未満 ・現時点の確保病床数 の占有率 15%未満</td> </tr> <tr> <td>うち 重症 者用 病床</td> <td>・最大確保病床の占有 率 50%以上</td> <td>・最大確保病床の占 有率 20%以上 ・現時点の確保病床 数の占有率 25%以上</td> <td>・最大確保病床の占有 率 10%以上 ・現時点の確保病床数 の占有率 15%以上</td> <td>・最大確保病床の占有 率 10%未満 ・現時点の確保病床数 の占有率 15%未満</td> </tr> <tr> <td>②療養者数(入院 +自宅+宿泊)</td> <td>人口 10 万人当たりの全 療養者数 25 人以上</td> <td>人口 10 万人当たりの全 療養者数 15 人以上</td> <td>人口 10 万人当たりの全 療養者数 2 人以上</td> <td>人口 10 万人当たりの全 療養者数 数人未満</td> </tr> <tr> <td>体監 制視</td> <td>③PCR 等 陽性率</td> <td>・10%以上</td> <td>・10%以上</td> <td>・2%以上</td> <td>・2%未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">感 染 状 況</td> <td>④新規報告数</td> <td>25 人/10 万人/週以上</td> <td>15 人/10 万人/週以上</td> <td>2 人/10 万人/週以上</td> <td>2 人/10 万人/週未満</td> </tr> <tr> <td>⑤直近 1 週間と先 週 1 週間の比較</td> <td>直近一週間が先週一 週間より多い</td> <td>直近一週間が先週一 週間より多い</td> <td>直近一週間が先週一 週間より多い</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑥感染経路不明割合</td> <td>50%以上</td> <td>50%以上</td> <td>20%以上</td> <td>20%未満</td> </tr> </table> <p>【参考指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府・京都府等の近隣府県の感染状況 ・入院患者受け入れ病床の稼働率（ピーク時の入院患者受け入れ病床数） ・感染経路不明の患者数・実行再生産数（Rt）・K 値・濃厚接触者を除く PCR 等陽性率 	判断指標	特別警戒ステージ (ステージⅣ)	警戒ステージ (ステージⅢ)	注意ステージ (ステージⅡ)	滋賀らしい生活三方よしステージ ～新しい生活様式の実践～ (ステージⅠ)	大規模かつ深刻なけい連鎖が 発生、爆発的な感染爆発により、 公衆衛生体制及び医療提供体制 が機能不全に陥ることを避ける 対応が必要な段階	クラスターが広範囲に多発、 感染者が急増し、医療提供体 制への負荷がさらに高まる状況	感染者の漸増及び医療 提供体制への負荷 が蓄積する段階	感染者の漸増及び医療 提供体制への負荷 が蓄積する段階	感染者の漸増及び医療 提供体制への負荷 が蓄積する段階	医療体制等への 負担	①病床 全体	・最大確保病床の占 有率 50%以上	・最大確保病床の占 有率 20%以上 ・現時点の確保病床 数の占有率 25%以上	・最大確保病床の占 有率 10%以上 ・現時点の確保病床数 の占有率 15%以上	・最大確保病床の占 有率 10%未満 ・現時点の確保病床数 の占有率 15%未満	うち 重症 者用 病床	・最大確保病床の占有 率 50%以上	・最大確保病床の占 有率 20%以上 ・現時点の確保病床 数の占有率 25%以上	・最大確保病床の占有 率 10%以上 ・現時点の確保病床数 の占有率 15%以上	・最大確保病床の占有 率 10%未満 ・現時点の確保病床数 の占有率 15%未満	②療養者数(入院 +自宅+宿泊)	人口 10 万人当たりの全 療養者数 25 人以上	人口 10 万人当たりの全 療養者数 15 人以上	人口 10 万人当たりの全 療養者数 2 人以上	人口 10 万人当たりの全 療養者数 数人未満	体監 制視	③PCR 等 陽性率	・10%以上	・10%以上	・2%以上	・2%未満	感 染 状 況	④新規報告数	25 人/10 万人/週以上	15 人/10 万人/週以上	2 人/10 万人/週以上	2 人/10 万人/週未満	⑤直近 1 週間と先 週 1 週間の比較	直近一週間が先週一 週間より多い	直近一週間が先週一 週間より多い	直近一週間が先週一 週間より多い	—	⑥感染経路不明割合	50%以上	50%以上	20%以上	20%未満	<p><滋賀らしい生活三方よしステージ（ステージⅠ）> ○滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」 の実践例～の呼びかけ (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスクの着用、こまめな手洗い、3密の回避など基本的な感染対策の徹底 ・体調に違和感がある場合は、自宅で休養 ・免疫力を向上させる健康づくり ・新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサボ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」の活用 	<p><滋賀らしい生活三方よしステージ（ステージⅠ）> ○滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」 の実践例～の呼びかけ (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底 ・「もしサボ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示 ・テレワーク・時差出勤の推進 <p><イベントを開催する場合の目安の設定> 必要な感染防止策が担保される場合、次の 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする。</p> <p>①収容率要件:感染リスクの少ないイベント(クラシック音楽コンサート等)については100%以内に緩和する。その他のイベント(ロックコンサート、スポーツイベント等)は50%以内(※)とする。 (※)異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。</p> <p>②人数上限:5,000人を超え、収容人数の50%までを可とする。 ※令和2年9月11日付け内閣官房コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる</p> <p><大規模イベントにおける感染防止策の事前相談> ○全国的な移動を伴うイベント参加者が1,000人を超えるイベントを開催予定の場合の県新型コロナウイルス対策相談センターへの相談</p>	<p><滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～></p> <p>○「家」でよし</p> <ol style="list-style-type: none"> ①毎朝、健康チェックし、発熱がある場合は自宅で休む ②家に帰ったらまず丁寧に手洗い ③こまめに換気しつつ、エアコンの温度設定を調整 ④免疫力を向上させる健康づくり ⑤毎日、滋賀県などの感染情報を確認 ⑥通販も利用する <p>○「外」でよし</p> <ol style="list-style-type: none"> ①症状がなくてもマスクを着用し、咳エチケットの徹底 ②人との間隔は、できるだけあける ③混んでいる場所や時間帯は避けるなど、人と人との接触機会を減らす ④感染防止策が徹底されていない施設等への外出は控える ⑤会話をしている際は、可能な限り真正面は避ける ⑥ピワイチなどにより、滋賀の魅力を変えて感じながら健康増進につなげる ⑦新しい旅のエチケットの実践 <p>○「社会（滋賀）」よし</p> <ol style="list-style-type: none"> ①感染者が多数発生している地域への移動は極力控える ②発症した時のため、自分の行動を残す ③テレワークやローテーション勤務の活用 ④業種別感染拡大予防ガイドラインの遵守 ⑤「もしサボ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示 ⑥接触確認アプリ「COCOA」の導入 ⑦今こそ、一人も取り残さない
	判断指標	特別警戒ステージ (ステージⅣ)	警戒ステージ (ステージⅢ)	注意ステージ (ステージⅡ)	滋賀らしい生活三方よしステージ ～新しい生活様式の実践～ (ステージⅠ)																																															
大規模かつ深刻なけい連鎖が 発生、爆発的な感染爆発により、 公衆衛生体制及び医療提供体制 が機能不全に陥ることを避ける 対応が必要な段階	クラスターが広範囲に多発、 感染者が急増し、医療提供体 制への負荷がさらに高まる状況	感染者の漸増及び医療 提供体制への負荷 が蓄積する段階	感染者の漸増及び医療 提供体制への負荷 が蓄積する段階	感染者の漸増及び医療 提供体制への負荷 が蓄積する段階																																																
医療体制等への 負担	①病床 全体	・最大確保病床の占 有率 50%以上	・最大確保病床の占 有率 20%以上 ・現時点の確保病床 数の占有率 25%以上	・最大確保病床の占 有率 10%以上 ・現時点の確保病床数 の占有率 15%以上	・最大確保病床の占 有率 10%未満 ・現時点の確保病床数 の占有率 15%未満																																															
	うち 重症 者用 病床	・最大確保病床の占有 率 50%以上	・最大確保病床の占 有率 20%以上 ・現時点の確保病床 数の占有率 25%以上	・最大確保病床の占有 率 10%以上 ・現時点の確保病床数 の占有率 15%以上	・最大確保病床の占有 率 10%未満 ・現時点の確保病床数 の占有率 15%未満																																															
②療養者数(入院 +自宅+宿泊)	人口 10 万人当たりの全 療養者数 25 人以上	人口 10 万人当たりの全 療養者数 15 人以上	人口 10 万人当たりの全 療養者数 2 人以上	人口 10 万人当たりの全 療養者数 数人未満																																																
体監 制視	③PCR 等 陽性率	・10%以上	・10%以上	・2%以上	・2%未満																																															
感 染 状 況	④新規報告数	25 人/10 万人/週以上	15 人/10 万人/週以上	2 人/10 万人/週以上	2 人/10 万人/週未満																																															
	⑤直近 1 週間と先 週 1 週間の比較	直近一週間が先週一 週間より多い	直近一週間が先週一 週間より多い	直近一週間が先週一 週間より多い	—																																															
	⑥感染経路不明割合	50%以上	50%以上	20%以上	20%未満																																															
京都府	<p>新型コロナウイルス感染症におけるモニタリング指標 <基本的な考え方> 医療・検査体制の充実や、感染拡大予防の取組の進展等の状況変化を踏まえ、実際の感染の発生状況に応じた、よりきめ細やかな対応を図るため、基準を設定。 <現状>9月25日以降、警戒基準 <基準></p> <table border="1"> <tr> <th>指標</th> <th>注意喚起基準</th> <th>警戒基準</th> <th>特別警戒基準</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">指標</td> <td>・新規陽性者 2 名以上 かつ ・感染経路不明者 1 名以上 (直近 7 日間の移動平均値)</td> <td>・新規陽性者 5 名以上 かつ ・感染経路不明者 2 名以上 又は ・重症者病室使用率 20% ※国が示した社会への協力要請を行うべき基準(新規陽性者 10 名以上)を超える場合などは、対策を強化</td> <td>・新規陽性者 20 名以上 又は ・重症者病床使用率 40% ※国とも調整の上、全国状況も踏まえて対策を判断(緊急事態宣言発令時等)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>専門家の意見も聴取し、対策を総合的に判断</td> <td>同左に加え、近隣府県とも連携</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">対策</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>感染の拡大の兆候を早期に把握し、府民、事業者等に幅広く注意喚起</td> <td>感染の早期封じ込めのための対策、医療提供体制の更なる拡充等</td> <td>感染拡大防止のための行動制限を伴う対策 等</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・基準の運用に当たっては、新規陽性者数が前週より増加傾向にあるか（前週増加比 1 以上）や、PCR 検査の陽性率（7 日間移動平均）を併せてモニタリングする。 ・基準に該当した場合には、専門家の意見を聴取の上、感染経路、感染地域、PCR 検査の状況、医療体制の状況等を勘案し、対策内容を総合的に判断する。 ・基準該当後も、状況を継続的にモニタリングし、状況に応じたきめ細やかな対応を図る。 <p><重点ターゲット>（7月31日、9月1日、9月25日） 感染拡大防止と社会経済活動両立を図るための3つの重点ターゲット</p> <ol style="list-style-type: none"> ①安心して飲食店を利用する。 ②大学生等が安心して学生生活を送る。 ③重症化リスクのある方の感染を防ぐ。 	指標	注意喚起基準	警戒基準	特別警戒基準	指標	・新規陽性者 2 名以上 かつ ・感染経路不明者 1 名以上 (直近 7 日間の移動平均値)	・新規陽性者 5 名以上 かつ ・感染経路不明者 2 名以上 又は ・重症者病室使用率 20% ※国が示した社会への協力要請を行うべき基準(新規陽性者 10 名以上)を超える場合などは、対策を強化	・新規陽性者 20 名以上 又は ・重症者病床使用率 40% ※国とも調整の上、全国状況も踏まえて対策を判断(緊急事態宣言発令時等)	—	専門家の意見も聴取し、対策を総合的に判断	同左に加え、近隣府県とも連携	対策	—	—	—	感染の拡大の兆候を早期に把握し、府民、事業者等に幅広く注意喚起	感染の早期封じ込めのための対策、医療提供体制の更なる拡充等	感染拡大防止のための行動制限を伴う対策 等	<p><新しいライフスタイルの要請> 感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、府民一人一人に新しいライフスタイルの実践を要請</p> <p>○感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い）を実践すること</p> <p>○換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密着場面を避けること</p> <p>○発熱又は風邪の症状がある場合は、無理せず自宅で療養すること。</p> <p>○店舗等を利用する場合は、ガイドライン推進宣言事業所ステッカー掲示施設を利用し、「こころ」等接触確認アプリを活用すること</p> <p>○新型コロナは、誰もが感染しうる病気であり、感染者等に対する差別的扱いや誹謗中傷は絶対に行わないこと</p> <p><飲食機会における感染防止対策> ○ガイドラインを遵守していない店舗の利用を自粛する ○大人数での大声の会話・歌唱を伴う宴会・飲み会は控える ※大声での会話・歌唱を避ける場合人数制限なし</p>	<p><事業所等における感染拡大防止> ○在宅勤務、テレワーク、分散出勤、サテライトオフィスなど、感染拡大を予防する新しい働き方を推進 ○従業員の飲食機会における感染予防の徹底</p> <p><イベント開催時の感染拡大防止> ○イベント種類及び会場規模にあわせて収容率及び人数上限の目安を設定し、どちらか小さい方を限度とする。</p> <p>【収容率要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①大声での歓声・声援等が想定されない →収容定員の100%以内 ②大声での歓声・声援等が想定される →収容定員の50%以内 <p>【人数上限】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①収容人数 10,000 人超→収容人数の 50% ②収容人数 10,000 以下→5,000 人 <p>○お祭り、花火大会、野外フェスティバル等は、全国的又は広域的、参加者の把握が困難なものは中止を含めて慎重に検討</p> <p><飲食店における感染拡大防止対策> ○ガイドライン遵守の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風営法に基づく立入調査、感染症法・食品衛生法・建築物衛生法に基づく店舗立入等の機会を活用したガイドライン遵守の啓発 ・対策チームによるクラスター発生店舗等へのガイドラインの徹底指導 ・ガイドライン推進京都会議によるステッカー掲示の徹底 <p>○緊急連絡サービス「こころ」や「あんしん追跡サービス」の普及拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発資材・チラシの配布、利用啓発動画等普及拡大キャンペーンによる登録店舗、利用者の一層の拡大 ・来店時やチェックイン時の登録呼び掛け 	<p><大学生等における感染拡大防止> ○大学における感染防止対策の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生に対するメール等による一斉注意喚起の実施 ・学内の感染拡大防止対策の徹底 ・啓発動画等を活用した全学生を対象としたガイダンスの実施 <p>○大学生生活における感染防止対策の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における感染防止のため、徹底して3密を避けること ・大学等における感染拡大予防のためのガイドライン等を遵守すること ・課外活動では、責任者を決め、活動マニュアルを遵守すること <p>○中学校、高校における感染防止対策の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者メッセージ動画による中高生への新しい生活様式等の啓発 ・部活動等、集団活動を含めた感染防止の注意喚起 <p>○大学生等 PCR 検査ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関・施設等で実習する大学生等を対象とした PCR 検査実施 ・大学保健センター等における PCR 検査実施のための体制支援 <p><重症化リスクのある方の感染防止> ○施設における面会の自粛要請</p> <p>医療機関、社会福祉施設等への面会等を自粛し、リモート面会など ICT を活用</p> <p>○社会福祉施設等職員に対する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対応 DVD 等を活用した職員研修の実施 ・高齢者施設等における感染拡大防止のための自主点検チェックリストの作成・配布 <p>○高齢者、基礎疾患のある方等は、人混みや感染多発地域への外出は極力控える。無症状が多い若年層は、高齢者等に会う場合は、特に慎重に行動する。</p> <p>○感染者が多数発生している地域等に立地する医療機関や高齢者施設等に勤務する職員、入院・入所者に対する PCR 検査実施</p>																														
指標	注意喚起基準	警戒基準	特別警戒基準																																																	
指標	・新規陽性者 2 名以上 かつ ・感染経路不明者 1 名以上 (直近 7 日間の移動平均値)	・新規陽性者 5 名以上 かつ ・感染経路不明者 2 名以上 又は ・重症者病室使用率 20% ※国が示した社会への協力要請を行うべき基準(新規陽性者 10 名以上)を超える場合などは、対策を強化	・新規陽性者 20 名以上 又は ・重症者病床使用率 40% ※国とも調整の上、全国状況も踏まえて対策を判断(緊急事態宣言発令時等)																																																	
	—	専門家の意見も聴取し、対策を総合的に判断	同左に加え、近隣府県とも連携																																																	
対策	—	—	—																																																	
	感染の拡大の兆候を早期に把握し、府民、事業者等に幅広く注意喚起	感染の早期封じ込めのための対策、医療提供体制の更なる拡充等	感染拡大防止のための行動制限を伴う対策 等																																																	

府県	自粛要請・解除の判断基準	府県民への要請	事業主への要請	その他																																		
大阪府	<p>大阪モデル ＜基本的考え方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染拡大状況を判断するため、府独自に指標を設定し、日々モニタリング・見える化。 ○ 各指標について、「感染拡大の兆候」と「感染の収束状況」を判断するための基準を設定し、各基準の状況に応じて、府民に周知する。 <p>＜モニタリング指標と基準、信号の点灯・消灯基準の考え方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「非常事態（赤色）」の指標を新たに設定し、想定病床を上回る感染拡大の恐れが生じていることを府民に周知する。 ○ 感染発生状況については各指標を日々モニタリング・見える化し、「警戒（黄色）」の発動の有無にかかわらず、発生状況に応じて病床確保などの取組みを迅速にすすめる。 ○ 「警戒（黄色）」が点灯しない場合でも、感染発生状況に応じて、府民への注意喚起を行う。 ○ 非常事態等の解除においては、感染収束が見られることから、一定期間「解除（緑色）」を点灯させた後、消灯させる。 <p>＜現状＞7月12日府民に対する警戒の基準に到達 ＜基準＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分析事項</th> <th>モニタリング指標</th> <th>府民に対する警戒の基準</th> <th>府民に対する非常事態の基準</th> <th>府民に対する警戒・非常事態解除の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市中での感染拡大状況</td> <td>①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比 ②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均</td> <td>①2以上かつ ②10人以上</td> <td>—</td> <td>②10人未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 新規陽性患者の拡大状況</td> <td>③7日間合計新規陽性者数（うち後半3日間）</td> <td>120人以上かつ 後半3日間で半数以上</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.5人未満</td> </tr> <tr> <td>(3) 病床の逼迫状況</td> <td>⑤患者受入重症病床利用率</td> <td>—</td> <td>70%以上 (警戒(黄色)信号が点灯した日から25日以内)</td> <td>60%未満</td> </tr> <tr> <td>【参考指標】 確定診断検査における陽性率の7日間移動平均</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>【参考指標】 新規陽性者における感染経路不明者の割合</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する警戒・非常事態解除の基準	(1) 市中での感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比 ②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均	①2以上かつ ②10人以上	—	②10人未満	(2) 新規陽性患者の拡大状況	③7日間合計新規陽性者数（うち後半3日間）	120人以上かつ 後半3日間で半数以上	—	—	④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	—	—	0.5人未満	(3) 病床の逼迫状況	⑤患者受入重症病床利用率	—	70%以上 (警戒(黄色)信号が点灯した日から25日以内)	60%未満	【参考指標】 確定診断検査における陽性率の7日間移動平均	—	—	—	—	【参考指標】 新規陽性者における感染経路不明者の割合	—	—	—	—	<p>＜府民へのよかけ＞</p> <p>ゼロステージ（警戒）の対応方針に基づく要請</p> <p>〔区域〕大阪府全域 〔期間〕11月12日～11月28日 (ただし、感染拡大の状況に応じて判断) 〔実施内容〕(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「静かに飲食」 ○ 「マスクの徹底」 <p>※『感染リスクが高まる「5つの場面」』（政府分科会による提言）では特に徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員は感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状がある場合、早めに検査を受診する。 ○ 3密で唾液が飛び交う環境を避ける。 ○ 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛 	<p>＜イベントの開催（府主共催を含む）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請 ○ 開催制限 <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、「令和2年9月11日付国事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」のとおり ・全国的な移動を伴う又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件等を、大阪府に事前相談 ・国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合、国に準じ対応 ・適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討 ○ 施設（府有施設を含む） <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者施設、医療機関等は、職員施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策を求める。 ○ 高齢者施設、医療機関等の職員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧める。 ○ 業種別ガイドラインの遵守（感染防止宣言ステッカーの導入） ○ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、名簿作成など追跡対策をとる。 ○ 夜の街関連施設の従業員に少しでも症状がある場合は検査受診を勧める。 ※ミナミの臨時検査場における検査継続実施 	<p>＜経済界・大学等へのお願い＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職場や教室などでのマスクの着用、換気を徹底する。 ○ 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控える。 ○ 従業員における休暇の分散取得
	分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する警戒・非常事態解除の基準																																	
	(1) 市中での感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比 ②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均	①2以上かつ ②10人以上	—	②10人未満																																	
	(2) 新規陽性患者の拡大状況	③7日間合計新規陽性者数（うち後半3日間）	120人以上かつ 後半3日間で半数以上	—	—																																	
		④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	—	—	0.5人未満																																	
(3) 病床の逼迫状況	⑤患者受入重症病床利用率	—	70%以上 (警戒(黄色)信号が点灯した日から25日以内)	60%未満																																		
【参考指標】 確定診断検査における陽性率の7日間移動平均	—	—	—	—																																		
【参考指標】 新規陽性者における感染経路不明者の割合	—	—	—	—																																		
兵庫県	<p>・緊急事態宣言解除後の次なる波に向けた、社会活動制限についての方向性基準を設定</p> <p>・発動内容については、近隣府県の動向、国の方針、地域別状況を踏まえて総合的に判断</p> <p>＜現状＞11月11日より、感染拡大期Ⅱへ移行 ＜基準＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>感染小康期</th> <th>感染警戒期</th> <th>感染増加期</th> <th>感染拡大期1</th> <th>感染拡大期2</th> <th>感染拡大特別期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対応の方向性</td> <td>予防</td> <td>警戒</td> <td>制限強化</td> <td>制限強化</td> <td>制限強化</td> <td>制限強化</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>新規陽性者（1週間平均）</td> <td>10人未満</td> <td>10人以上 (警戒基準)</td> <td>20人以上</td> <td>30人以上</td> <td>40人以上</td> <td rowspan="2">総合的に判断</td> </tr> <tr> <td>直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者</td> <td>1.25人未満</td> <td>1.25人以上</td> <td>2.5人以上</td> <td>3.75人以上</td> <td>5人以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2	感染拡大特別期	対応の方向性	予防	警戒	制限強化	制限強化	制限強化	制限強化	判断基準	新規陽性者（1週間平均）	10人未満	10人以上 (警戒基準)	20人以上	30人以上	40人以上	総合的に判断	直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者	1.25人未満	1.25人以上	2.5人以上	3.75人以上	5人以上	<p>＜5つの場面に注意＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 飲酒を伴う懇親会等 ② 大人数や長時間におよぶ飲食 ③ マスクなしでの会話 ④ 狭い空間での共同生活 ⑤ 休憩室、喫煙所、更衣室等 <p>＜外出自粛等の要請＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染予防がなされていない接待を伴う飲食店など感染リスクの高い施設の利用を目的とした、県境をまたぐ移動を自粛 ○ 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない県内外の感染リスクの高い施設の利用を自粛 ○ マスクの着用など、「ひょうごスタイル」の推進 <ul style="list-style-type: none"> 特に近距離の会話、移動中の車やバスの車内でもマスクの着用を徹底 ○ 冬期を迎え暖房をしようする場合でもこまめな換気をはじめ、3密（密閉・密集・密接）を回避 ○ 接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」の利用 ○ 医療機関や社会福祉施設等への面会等には感染対策に注意し、施設等の指示に協力 ○ 一人ひとりが「うつらない・うつさない」との強い思いで取り組む 	<p>＜イベントの開催自粛要請等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期 ○ 全国的又は広域的な祭り、野外フェス等については、慎重に検討し、開催する場合は人と人の間隔(1m)を設ける ○ 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない ○ 参加者が1,000人を超えるイベントは、県へ事前相談 <p>【収容率要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント(クラシック音楽コンサート等)100%以内 ② 大声での歓声・声援等が想定されるイベント(ロックコンサート、スポーツイベント等)50%以内(※) <p>(※)異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい</p> <p>【人数上限】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 収容人数10,000人超→収容人数の50% ② 収容人数10,000人以下→5,000人 <p>※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる</p> <p>＜事業者への感染防止対策等の要請＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員に対し、職場や寮のほか、仕事後の飲み会などにおける感染防止の徹底 ○ 特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知の徹底 ○ 飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診 ○ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底し、「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示 ○ 「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」への登録と、QRコードのテーブルやカウンターなどで掲示 ○ 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請 	<p>＜医療機関・社会福祉施設関係者への要請＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 院内・施設にウイルスを持ち込まないため、職員の行動や健康管理を徹底するとともに、面会者、委託事業者等に対しても注意を促す ○ 院内・施設内で感染が疑われる事案が発生した場合は、速やかに管轄健康福祉事務所・保健所に連絡・協力 <p>＜事業者・関係団体への要請＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」推進 ○ 関係団体を通じた企業等に対する接触機会低減等の取組 ・在宅勤務(テレワーク)、TV会議、ローテーション勤務等の推進 ・「三つの密」回避の促進、職場内の換気励行、発熱等の風邪症状がみられる従業員への出勤免除 <p>【改めて、感染防止の徹底を！】 令和2年11月11日発出</p>						
	区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2	感染拡大特別期																															
対応の方向性	予防	警戒	制限強化	制限強化	制限強化	制限強化																																
判断基準	新規陽性者（1週間平均）	10人未満	10人以上 (警戒基準)	20人以上	30人以上	40人以上	総合的に判断																															
	直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者	1.25人未満	1.25人以上	2.5人以上	3.75人以上	5人以上																																

府県	自粛要請・解除の判断基準	府県民への要請	事業主への要請	その他
奈良県	(1)感染者判明の状況等から奈良県のフェーズを判断 ＜現状＞5月13日フェーズ2へ移行 ＜基準＞	【県民のみなさまへのお願い（11/11）】 ＜家庭＞ ○風邪症状や味覚・嗅覚障害などがある場合、また大阪などで感染リスクが高い場所に入りました場合は家族と生活を分離 ＜部活動・寮生活＞ ○風邪症状や感染したリスクがある場合 ・部活動に参加させない ・寮では全員の個室管理を徹底 ＜友人と飲食・カラオケ等＞ ○風邪症状や感染したリスクがある場合は参加しない	＜イベントの開催＞ ○開催制限の概要（～2月末まで） 【収容率要件】 ①大声での歓声・声援等が想定されない →100%以内（席がない場合は適切な間隔） ②大声での歓声・声援等が想定されるもの →50%以内（席がない場合は十分な間隔） 【人数上限】 ①収容人数10,000人超→収容人数の50% ②収容人数10,000人以下→5,000人 ※感染リスクを軽減するための各種措置が担保されていること等が緩和の条件で、それ以外の場合は、従来の目安を原則とする。 ※収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要がある） ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限り）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を越える場合がある。 ※その他詳細は、令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡のとおりとする。 ○全国的な人の移動を伴うイベント（プロスポーツ等又は、参加者が1,000人を超えるようなイベント）開催を予定する場合は、県に事前相談を行う。 ＜施設の利用＞ ・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある方は利用を控えてもらうようにする。 ・施設の利用前に、施設利用者に接触確認アプリのインストールを促すこと。また、必要に応じて、施設利用者の連絡先等の把握をする。 ・施設利用の際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促す。また、消毒や手洗いなど「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促す。 ・施設利用の際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、三密を作らないよう徹底する。 ・感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底する。	【我々の心得】 ○県内での感染事例が連続で発生していますが、「正しく注意して」うつらないように行動し、元気に社会・経済活動を行いましょう ○「うつらない」「うつさない」の習慣化 ・「うつらない」対策をその都度説明 ・「うつさない」配慮（職場・家庭）を繰り返すようお願い ・どのようにうつされたのかを明確にしていく ○拡大防止への対策 ・死亡につながる重症化を防ぐ ・感染したら、全員隔離してうつさない ・医療崩壊はさせない ・感染施設は一定期間閉じる ○感染者の人権への配慮 ・医療関係者や感染された方等の中傷や差別は絶対にやめましょう
	フェーズ フェーズ1 フェーズ2 フェーズ3			
	(2)3つの段階の判断は、3つの判断項目について、7つの判断基準で行う 【判断項目1 新規感染判明者の水準】 ①県内及び大阪での新規感染者数の水準が抑えられているか 基準数値：人口10万人当たり新規感染判明者数 フェーズ2：直近1週間で0.5人未満 フェーズ3：直近2週間で0.1人未満 ②新規感染判明の段階での感染経路が明確か 基準数値：直近1週間における新規感染判明者に占める感染経路不明者の割合1/2未満 【判断項目2 県内の感染者への医療・療養体制の安定性】 ③感染判明者は全て病院や施設で治療・療養ができていないか 基準数値：自宅療養ゼロが維持されているか ④感染判明者の入院、重症者の受入及び宿泊療養施設の受入の容量に十分な余裕があるか 基準数値：占有率50%未満 【判断項目3 感染拡大防止体制の充実】 ⑤感染判明後の感染経路の推定に十分な明確さがあるか 感染経路推定の分析が感染拡大防止に効果的な程度に達しているか ⑥新規感染判定の体制（現在はPCR検査）が整っているか ⑦感染拡大防止の措置の実効性が十分か 行動自粛率：各項目の自粛の率が、感染拡大防止に効果的な程度に達しているか			
和歌山県	県内および近隣府県の感染状況が一定の基準を上回った場合は、自粛要請レベルの再引き上げを含む見直しを行う ＜基準＞	【県民の皆様へのお願い（9/3）】 ＜県民へのお願い＞ ○大阪や首都圏、その他特に感染が拡大している地域に出かける際は、基本的な感染症対策（マスク着用、手洗いなど）を心がけるとともに、会食や接待を伴う飲食は控える ○友人や知人との夜遅くまで長時間、集団で会食をし、そのまま友人の部屋に宿泊するような行動は控える ○通勤や通学前に検温をし、発熱などの症状がある場合は通勤や通学を控えてクリニックを受診する ○濃厚接触者が1回目のPCR検査で陰性となっても、2週間の経過観察中に陽性になったケースもあるため、濃厚接触者は、経過観察中は必ず自宅待機を行い、人との接触を避ける	＜事業所へのお願い＞ ○従業員等の発熱などのチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診を勧めるなど、適切な対応を ○全ての業界、事業所でガイドラインの遵守とポスター（※）掲示を（※関西広域連合啓発ポスター） ＜イベント開催自粛の考え方＞ 必要な感染防止策が担保される場合は緩和することとし、当面2月末まで、次の収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする 【収容率要件】 ①大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント（クラシック音楽コンサート等）100%以内 ②大声での歓声・声援等が想定されるイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）50%以内（※） （※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限り。）内では座席間隔を設けなくともよい。 【人数上限】 ①収容人数10,000人超→収容人数の50% ②収容人数10,000人以下→5,000人 ※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる	＜病院や福祉施設等集団生活を行っている施設へのお願い＞ ○病院や福祉施設等の職員は、施設内へ感染の持ち込みが発生しないよう特に注意 ○訪問介護や通所サービスの職員やケアマネジャーも含め、職員自身での感染防止対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱などのチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底を ＜医療機関・クリニックへのお願い＞ ○新型コロナウイルスの感染拡大防止には早期発見が重要であることから、本県ではクリニックで感染者を発見してもらおうシステムを構築。医療機関、特にクリニックは、感染の疑いのある患者の発見に積極的に努めていただくよう改めてお願い
	区分 近隣府県での発生基準 和歌山県での発生基準			
	内容 ○新規陽性者数 40人以上/日 複数日出現 ①新規陽性者数 5人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率5%以上 ③新規感染陽性率5%以上 ④病床使用率50%以上	自粛要請 県外受入自粛の強化等 不要不急の外出自粛 営業自体の自粛等		
	※①、②、③、④の全て ※②、③は7日間移動平均 ※④は紀北と紀南のいずれか			

府県	自粛要請・解除の判断基準	府県民への要請	事業主への要請	その他																																																																			
鳥取県	<p><鳥取県版新型コロナ警報> 10月13日、全国でも最も厳しい水準は維持しつつ、本県の医療提供体制を踏まえ、社会・経済活動との両立を図る見直を行った。</p> <p><現状> 東部地区 警報（11月11日付） 西部地区 注意報（11月6日付）</p> <p><基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>注意報</th> <th>警報</th> <th>特別警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>判断指標</td> <td>①新規陽性患者数 東部 1人/週、中部 1人/週、西部 1人/週</td> <td>東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>②現時点確保病床稼働率</td> <td>圏域ごとに稼働率15%超</td> <td>圏域ごとに稼働率50%超</td> </tr> <tr> <td>運用</td> <td colspan="3">発令 発令期間 解除</td> </tr> <tr> <td>活動制限</td> <td>外出・イベント・施設 学校</td> <td>保健所 医療・福祉 要請の法的根拠等</td> <td>警報 特別警報</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	注意報	警報	特別警報	判断指標	①新規陽性患者数 東部 1人/週、中部 1人/週、西部 1人/週	東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週			②現時点確保病床稼働率	圏域ごとに稼働率15%超	圏域ごとに稼働率50%超	運用	発令 発令期間 解除			活動制限	外出・イベント・施設 学校	保健所 医療・福祉 要請の法的根拠等	警報 特別警報		<p><県民の皆様へのお願い> ～ご自身と大切な人と地域を守ろう！会食・三密に注意！～</p> <p>○県のウェブページなどから正確な情報を確認し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静な行動をとって下さい。</p> <p>○身近なところで感染する可能性もあり、十分注意。親しい間柄であっても、マスクを外す瞬間をウイルスが狙っている。引き続き「三つの密」を避け、人との感染防止距離(概ね2m)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用、こまめな手洗い・換気などの感染予防に十分注意。特にリスクの高い高齢者、基礎疾患のある方や妊婦と会われる際は、特に注意。</p> <p>・帰宅後や何かを口に入れる前後(喫煙も含めて)の手洗いを徹底 ・人と会話する際や距離が近い場合のマスクの着用を徹底 ・倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など多少の違和感を自覚した場合、親しい人であっても人と接触する際にはマスクを着ける、人との会食はさける。</p> <p>○倦怠感、のどの違和感、発熱、味覚・嗅覚異常など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず、事前にかかりつけ医に連絡。相談先に迷う場合は「受診相談センター」に、接触が心配な場合は「接触者等相談センター」に相談。</p> <p>○お店を利用の際は、「新型コロナ感染予防対策協賛店」、「新型コロナ対策認証事業所」(業界団体等からの推薦を受け、感染拡大予防対策に自ら取り組む事業所)の積極的な活用を。</p> <p>○感染拡大地域にお出かけの際は、県ホームページで毎日更新中の「感染警戒地域」情報を参考に、感染予防を徹底し、警戒をお願いします。</p> <p>○ご自身の予防と感染拡大防止のため、接触確認アプリ(COCOA)や「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」等の活用を。</p> <p>○患者治療に当たる医療従事者やその家族などに対し、誤解や偏見に基づく差別をなくし、新型コロナに立ち向かっている患者、医療従事者の皆さまをみんなで応援しましょう。</p>	<p><事業者の皆様へ></p> <p>・事業者の皆様は、業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、大切なお客様とお店・従業員を守るため、感染予防対策を十分に実施。</p> <p>・「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」や厚生労働省「接触確認アプリ(COCOA)」を活用。</p> <p><イベント開催要件> (9/19～当面2月末) 県版ガイドラインの遵守を前提に以下のとおりとする。</p> <p>【収容率要件】</p> <p>①歓声・声援等が想定されないもの 席がある場合：収容率100%以内 席がない場合：人と人が接触しない程度の間隔</p> <p>②歓声・声援等が想定されるもの 席がある場合：収容率50%以内 席がない場合：十分な人と人との間隔(1m)</p> <p>※全国的・広域的な人の移動が見込まれる祭り等については、クラスター対策が困難であることから、中止を含めて慎重に判断。</p> <p>【人数上限】</p> <p>①収容人数1万人超⇒収容人数の50% ②収容人数1万人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)</p> <p>※現時点確保病床占有率が25%以上になった場合は、9月16日以前の基準に戻すこととする。(9月16日までの基準) 感染防止策を徹底して次の基準で実施。</p> <p>【屋内】5,000人以下かつ収容定員の50%以下の参加人数 【屋外】5,000人以下かつ人との間隔を十分確保(概ね2m)</p> <p>○イベント開催申出制度 定員50%超又は1,000人超、全国的イベントを開催する場合、1箇月前までに申出書提出が必要。</p>	<p>【ガイドライン策定】</p> <p>○学校寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン</p> <p>○部活動(運動部・文化部)における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン</p> <p>○会社寮等におけるガイドライン</p> <p>【感染拡大防止クラスター対策等条例】 (8月臨時議会議決、令和2年9月1日施行) 県民及び事業者が一丸となって新型コロナウイルス感染症の克服に取り組む。(詳細は省略)</p> <p>【新型コロナウイルスに関する差別的扱いや誹謗中傷から陽性者等を守る共同行動宣言】 (令和2年9月10日 鳥取県、鳥取県弁護士会、鳥取県警察本部及び鳥取地方法務局) 互いに連携して、患者や家族など新型コロナウイルスと闘う方々への差別的扱いや誹謗中傷を防ぐとともに、寄り添って支援する取組を進める。</p>																																														
	区分	注意報	警報	特別警報																																																																			
	判断指標	①新規陽性患者数 東部 1人/週、中部 1人/週、西部 1人/週	東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週																																																																				
		②現時点確保病床稼働率	圏域ごとに稼働率15%超	圏域ごとに稼働率50%超																																																																			
	運用	発令 発令期間 解除																																																																					
活動制限	外出・イベント・施設 学校	保健所 医療・福祉 要請の法的根拠等	警報 特別警報																																																																				
徳島県	<p>「とくしまアラート」の発動基準</p> <p><現状> 9月18日「とくしまアラート」を全県域で解除</p> <p><基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">①感染観察</th> <th colspan="2">②感染拡大注意</th> <th rowspan="2">③特定警戒</th> </tr> <tr> <th>注意</th> <th>強化</th> <th>漸増</th> <th>急増</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本方針</td> <td colspan="3">早期発見、封じ込めで感染拡大防止を図る</td> <td>必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る</td> <td>特措法第24条9項による感染拡大防止を図る</td> <td>国の指定を受け、特措法第45条等による強制性のある取組を実施する</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">発動基準</td> <td>直近1週間の累積新規感染者数</td> <td>—</td> <td>5人以上</td> <td>10人以上</td> <td>30人以上</td> <td>100人以上</td> <td>170人以上</td> </tr> <tr> <td>直近1週間の累積感染経路不明者割合</td> <td>—</td> <td colspan="2">50%</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">病床のひっ迫具合</td> <td>病床全体</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>最大確保病床の占有率1/5以上 現時点の確保病床数の占有率1/4以上</td> <td>最大確保病床の占有率1/2以上</td> </tr> <tr> <td>うち重症者病状</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>最大確保病床の占有率1/5以上 現時点の確保病床数の占有率1/4以上</td> <td>最大確保病床の占有率1/2以上</td> </tr> <tr> <td>療養者数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100人以上</td> <td>170人以上</td> </tr> <tr> <td>PCR陽性率</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>10%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>解除の判断基準</td> <td>—</td> <td colspan="5">発動1週間経過後、状況及び発動基準を照らし合わせて判断</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①感染観察			②感染拡大注意		③特定警戒	注意	強化	漸増	急増	基本方針	早期発見、封じ込めで感染拡大防止を図る			必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る	特措法第24条9項による感染拡大防止を図る	国の指定を受け、特措法第45条等による強制性のある取組を実施する	発動基準	直近1週間の累積新規感染者数	—	5人以上	10人以上	30人以上	100人以上	170人以上	直近1週間の累積感染経路不明者割合	—	50%		50%	50%	50%	病床のひっ迫具合	病床全体	—	—	—	最大確保病床の占有率1/5以上 現時点の確保病床数の占有率1/4以上	最大確保病床の占有率1/2以上	うち重症者病状	—	—	—	最大確保病床の占有率1/5以上 現時点の確保病床数の占有率1/4以上	最大確保病床の占有率1/2以上	療養者数	—	—	—	—	100人以上	170人以上	PCR陽性率	—	—	—	—	10%	—	解除の判断基準	—	発動1週間経過後、状況及び発動基準を照らし合わせて判断					<p><県民への呼びかけ></p> <p>基本的な感染予防の徹底(3密回避等)</p> <p>○3密回避を遵守した「新しい生活様式」の徹底に向けた注意喚起 ⇒感染者の多い「若年層」、中でも感染リスクの高い行動を取る対象者に向けた効果的な情報発信 感染拡大防止の主役として、高齢者等のみならず、自分自身のいのちを守ることにつながるというメッセージ</p> <p>○COCOA及び「とくしまコロナお知らせシステム」の普及促進</p> <p>○ターゲット毎に適切なメディアを通じた分かりやすいメッセージの発信</p> <p>[重症化しやすい人(高齢者など)] 3密の徹底的な回避、安全な活動については推奨</p> <p>[中年] 職場での感染予防徹底、宴会等における注意喚起</p> <p>[若者] クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等における注意喚起</p> <p>[医療従事者・介護労働者] リスクの高い場所に行かない</p>	<p><イベント開催の考え方></p> <p>必要な感染防止策が担保される場合は緩和することとし、次の収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする。</p> <p>【収容率要件】</p> <p>①歓声・声援等が想定されないもの 席がある場合：収容率100%以内 席がない場合：人と人が接触しない程度の間隔</p> <p>②歓声・声援等が想定されるもの 席がある場合：収容率50%以内 席がない場合：十分な人と人との間隔(1m)</p> <p>※全国的・広域的な人の移動が見込まれる祭り等については、クラスター対策が困難であることから、中止を含めて慎重に判断。</p> <p>【人数上限】</p> <p>①収容人数1万人超⇒収容人数の50% ②収容人数1万人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)</p> <p>※現時点確保病床占有率が25%以上になった場合は、現在の基準に戻すこととする。</p> <p>※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる</p> <p><大規模イベントにおける感染防止策の事前相談></p> <p>・全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントを開催予定の場合の県へ相談感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対策等を求める。</p> <p><事業者のみなさんへ></p> <p>・基本的な感染予防の徹底(3密回避等)</p> <p>・ガイドラインの遵守を徹底。</p> <p>・COCOA及び「とくしまコロナお知らせシステム」の更なる周知及び普及促進の更なる強化</p> <p>・テレワーク等の推進</p>	<p><共通事項></p> <p>「とくしまスマートライフ宣言!」(「新しい生活様式」「感染拡大予防ガイドライン」の実践)</p> <p>「徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例」(令和2年10月16日施行)</p> <p>・事業者の感染防止策が義務化</p> <p>・クラスター等発生時の公表の流れを策定</p> <p>・不当な差別的取り扱いや誹謗(ひぼう)中傷を禁止</p>
	区分		①感染観察			②感染拡大注意			③特定警戒																																																														
		注意	強化	漸増	急増																																																																		
	基本方針	早期発見、封じ込めで感染拡大防止を図る			必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る	特措法第24条9項による感染拡大防止を図る	国の指定を受け、特措法第45条等による強制性のある取組を実施する																																																																
	発動基準	直近1週間の累積新規感染者数	—	5人以上	10人以上	30人以上	100人以上	170人以上																																																															
直近1週間の累積感染経路不明者割合		—	50%		50%	50%	50%																																																																
病床のひっ迫具合		病床全体	—	—	—	最大確保病床の占有率1/5以上 現時点の確保病床数の占有率1/4以上	最大確保病床の占有率1/2以上																																																																
		うち重症者病状	—	—	—	最大確保病床の占有率1/5以上 現時点の確保病床数の占有率1/4以上	最大確保病床の占有率1/2以上																																																																
療養者数	—	—	—	—	100人以上	170人以上																																																																	
PCR陽性率	—	—	—	—	10%	—																																																																	
解除の判断基準	—	発動1週間経過後、状況及び発動基準を照らし合わせて判断																																																																					

構成団体の新型コロナウイルス感染症に関する経済対策等の状況（11月15日時点）

別添1-3

1 経済・雇用対策

※今回追加

団体	(1) 事業継続支援	(2) 雇用継続支援	(3) 農林水産業等の経営支援・需要喚起
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設 ・ 係料負担の軽減、融資期間の延長、利子の補助 ○新型コロナウイルス感染症拡大防止臨時支援金の交付 ・ 中小企業20万円、個人事業主10万円(県と協調する市町村を別途上乘せして交付) ○経営力強化補助金の交付(補助率:小規模企業3/4、中小企業2/3、補助上限額:50万円) ○商工会・商工会議所の体制強化 ○小規模事業者の新たな取組に対する支援 ○宿泊施設等への感染症対策等補助金の交付(補助率:3/4、補助上限額:30万円) ○保育所(認可外含む)の臨時休園や登園自粛に伴い発生する利用料の割引軽減にかかるとの負担をトップへ財政支援 ○県や県等の支援情報等を集約し、元的に情報提供するワンストップ窓口の設置 ○新しい生活・産業様式の確立に向けた支援 ○中小企業、大型商業施設等における業種別(分野)に基づく感染防止対策等に対し補助 ○障害福祉サービス事業所等における職員体制を強化するため ○感染職員を新たに雇った場合の人員費を助成 ○中小企業等の連携による新事業創出に向けた支援 ○専門家派遣・窓口相談等事業の拡充 ○商店団体の等が実施する中小企業等への支援に対する補助 ○県民モデル等の作成を通じたBCP策定支援 ○観光二次交通事業者への感染防止対策等支援 ○地域公共交通の運行維持・確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○WEB上での合同企業説明会の開催 ○雇用調整助成金の申請支援 ・ 社会保険労務士が常駐する雇用調整助成金に特化した相談窓口を設置 ○緊急雇用の創出(約200名) ○離職者早期再就職支援 ・ 解雇や雇止めによる離職者等を雇用了した事業主に対する助成 ○プロフェッショナル人材の確保に係る助成 ○テレワークの専任・在宅ワークの普及に向けた支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○「いまだから」地産地消キャンペーンの実施 ・ 流通・販売が停滞している県産農畜水産物について、定額宅配キャンペーン等を実施(宅配料金、事務費等を支援) ○肉用牛経営安定対策 ・ 肥育経営安定交付金の上乗せ支援 ○水産振興資金の利子補給等 ・ 間に資金の貸付を受けている者に対して据置期間を追加するため、利息及び保証料を支援 ○琵琶湖漁業流通調整緊急支援事業 ・ 漁業者への影響抑制を目的に、水産加工工業・養殖漁業各団体が、加工品や養殖水産物を営業倉庫に保管する取組を支援 ○大手通販サイトを活用し、加工食品・工芸品などの具産品を販売するWEB物産展を開催 ○県産食材(近江牛、近江しやも、湖魚等)を学校給食への混供支援 ○県内市場の活性化のため近江牛を購入した買参人に奨励金を交付 ○輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備支援 ○収入保険の保険料の一部助成により、保険加入を推進し、収入減少リスクへの備えを強化 ○牛解体により発生する原皮処理費用の支援 ○地酒購入にかかるとの配送費用等補助を通じた販売促進支援
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ○京都府・京都市新型コロナウイルス感染症対応資金の創設 ・ 実質無利子、無担保の新設制度の実施のための預託金の積増や利子補給 ・ 融資限度額の拡充(3千万円→4千万円) ○休業要請対象事業者支援給付金(中小企業・団体一律20万円、個人事業主一律10万円) ○新型コロナウイルス感染症緊急応急支援補助金 ・ 小規模事業者、農林水産業者、文化芸術関係者等2/3(上限20万円) 中小企業1/2(上限30万円)、企業1/2/3(上限20万円×事業者数+共通経費) ○中小企業緊急経営支援コールセンターの設置(5/1～) ○中小企業診断士等による経営相談や支援制度の案内等実施 ○観光事業者に対する緊急伴走支援 ○文化芸術関係者に対するネット窓口の設置 ○「チャット相談会」やECサイトの活用 ○京都の技術を活かした緊急生産支援 ○企業従業員等の在宅研修の支援 ○新型コロナウイルス感染症対策中小企業等事業再出発支援補助金(補助率10/10、上限10万円) ○商店街再出発応援設備投資等支援事業費補助金(補助率2/3、上限300万円) ○ものづくり等再出発相談窓口の設置 ○中小企業・生産設備投資等支援(補助率1/2(生産設備15%) 上限:中小企業1,000万円/グループ2,000万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業雇用継続緊急支援センター(5/11設置) ・ 雇用調整助成金の相談センターを国・京都市府共同で開設 ○京都府労働相談所の体制強化 ○京都ジョブパークの体制強化 ○eラーニングを活用した職業訓練環境の整備 ・ 学生インターンシップ応募センターの設置 ・ 府内企業のアパレル求人情報紹介を通じて、経済的に困難な状況にある学生を支援 ○京都府会計年度任用職員採用(約50名) ○障害者雇用サポート強化事業 ・ 障害者就業・生活支援センターの支援体制の充実強化 ○京都未来塾事業 ・ 経済的な影響を受けた求職者を一定期間雇用し、研修と企業実習の訓練コースを受講する機会とで、中小企業の未来を担う人材を育成、正規雇用につなげる仕組みを構築 ○コロナ離職者雇用支援 ○正規:30万円/人、非正規:10万円/人) ○府内企業への就職促進に向けた有償化(カーリブ)への支援(1ヶ月:8万円/人、2ヶ月以上:16万円/人) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪産(もん)エールサイト」の開設 ・ 府民や事業者からの「応援購入」の輪を広げることとを目的に、影響を受けている農林漁業者の情報を集約して発信 ・ 感染リスクを下げることを目的に、取り寄せ可能な大阪産(もん)等の情報を集約して発信
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ○「新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設 ・ 預託金を増額し制度融資枠を拡大。利用事業に利子補給 ○「休業要請支援金(府・市町村共同支援金)」の交付 ・ 中小企業100万円、個人事業者50万円、市町村に1/2負担を要請 ○中小企業等への支援(休業要請外支援金) ・ 中小法人主:2事業所以上100万円、1事業所50万円 ・ 個人事業主:2事業所以上50万円、1事業所25万円 ○商工会議所等への金融相談専門員の設置費用補助 ○中小企業の研究開発等への支援(大阪産業技術研究所の利用料金減額) ○商店街等の事業継続支援 ○飲食店等への換気設備等の導入支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○非常勤職員の緊急雇用(内定取消等就労機会を失った方50名程度、経済状況が悪化した大学生等60名程度) ○雇用調整助成金の申請方法等に関する特別相談会の開催 ○総合就業支援拠点OSAKAのごと(カーリブ)において、就職活動に関するカーリブの配信や求人中の企業情報を発信 ○中小・労働者が参加するカーリブ・インターンシップを開催 ○コロナ就職氷河期におけるテレワークの促進を図るため、学生・労働者が参加するカーリブ・インターンシップを開設 ○民間人材サービス事業者と連携した緊急雇用対策 ・ 民間人材サービス事業者との連携のため、失業者を採用した企業等へ支援金を支給。(正規雇用:25万円、非正規雇用:12.5万円) ○コロナにおける離職者や休業者等を対象とした早期再就職支援 ○カーリブ導入から定着までを支援する大阪府カーリブ・インターン設置 ○カーリブによる労働相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪産(もん)エールサイト」の開設 ・ 府民や事業者からの「応援購入」の輪を広げることとを目的に、影響を受けている農林漁業者の情報を集約して発信 ・ 感染リスクを下げることを目的に、取り寄せ可能な大阪産(もん)等の情報を集約して発信
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設 ・ 国に連動した中小企業融資制度を新設(貸付限度額4,000万円、当初3年間の利子補給、制度融資の融資目標額引上げ1兆→1兆3,000億円) ○新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付の創設 ○経営継続支援金の給付 ・ 中小法人100万円、個人事業主50万円(飲食店等中小法人30万円、個人事業主15万円) ○地域企業再起支援事業 ○中小企業等事業再開に伴う感染防止対策等の支援 ○感染対策を講じた商店街等の支援 ○業種ごとの感染予防拡大ガイドラインの作成 ○新型コロナウイルス追跡システム等の整備 ○バス・船舶の感染防止対策経費の支援 ○県民利用具施設の閉鎖・休館に伴う施設事業者への財産使用料の減免 ○職員の在宅勤務環境整備のためのリモートワークの増強 ○市町が水道料金を減免する場合に原水道料金の免除(3ヶ月間) ○がんばるお店・お宿応援事業 ○車内等の密度に配慮した運行に取り組み地域公共交通事業者へ支援 ○京都丹後鉄道の運行支援(外出自粛等による減収支援) ○県庁舎当におけるひょうごスタイルの推進(カーリブ会議室の導入等) ○県庁舎等における県民の感染防止対策の推進(7/11/板、消毒液等の設置) ○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設・融資枠拡充 ・ 貸付枠 865億円 → 1,954億円 ○制度融資 新型コロナウイルス感染症関連資金の融資枠拡充 ・ 貸付枠 635億円 → 2,646億円 ○新型コロナウイルス感染症防止協力金(総付額 中小企業20万円、個人事業主10万円) ○経営相談窓口の設置 ○商工会議所等が行うカーリブを活用した経営相談体制の構築に対し補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○WEB上での合同企業説明会の開催 ○雇用調整助成金の申請支援 ・ 社会保険労務士が常駐する雇用調整助成金に特化した相談窓口を設置 ○緊急雇用の創出(約200名) ○離職者早期再就職支援 ・ 解雇や雇止めによる離職者等を雇用了した事業主に対する助成 ○プロフェッショナル人材の確保に係る助成 ○テレワークの専任・在宅ワークの普及に向けた支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○肉用牛肥育経営安定対策 ・ 生産者積立金不足見込額を県畜産協会に無利子貸付 ○野菜価格安定対策 ・ 市場価格が一定基準を下回った場合の産額補填に充てる資金の追加造成 ○県産農産物等のECサイトを活用した販売促進 ○出品時の初期費用補助、県認証食品PRキャンペーンの実施 ○農業者・水産加工業者等の資金繰り支援 ○山田錦等酒米持続的生産応援事業の実施 ○県内地鶏肉・水産物等の学校給食提供の支援 ○県産水産物の料理支援、販売フェアの構築、販売促進PR ○県公式オンラインショップ「ひょうご市場」の販売促進キャンペーン ○県産着水産物の販売・相談・支援等のため、美味いもん情報ネットワーク(御食国ひょうご(仮称))創設 ○県産農林水産物直売・消費応援事業の実施(金春配布) ○ひょうごの酒・酒米の需要拡大促進(ハート実施) ○但馬牛・神戸ビーフの需要喚起のため、但馬牧場公園の情報発信力強化(オアシス講座、出前講座) ○県産木材利用拡大キャンペーン事業の実施(住宅建築費支援)
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設(実質無利子、無担保) ・ 預託金を増額し制度融資枠を拡大。当初3年間の無利子融資を行うための利子補給を実施 ○観光緊急対策枠の創設(観光関連事業者向けの無利子融資) ・ 当初1年間の無利子融資を行うための利子補給、保証料補助を実施 ・ 支援本部(4/28～立ち上げ) ○事業施策検討チーム及び総合支援相談窓口を設置 ○事業継続支援金(20万円～100万円の支援金を支給) ○県内事業者事業継続推進(補助限度額100万円、補助率2/3) ○和歌山県観光客あんしん受入環境整備(補助限度額1,000万円、補助率3/4 ※大企業2/3) ○持続化給付金申請サポート ・ Web申請をサポートする人材を確保する商工会・商工会議所を支援 ○家賃支援金 ・ 家賃月額を6か月分支給、上限額(月額):法人12.5万円、個人6.25万円 ・ 複数店舗を所有するなど家賃の総支払額が高い場合、上限額を法人25万円、個人12.5万円に引き上げ。但し、引き上げ部分は給付率は家賃額の1/12相当 	<ul style="list-style-type: none"> ○WEB上での合同企業説明会の開催 ○雇用調整助成金の申請支援 ・ 社会保険労務士が常駐する雇用調整助成金に特化した相談窓口を設置 ○緊急雇用の創出(約200名) ○離職者早期再就職支援 ・ 解雇や雇止めによる離職者等を雇用了した事業主に対する助成 ○プロフェッショナル人材の確保に係る助成 ○テレワークの専任・在宅ワークの普及に向けた支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○肉用牛肥育経営安定対策 ・ 生産者積立金不足見込額を県畜産協会に無利子貸付 ○野菜価格安定対策 ・ 市場価格が一定基準を下回った場合の産額補填に充てる資金の追加造成 ○県産農産物等のECサイトを活用した販売促進 ○出品時の初期費用補助、県認証食品PRキャンペーンの実施 ○農業者・水産加工業者等の資金繰り支援 ○山田錦等酒米持続的生産応援事業の実施 ○県内地鶏肉・水産物等の学校給食提供の支援 ○県産水産物の料理支援、販売フェアの構築、販売促進PR ○県公式オンラインショップ「ひょうご市場」の販売促進キャンペーン ○県産着水産物の販売・相談・支援等のため、美味いもん情報ネットワーク(御食国ひょうご(仮称))創設 ○県産農林水産物直売・消費応援事業の実施(金春配布) ○ひょうごの酒・酒米の需要拡大促進(ハート実施) ○但馬牛・神戸ビーフの需要喚起のため、但馬牧場公園の情報発信力強化(オアシス講座、出前講座) ○県産木材利用拡大キャンペーン事業の実施(住宅建築費支援)
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設(実質無利子、無担保) ・ 預託金を増額し制度融資枠を拡大。当初3年間の無利子融資を行うための利子補給を実施 ○観光緊急対策枠の創設(観光関連事業者向けの無利子融資) ・ 当初1年間の無利子融資を行うための利子補給、保証料補助を実施 ・ 支援本部(4/28～立ち上げ) ○事業施策検討チーム及び総合支援相談窓口を設置 ○県内事業者事業継続推進(補助限度額100万円、補助率2/3) ○和歌山県観光客あんしん受入環境整備(補助限度額1,000万円、補助率3/4 ※大企業2/3) ○持続化給付金申請サポート ・ Web申請をサポートする人材を確保する商工会・商工会議所を支援 ○家賃支援金 ・ 家賃月額を6か月分支給、上限額(月額):法人12.5万円、個人6.25万円 ・ 複数店舗を所有するなど家賃の総支払額が高い場合、上限額を法人25万円、個人12.5万円に引き上げ。但し、引き上げ部分は給付率は家賃額の1/12相当 	<ul style="list-style-type: none"> ○WEB上での合同企業説明会の開催 ○雇用調整助成金の申請支援 ・ 社会保険労務士が常駐する雇用調整助成金に特化した相談窓口を設置 ○緊急雇用の創出(約200名) ○離職者早期再就職支援 ・ 解雇や雇止めによる離職者等を雇用了した事業主に対する助成 ○プロフェッショナル人材の確保に係る助成 ○テレワークの専任・在宅ワークの普及に向けた支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○肉用牛肥育経営安定対策 ・ 生産者積立金不足見込額を県畜産協会に無利子貸付 ○野菜価格安定対策 ・ 市場価格が一定基準を下回った場合の産額補填に充てる資金の追加造成 ○県産農産物等のECサイトを活用した販売促進 ○出品時の初期費用補助、県認証食品PRキャンペーンの実施 ○農業者・水産加工業者等の資金繰り支援 ○山田錦等酒米持続的生産応援事業の実施 ○県内地鶏肉・水産物等の学校給食提供の支援 ○県産水産物の料理支援、販売フェアの構築、販売促進PR ○県公式オンラインショップ「ひょうご市場」の販売促進キャンペーン ○県産着水産物の販売・相談・支援等のため、美味いもん情報ネットワーク(御食国ひょうご(仮称))創設 ○県産農林水産物直売・消費応援事業の実施(金春配布) ○ひょうごの酒・酒米の需要拡大促進(ハート実施) ○但馬牛・神戸ビーフの需要喚起のため、但馬牧場公園の情報発信力強化(オアシス講座、出前講座) ○県産木材利用拡大キャンペーン事業の実施(住宅建築費支援)

団体	(1) 事業継続支援	(2) 雇用継続支援	(3) 農林水産業等の経営支援・需要喚起
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設 ○無利子・無保証料融資の対象拡大(売上高△5%以上) ○保証料ゼロ、実質無利子(当初3年間)、上限3千万円 ○融資限度額拡大(3千万円→4千万円) ○セーフティ資金(経営変動対策資金)「経営安定借換資金」の融資料を計200億円拡大 ○経済変動対策資金の創設 ○徳島県新型コロナウイルス感染症対応資金の拡充 ○特に厳しい経営環境の中にある中小・小規模事業者に対し、雇用及び事業継続への頭張りを応援するため、100万円を上限に給付 ○中小企業・個人事業主に対する原有施設ナットの減免 ○新型コロナウイルス関連特別相談窓口の創設 ○企業従業員等のメンタル研修の支援 ○県内のデパート・テリハリー情報発信支援サポールの開設 ○生活衛生関係営業業者の応援給付金 ○生活衛生型新型コロナウイルス感染症対策貸付で融資を受けた金額の10%(上限100万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ○経済変動対策緊急生活資金の拡充(拡大融資枠1億円) ○経路の影響を受ける勤労者の生活の安定を図るため、実質無利子融資を創設 ○採用内定取消者等を対象とした会計年度任用職員の採用(20名程度) ○就職支援事業所等におけるインターネットを活用した就職拡大等 ○Web企業説明会開催支援事業 ○求職者と県内企業とのマッチングの機会を確保するため、Web広報力向上セミナー、企業説明会を開催し、企業の採用活動を支援する。 ○新型コロナウイルス感染症の影響で、非正規雇用者を中心に厳しい雇用情勢にあることから、幅広い世代を対象に「雇用の安定化」を促進支援する。 ○オンライン合同企業説明会の実施や就職情報サポールの情報発信等を支援(補助率1/2上限40万円等) ○離職者の早期再就職を支援するための職業訓練等 ○雇用維持のために実施する教育訓練に対し助成(補助率2/3、上限100万円) ○離職者を正規雇用した企業に雇用安定支援金を支給 ○就職継続事業所が行う新商品開発等の取組に要する経費を補助 ○新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた県内求職者の就労促進を支援(補助率1/2、日額当上りの上限3,600円) ○「新型コロナウイルス対策 企業・雇用サポートチーム」の活動の充実、求職・相談者への相談対応の周知を強化 ○障がい者雇用におけるテレワーク等導入を実施する企業への支援(委託事業75万円/社) 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対策緊急生活資金の拡充(拡大融資枠1億円) ○保証料ゼロ、実質無利子(当初5年間)の制度融資 ○新型コロナウイルス感染症対応資金の拡充 ○金融機関の融資を受けた農林漁業者のうち、特に影響が大きい方に100万円を上限に給付 ○各種無料相談の紹介や専門家派遣を行う窓口開設 ○手数料・福祉施設において原産地産品を支援 ○県内飲食店での阿波地産美菜キャンペーンの開催 ○県内食品流通業と連携した阿波地産品の販売促進 ○「海産品のネット販売」生産体制に向けた支援 ○滞留した原木のストックアウト、確保や運搬、仕分を実施 ○滞留した製材の保管やアウト工場への運搬を実施 ○国産補対象外の山仕事への支援による雇用創出 ○県産農林水産物を活用した雇用継続やアウト、商品開発等に取り組み飲食店や旅館等の幅広い取組に10万円を支援 ○農業現場等で新型コロナウイルス感染症の影響が出た場合等の営農活動の支援体制構築 ○牛マルシェの拡充、牛肉保管費用に対する支援 ○鳥取和牛等を中小中学校給食に提供する食育の推進 ○素材生産業者等のストックアウトの確保、原木の活用への転換等の取組に対して支援 ○県産木材の需要増に向けた乾燥技術の実証試験 ○皇販店や鮮魚直売店等と連携した県産魚介の開催、魚食普及動画による情報発信 ○渡航を伴わない農林水産物の新たな販促活動 ○県産食材を使用した食品加工事業者の相談窓口設置 ○試食に代わる試供品の提供やアウト商談等対面によらない販売活動に対して助成(補助率2/3、上限50万円) ○県産食材等を県外の自宅に過す友人・知人等に配送する取組を支援 ○農業水産分野での雇用の受け皿づくり ○事業者が連携して行う地域の盛上げや需要喚起に繋がる取組を支援(補助率3/4、上限200万円) ○アウト・アウトイングを活用して20%のプレミアムがつけられた県内事業者の先取り応援券を取売 ○農林水産業の共同利用施設で行う出荷作業時の感染予防対策等を支援 ○農林水産業関係団体が行う販路拡大等を支援 ○漁業者等の資金繰り支援(利子補給による貸付利率の無利子化等) ○県内の食材・飲食店等の魅力発信の強化
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急融資制度の充実(令和2年5月～) ○中小企業経営支援緊急対策事業の充実 ○市観光事業者等緊急支援補助制度の実施 ○補助率3/4、上限額30万円 ○京都市中小企業等緊急支援補助金の創設 ○補助率3/4等・上限額30万円 ○飲食店テリハリー・ホテルの活用促進 ○本市の家庭保育の協力依頼に基づく保育園等への登園自粛、又は保育園等による臨時休園が行われた場合における保育料返還 ○商店街緊急支援補助金 ○京都市10・上限額会員数50以上は200万円・50未満は100万円補助率9/10・上限額30万円 ○補助率9/10、上限額個人又はグループは40万円、団体は100万円 ○和装産地支援事業 ○中小企業等支援策活用サポーターセンターの運用 ○中小企業等支援策活用サポーターセンターの運用 ○就業継続支援事業B型事業所における工賃助成 ○就労継続支援A型事業所における工賃助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○失業者等の優先募集(臨時・非常勤職員) ○経済状況が悪化した大学生等を対象とした臨時募集(非常勤職員) ○雇用調整助成金申請窓口の混雑緩和に向けた取組 ○京都労働局と連携し、「初めての雇用調整助成金」オンライン説明会を開催(令和2年5月) ○市観光協会と連携し、「初めての雇用調整助成金」研修動画の制作及び配信(令和2年5月～) ○WEBを活用した就職相談や企業紹介等の実施 ○事業継続に向けた中小企業等担い手確保・育成支援 ○雇用情勢の悪化を契機とする社会福祉施設の担い手確保対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対策緊急生活資金の拡充(拡大融資枠1億円) ○保証料ゼロ、実質無利子(当初3年間)の制度融資 ○新型コロナウイルス感染症対応資金の拡充 ○金融機関の融資を受けた農林漁業者のうち、特に影響が大きい方に100万円を上限に給付 ○各種無料相談の紹介や専門家派遣を行う窓口開設 ○手数料・福祉施設において原産地産品を支援 ○県内飲食店での阿波地産美菜キャンペーンの開催 ○県内食品流通業と連携した阿波地産品の販売促進 ○「海産品のネット販売」生産体制に向けた支援 ○滞留した原木のストックアウト、確保や運搬、仕分を実施 ○滞留した製材の保管やアウト工場への運搬を実施 ○国産補対象外の山仕事への支援による雇用創出 ○県産農林水産物を活用した雇用継続やアウト、商品開発等に取り組み飲食店や旅館等の幅広い取組に10万円を支援 ○農業現場等で新型コロナウイルス感染症の影響が出た場合等の営農活動の支援体制構築 ○牛マルシェの拡充、牛肉保管費用に対する支援 ○鳥取和牛等を中小中学校給食に提供する食育の推進 ○素材生産業者等のストックアウトの確保、原木の活用への転換等の取組に対して支援 ○県産木材の需要増に向けた乾燥技術の実証試験 ○皇販店や鮮魚直売店等と連携した県産魚介の開催、魚食普及動画による情報発信 ○渡航を伴わない農林水産物の新たな販促活動 ○県産食材を使用した食品加工事業者の相談窓口設置 ○試食に代わる試供品の提供やアウト商談等対面によらない販売活動に対して助成(補助率2/3、上限50万円) ○県産食材等を県外の自宅に過す友人・知人等に配送する取組を支援 ○農業水産分野での雇用の受け皿づくり ○事業者が連携して行う地域の盛上げや需要喚起に繋がる取組を支援(補助率3/4、上限200万円) ○アウト・アウトイングを活用して20%のプレミアムがつけられた県内事業者の先取り応援券を取売 ○農林水産業の共同利用施設で行う出荷作業時の感染予防対策等を支援 ○農林水産業関係団体が行う販路拡大等を支援 ○漁業者等の資金繰り支援(利子補給による貸付利率の無利子化等) ○県内の食材・飲食店等の魅力発信の強化
京都市	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急融資制度の充実(令和2年5月～) ○中小企業経営支援緊急対策事業の充実 ○市観光事業者等緊急支援補助制度の実施 ○補助率3/4、上限額30万円 ○京都市中小企業等緊急支援補助金の創設 ○補助率3/4等・上限額30万円 ○飲食店テリハリー・ホテルの活用促進 ○本市の家庭保育の協力依頼に基づく保育園等への登園自粛、又は保育園等による臨時休園が行われた場合における保育料返還 ○商店街緊急支援補助金 ○京都市10・上限額会員数50以上は200万円・50未満は100万円補助率9/10・上限額30万円 ○補助率9/10、上限額個人又はグループは40万円、団体は100万円 ○和装産地支援事業 ○中小企業等支援策活用サポーターセンターの運用 ○中小企業等支援策活用サポーターセンターの運用 ○就業継続支援事業B型事業所における工賃助成 ○就労継続支援A型事業所における工賃助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○失業者等の優先募集(臨時・非常勤職員) ○経済状況が悪化した大学生等を対象とした臨時募集(非常勤職員) ○雇用調整助成金申請窓口の混雑緩和に向けた取組 ○京都労働局と連携し、「初めての雇用調整助成金」オンライン説明会を開催(令和2年5月) ○市観光協会と連携し、「初めての雇用調整助成金」研修動画の制作及び配信(令和2年5月～) ○WEBを活用した就職相談や企業紹介等の実施 ○事業継続に向けた中小企業等担い手確保・育成支援 ○雇用情勢の悪化を契機とする社会福祉施設の担い手確保対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○京都市中小企業等緊急支援補助金の創設(再掲) ○アウト、アウト、アウト(再掲) ○協議所、各区等で運営)を集約し、市ホームページで発信 ○安全・安心で新鮮な魚介類が購入できる「おうちdeおさかdeおさか」に連携し、4月28日から7月31日まで実施(京都市の支援のもと、市場内の水産物卸組合と小売団体が協力して実施、4月28日～7月31日) ○京都料理芽生会や生産者等と連携し、旬の市場流通食材を参加者に配送し、自宅で吃を学べる「わかれ和食料理教室」や、親子で学べる「わが家食べ比べ教室」や「わが家料理教室」を開催(令和2年7月、9月、10～3月) ○NPO法人と連携した、市場流通食材の子どもの食育教室「京都市中央市場選抜!おうちde京の食文化」を新たに開設し、仲間業者が全国から厳選した多種多様な鮮魚をはじめ、ちりめん山椒等の塩干食材など、「京の食文化」を堪能できる商品を10月19日から全国向けに販売開始(京都市のサポートの下、小売団体が主体の企画・開発・運営を行い、市場内の水産物卸組合が連携して実施10月19日～) ○包括連携協定と連携し、学生が短時間で簡単に作れておいしい家庭料理を学べる「大学生がわかる!時短料理教室」の開催(10月～12月) ○新しい生活様式に即した非接触型販売手法などの導入支援や、京野菜の販路拡大・販売促進により需要を下支えし、持続的に産地を行える環境を整備 ○木材価格の低下が発生している中、価格の安定と事業継続を図るため、産地への運搬経費を助成し、海外を含む販路開拓を支援。また、新しい生活が体感できるように産地・林業関係者への支援
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府と協調し「休業要請支援金」を支給 ○ものづくり中小企業緊急支援事業(大阪産業技術研究所の利用料減額) ○所管施設やイベント・休館・減価措置等に伴う指定管理者への収入補填 ○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた港湾関連事業者等の港湾施設使用料、貸付料等の支払期限を延長 ○大阪府と共同し「感染拡大防止に向けた営業時間短縮助成金」を支給 ○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市立駐車場指定管理者の基本納付金の支払期限を延長 ○広告料使用料の支払期限を延長 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急雇用対策として会計年度任用職員を採用(50名) ○離職(解雇・雇止め)や、内定取消、事業活動の縮小により仕事を失った事業主(フリーランスを含む)などを対象 ○外国人のための相談窓口の体制強化(公財)大阪国際交流センター) ○コロナ就職氷河期に備えた採用拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対策緊急生活資金の拡充(拡大融資枠1億円) ○保証料ゼロ、実質無利子(当初5年間)の制度融資 ○新型コロナウイルス感染症対応資金の拡充 ○金融機関の融資を受けた農林漁業者のうち、特に影響が大きい方に100万円を上限に給付 ○各種無料相談の紹介や専門家派遣を行う窓口開設 ○手数料・福祉施設において原産地産品を支援 ○県内飲食店での阿波地産美菜キャンペーンの開催 ○県内食品流通業と連携した阿波地産品の販売促進 ○「海産品のネット販売」生産体制に向けた支援 ○滞留した原木のストックアウト、確保や運搬、仕分を実施 ○滞留した製材の保管やアウト工場への運搬を実施 ○国産補対象外の山仕事への支援による雇用創出 ○県産農林水産物を活用した雇用継続やアウト、商品開発等に取り組み飲食店や旅館等の幅広い取組に10万円を支援 ○農業現場等で新型コロナウイルス感染症の影響が出た場合等の営農活動の支援体制構築 ○牛マルシェの拡充、牛肉保管費用に対する支援 ○鳥取和牛等を中小中学校給食に提供する食育の推進 ○素材生産業者等のストックアウトの確保、原木の活用への転換等の取組に対して支援 ○県産木材の需要増に向けた乾燥技術の実証試験 ○皇販店や鮮魚直売店等と連携した県産魚介の開催、魚食普及動画による情報発信 ○渡航を伴わない農林水産物の新たな販促活動 ○県産食材を使用した食品加工事業者の相談窓口設置 ○試食に代わる試供品の提供やアウト商談等対面によらない販売活動に対して助成(補助率2/3、上限50万円) ○県産食材等を県外の自宅に過す友人・知人等に配送する取組を支援 ○農業水産分野での雇用の受け皿づくり ○事業者が連携して行う地域の盛上げや需要喚起に繋がる取組を支援(補助率3/4、上限200万円) ○アウト・アウトイングを活用して20%のプレミアムがつけられた県内事業者の先取り応援券を取売 ○農林水産業の共同利用施設で行う出荷作業時の感染予防対策等を支援 ○農林水産業関係団体が行う販路拡大等を支援 ○漁業者等の資金繰り支援(利子補給による貸付利率の無利子化等) ○県内の食材・飲食店等の魅力発信の強化
堺市	<ul style="list-style-type: none"> ○制度融資の信用保証料を全額市が負担する制度を実施(4/15～9/30) ○中小企業のテレワーク導入支援(第1次募集)〈補助金額上限:50万円、補助率:2/3〉 ○大阪府と協調し「休業要請支援金」を支給。 ○市内NPO法人に対する支援金(8/31受付終了) ○先端設備等導入支援補助金の創設 ○頭張る中小企業支援補助金の創設 ○中小企業テレワーク導入支援(第2次募集)〈補助金額上限:50万円、補助率:1/2〉 ○中小企業テレワーク導入支援(第3次募集)〈補助金額上限:50万円、補助率:1/2〉 ○キャリア支援を活用した市内消費活性化事業(11月実施・20%還元) ○介護・障害者・障害児サードビジネス事業所に対する支援金 ○中小企業テレワーク導入支援(第3次募集・11/9受付開始) ○商店街等における感染症対策等に対する補助 ○従業員通勤用に自転車駐車場を整備する事業所への補助 ○タクシー事業者への感染防止策に要した費用等の補助金 ○公共交通事業者への感染防止策に要した費用等の補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用調整助成金相談窓口の設置(4/30～予約受付開始) ○就職相談体制の強化 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、内定取消・雇止め・解雇をされた方などの再就職を支援するため、市の就業支援施設においてオンライン相談を導入。(5/1～開設) ○Web合同企業説明会の実施 ○再就職支援プログラムの実施および参加企業への雇用支援金の支給(10/20開始) 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対策緊急生活資金の拡充(拡大融資枠1億円) ○保証料ゼロ、実質無利子(当初5年間)の制度融資 ○新型コロナウイルス感染症対応資金の拡充 ○金融機関の融資を受けた農林漁業者のうち、特に影響が大きい方に100万円を上限に給付 ○各種無料相談の紹介や専門家派遣を行う窓口開設 ○手数料・福祉施設において原産地産品を支援 ○県内飲食店での阿波地産美菜キャンペーンの開催 ○県内食品流通業と連携した阿波地産品の販売促進 ○「海産品のネット販売」生産体制に向けた支援 ○滞留した原木のストックアウト、確保や運搬、仕分を実施 ○滞留した製材の保管やアウト工場への運搬を実施 ○国産補対象外の山仕事への支援による雇用創出 ○県産農林水産物を活用した雇用継続やアウト、商品開発等に取り組み飲食店や旅館等の幅広い取組に10万円を支援 ○農業現場等で新型コロナウイルス感染症の影響が出た場合等の営農活動の支援体制構築 ○牛マルシェの拡充、牛肉保管費用に対する支援 ○鳥取和牛等を中小中学校給食に提供する食育の推進 ○素材生産業者等のストックアウトの確保、原木の活用への転換等の取組に対して支援 ○県産木材の需要増に向けた乾燥技術の実証試験 ○皇販店や鮮魚直売店等と連携した県産魚介の開催、魚食普及動画による情報発信 ○渡航を伴わない農林水産物の新たな販促活動 ○県産食材を使用した食品加工事業者の相談窓口設置 ○試食に代わる試供品の提供やアウト商談等対面によらない販売活動に対して助成(補助率2/3、上限50万円) ○県産食材等を県外の自宅に過す友人・知人等に配送する取組を支援 ○農業水産分野での雇用の受け皿づくり ○事業者が連携して行う地域の盛上げや需要喚起に繋がる取組を支援(補助率3/4、上限200万円) ○アウト・アウトイングを活用して20%のプレミアムがつけられた県内事業者の先取り応援券を取売 ○農林水産業の共同利用施設で行う出荷作業時の感染予防対策等を支援 ○農林水産業関係団体が行う販路拡大等を支援 ○漁業者等の資金繰り支援(利子補給による貸付利率の無利子化等) ○県内の食材・飲食店等の魅力発信の強化
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業等の店舗の家賃を1/2以上減額した不動産オーナーに対して4・5月分の家賃の減額総額の8割補填(補助上限200万円) ○中小企業等の事業継続・売上向上等の新たな取り組みへの支援(補助上限:100万円、補助率3/4) ○中小企業等への相談体制強化(セーフティ保証(4・5号)等の設定申請窓口、専門相談窓口、国・県・市等の支援制度等紹介する経営相談窓口、国の特化給付金/電子申請サポート窓口) ○中小企業等のテレワーク環境の整備等の支援(市補助上限:75万円、補助率1/12(国補助と合計3/4以内)) ○海外電子商取引(EC)等に係る取組を支援(補助上限:150万円、補助率3/4) ○先払い利用券が購入できる任組を持つ事業者と提携、クーポン発行を支援(還元率20%、上限2,000円/件) ○UberBatsなどを活用した宅配・デリバリー等の支援 ○商店街・市場における共同宅配事業への支援 ○オンラインの新規出店支援(新規出店支援 補助上限:30万円/年、補助率1/2等) ○商店街・小売市場お買い得券、物券事業 ○「ふるさと神戸が応援」を創設し、「応援したい分野」に沿って、新型コロナウイルス感染症拡大により仕事や生活に困難を抱える人々の支援策に活用 ○飲食店・家庭・地域支援策のため、市有地を活用した市内飲食店舗等による移動店舗サテライトを実施 ○中小事業者等に対し、固定資産税・都市計画税を軽減(軽減率:50%または全額) 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急雇用対策 ○採用内定を取り消された新卒者(募集人数:上限100名) ○離職を余儀なくされたひとり親家庭(募集人数:上限100名) ○ひとり親の就労支援 ○ひとり親の就労に向けた取り組みに対して助成(補助額:最大10万円) ○コロナ禍での保育園への就職活動を支援するため、学生向けの園探し・園見学専門サポーターを開設 ○AIにより雇止めになった方を対象に、SNSとAIを活用したキャリア支援を実施(10月開始予定) ○障がい者の就業継続支援事業所に対し、事業の存続や再起に向けて必要な固定費・新たな販路拡大等にかかる費用を支援(1事業所あたり最大50万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「ふるさと納税(寄附金)」を活用し、但馬牛肥育農家への素牛導入補助事業に充当し補助を拡充 ○給食用野菜への支援 ・給取り体験や、福祉施設への輪転販売を実施、広報面で支援 ・タママネギのネット販売を活用した販売を実施 ・観光客の輸送費・広告費支援 ○観光農園への支援 ・感染拡大防止費用を支援 ・コロナ収束後のPR支援 ○花きへの支援 ・市内産花きを市が買い上げ展示 ○緊急雇用材を活用して収穫作業を支援 ○花絵・フォトコンテスト等による市内産花きのPRを実施

団体	(1) 臨時休業・学校再開対策	(2) 遠隔教育等の推進	(3) 芸術・文化等
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ○私立幼稚園におけるマスク等保健衛生用品の購入等 ○県立学校へのマスクや消毒液の配付及び購入支援 ○特別支援学校の臨時休業に伴う放課後等「休みの利用者負担増加分」を軽減する支援 ○公立学校の学校給食食材納入業者に対する支援 ・食材の有効活用を促進する経費への補助 ・学校給食用牛乳、米、牛乳、デパクリ給食の供給体制を維持する経費への補助 ○電話・メール・SNS(LINE)等において、児童生徒や保護者、教職員、関係機関からの相談に常時対応できる体制の強化 ○県立学校における緊急連絡網環境整備 ・生徒の安全確認、日々の体調確認 ○公立幼稚園におけるマスク等保健衛生用品の購入等 ○放課後児童クラブに追加で生じる費用に対する補助 ○放課後児童クラブを臨時休業させた場合に市町村が保護者へ返却する日割利用料に対する補助 ○県立特別支援学校において、効果的な箇所の既存水栓を自流水栓に改修 ○特別支援学校において、幼児児童生徒の障がい特性に応じた感染対策や過密対策など、「新しい生活様式」を実践するための機器（アルコール消毒液）等を購入 ○私立学校再開に伴う学校における感染症対策の強化に係る支援 ○私立学校再開に伴う学校における追加的人員配置に係る支援 ○児童生徒の体力・競技力向上のためインストラクターを派遣 ○県立学校生のための臨時通学バスの運行 ○県立学校において「新しい生活様式」に対応した空調整備 ・普通教室に可搬式空調（スポットクーラー）を整備 ・普通教室に空調を整備（普通教室空調設置率100%とする） ・空調モデル創出事業（体育館、特別教室） ○臨時休業期間中の未指導分の補習等のため、学校教育活動を支援する学習指導員を配置 ○感染対策のために教員の負担増となる業務をサポートするため、スクールサポートスタッフを追加配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○臨時休業中における児童生徒の家庭学習をサポートするための動画の作成・配信、ケーブルテレビ放送 ○手作りマスクの動画の作成・配信 ○HPからダウンロードできる独自教材プリントの活用 ○ウェブ会議システムの無料アカウントを取得し、各県立学校に必要なアカウントを配付 ○無料の教育ソフトサービスに各県立学校用アカウントを作成し配布 ○県立学校及び市町村立小中学校を対象としたインターネットを活用した児童生徒の学習支援するツール事業を実施 ○県立学校の教員がワークでできる環境構築 ○障害児童生徒のための点字ディスプレイ、視線入力装置等の整備 ○各学校創意工夫による学習支援のための「学校裁量枠」の創設 ○障がいのある児童生徒の家庭や福祉施設におけるオンライン学習支援の充実を図るため、「自律型学習教材」や「読み教材」をeラーニングコンテンツとしてデジタル化 ○徳島県GIGAスクール構想として、公立の小・中学校・高等学校・高等専門学校及び特別支援学校の児童生徒に1人1台端末をもち、心身の成長を促すこととして「とくしまのサポート動画」を作成・配信 ○私立高校、私立専修学校（高等課程）が実施する1人1台端末の整備に係る経費に対する補助 ※徳島県GIGAスクール構想推進本部を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○県立文化施設等において、マスク・消毒液、除菌剤、消毒機等の衛生用品を整備 ○タブレット等を活用した県外のプロ演奏家から県内アマチュア演奏者へのオンライン演奏指導の実施 ○「あわ文化」に係るVR動画等デジタルコンテンツの作成し、情報発信 ○県立学校の文化部活動をオンライン指導により実施 ○部活動全国大会の代替地方大会開催支援 ○Web環境を活用した障がい者スポーツ・芸術文化支援 ・パラスポーツ実施支援動画の作成 ・オンライン大会の代替地方大会開催支援 ○県立図書館における電子書籍コンテンツの拡充等、ICT活用サービスの向上
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ○学校内消毒作業等を行う会計年度任用職員の配置 ○感染リスクの軽減のため、特別支援学校スクリーンバスを増設 ○県立図書館に書籍消毒器を整備 ○放課後児童クラブに追加で生じる費用等について支援 ○利用料の減免を行った場合に生じる費用等について支援 ○休業期間中を活用した読書感想文コンクール等の開催 ○放課後等「休みの利用者負担」に生じた市町村に係る県負担金の増額、利用者負担の免除を行う市町村に補助 ○医療的ケア児等の送迎のため、放課後等「休みの利用者負担」に生じる費用等について支援 ○福祉センターを利用する立上げ経費及び運営費を支援 ○特別支援学校が臨時休業を実施した場合に保護者の仕事を代行する事業に補助 ○子ども世話をしているために事業の休業を余儀なくされた県内個人事業主を支援（4,100円/人/日） ○私立中学校・高等学校が行う感染症予防対策及び家庭学習に必要な教材の購入等、学習保障の取組への経費支援 ○私立専修学校が行う感染症予防対策及び学習保障の取組への経費支援 ○私立中学校・高等学校が行う学校寮及び部活動における感染防止対策への経費支援 ○リクルート、各種学校等が行う感染症予防対策の取組への経費支援 ○新型コロナウイルスの影響により、公私立中学校・高等学校が修学旅行等を行う場合、県内宿泊又は県内や近県日帰りに変更して実施する場合の経費支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校休業中にインターネットを活用した学習ができる環境を整備するため、Wi-Fi機器の貸与や回線の増強を実施 ○遠隔教育等で使用するeラーニング教材のアカウント取得・活用に係る市町村への補助 ○GIGAスクール構想により児童生徒の1人1台端末の運用開始に伴い、当該端末を授業等で円滑に使用できるようにするために、高速通信ネットワークへの接続を行うための環境を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内で行う無観客公演や、県外の芸術家と連携した新たな形態での文化芸術活動を支援 ○新型コロナウイルスの影響で中止となった高等学校の各種スポーツ・文化大会の代替大会の開催を支援
京都市	<ul style="list-style-type: none"> ○市立学校の臨時休業に伴うマスク・消毒液等の確保 ○LINEによる相談窓口の開設 ○子ども相談24時間ホットラインを活用した心のケアへの対応 ○希望制による「学習相談・面談」の実施 ○小中学校で課題の提出や質問を投函できる「学校（学級）ポスト」の設置 ○学校再開に伴う学習保障のための人的体制整備 ○市立学校の感染症予防対策をはじめとする学習環境整備 ○大学における学生支援強化特別支援事業 ○子ども食堂等との連携による子ども見守り強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○京都放送、京都新聞と連携した「京都・学びプロジェクト」(動画配信等) ○GIGAスクール構想の実現に向けた通信ネットワークの増強 ○ホームページを活用した家庭学習課題等の発信 ○運動遊びや読み聞かせ等に活用できるDVDの作成 ○家庭学習支援及びオンライン教職員研修実施のための環境整備 ○市立芸術大学における感染拡大防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○京都市文化芸術活動緊急奨励金の創設 ・発表・制作等の機会を失っている文化芸術関係者の活動を支援するため、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意しつつ、現下の状況において安全かつ適切に実施できる文化芸術活動(企画・制作・実施・批評等)募集し、審査のうえ奨励金(上限30万円)を交付 ○京都の芸術家等の活動状況に関するアンケートを実施 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、京都市に居住又は活動拠点を有する文化芸術関係者に向けてのニーズを明らかにするために、実施の再開や特約に向けてのニーズを明らかにするために実施 ○京都市文化芸術総合支援パッケージ ・表現方法や鑑賞スタイルの変革が求められていく文化芸術活動の再開や特約に関する調査を行うことと併せて、型枠外、リアリティを活用した文化芸術活動の相談窓口を開設するほか、ふるさと納税の再開支援まで、切れ目のない支援を実施 ○感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援補助金 ・施設使用料等補助として、適切な感染防止対策を講じながら実施する文化芸術活動に伴う施設使用料及び付帯設備使用料の半額を補助 ・感染拡大防止等経費補助として、実施芸術や映画撮影など、複数の方で製作する文化芸術活動に対して、業種別予算枠等に基づく感染拡大防止等経費を補助
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度の学校給食費の無償化 ○SNSを活用した児童生徒相談拡充 ○「学びの保障」実施に向けた体制整備として、非常勤講師、学力向上支援チーム、スクリーンバスを追加配置 ○感染拡大防止のため修学旅行等がキャンセルとなった場合、保護者の経済的負担軽減のため公費による補償を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○動画配信サイト(YouTube)を活用した学習動画の配信 ○テレビ大阪と連携し、学習動画をサブチャンネルで放映 ○NPO法人の学習動画制作を活用 ○全児童生徒に学習用端末未届し整備 ○就学援助世帯でWi-Fi環境が整っていない家庭に、モバイルルーターを貸出し通信使用料を負担 ○ウェブ学習の円滑実施のため、Webカメラなどの通信装置を整備 ○市立大学における遠隔授業実施に係る環境整備 ○市図書館に、自宅学習に向けた小・中学生対象の学習本を電子書籍で貸出し、教材の活用を促進 ○教育委員会のHP上において、文部科学省の学習支援コンテンツから教科書に掲載した授業動画を配信し、児童生徒の家庭学習を支援 ○各小中学校のHPから教科書に掲載した授業動画を配信し、児童生徒の家庭学習を支援 ○J:COMと連携し、授業動画をケーブルテレビで放映 ○市立小中学校等に通うすべての児童(約64,000人)のノートPCを年内に整備 ○家庭学習が可能となるようモバイルWi-Fiルーターを各家庭に貸与 ○学校におけるICT環境整備を進めるため、「GIGAスクールサポーター」を学校に新たに配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○堺市文化芸術応援企画(フュニチャー業界でリストアード) ・文化芸術の分野で練習・発表の場が失われた市内の学生等への文化芸術活動のリストアードの場として、昨年度グラウンドオーディオを使用したフュニチャー業界を提議(学生：施設使用料無料【参考】市内文化団体は施設使用料半額) ○大阪府高等学校軟式野球大会及び大阪府高等学校野球大会(硬式)の開催を支援。
堺市	<ul style="list-style-type: none"> ○公立幼稚園における感染防止に必要な保健衛生用品の購入等 ○市立学校の臨時休業期間における学校給食費(食料費等)を負担 ○児童生徒等及び保護者の方々の心のケアとして、高等学校、中学校、一部の小学校にスクールカウンセラーを配置 ○市立学校の臨時休業措置期間における分散授業の実施(学習状況の確認や心のケア等) ○夏季休業期間等を短縮し、臨時休業措置期間の授業時数を確保 ○学校再開に伴う市立学校園における感染防止に必要な保健衛生用品の購入等 ○感染防止対策の一環として、学校トイレ清掃を委託 ○保護者の経済的負担を軽減するため、8月から10月までの学校給食費を無償化 ○学校の教育活動を支援するため、人的支援として教員や学習指導員等を追加配置 ○休校中の家庭学習環境の確保 ・ICT環境が整っていない家庭へのオンラインWi-Fiルーターを無償貸与 ○臨時休校期間における子育て支援の負担軽減 ・放課後等「休みの利用者負担」に生じる費用等、全小中学校に学習指導員とスクールサポートスタッフを追加配置 ○運営費補助及び利用料削減 ○学校給食休止に伴う食材事業者等への補償 ○子どもたちの学習を支えるため、全小中学校に学習指導員とスクールサポートスタッフを追加配置 ○経済的に配慮を要する就学援助世帯への支援 ・食品送料による食費の影響により学習支援に取り組む市内小学生等へ、ふるさと納税を活用して助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○(株)サテライトとの連携による「テレビ授業」の実施 ○GIGAスクール加速に対応するため全小中学校等の児童生徒にノートPC等を1人1台整備 ○経済的に配慮を要する就学援助世帯へのICTを活用した学習支援(再掲) ○withコロナ時代における野外活動の推進 ・ハイキング道・市民公園等の整備 ・子どもたちの野外活動を支援するため、自然の家等の通信環境を再整備 ・プロスポーツを直接見る機会が制限されている子どもたちに対し、トップスポーツ所属選手がレッスン動画を配信 	<ul style="list-style-type: none"> ○こうべ文化芸術・スポーツ活動応援事業 ・アーティストやプロダクションの新たな取り組みに係る経費を補助(上限10万円/人、上限75万円/施設) ・芸術文化公演等を実施する場合の施設利用料を補助(上限50万円/日・施設、補助率1/2、県市協賛) ・神山田山田自転車道でのシニアイベント事業の実施 ・神戸マラソン延期に伴うランニングイベント事業の実施
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ○公立幼稚園における感染防止に必要な保健衛生用品の購入等 ○市立学校の臨時休業期間における学校給食費(食料費等)を負担 ○児童生徒等及び保護者の方々の心のケアとして、高等学校、中学校、一部の小学校にスクールカウンセラーを配置 ○市立学校の臨時休業措置期間における分散授業の実施(学習状況の確認や心のケア等) ○夏季休業期間等を短縮し、臨時休業措置期間の授業時数を確保 ○学校再開に伴う市立学校園における感染防止に必要な保健衛生用品の購入等 ○感染防止対策の一環として、学校トイレ清掃を委託 ○保護者の経済的負担を軽減するため、8月から10月までの学校給食費を無償化 ○学校の教育活動を支援するため、人的支援として教員や学習指導員等を追加配置 ○休校中の家庭学習環境の確保 ・ICT環境が整っていない家庭へのオンラインWi-Fiルーターを無償貸与 ○臨時休校期間における子育て支援の負担軽減 ・放課後等「休みの利用者負担」に生じる費用等、全小中学校に学習指導員とスクールサポートスタッフを追加配置 ○運営費補助及び利用料削減 ○学校給食休止に伴う食材事業者等への補償 ○子どもたちの学習を支えるため、全小中学校に学習指導員とスクールサポートスタッフを追加配置 ○経済的に配慮を要する就学援助世帯への支援 ・食品送料による食費の影響により学習支援に取り組む市内小学生等へ、ふるさと納税を活用して助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○(株)サテライトとの連携による「テレビ授業」の実施 ○GIGAスクール加速に対応するため全小中学校等の児童生徒にノートPC等を1人1台整備 ○経済的に配慮を要する就学援助世帯へのICTを活用した学習支援(再掲) ○withコロナ時代における野外活動の推進 ・ハイキング道・市民公園等の整備 ・子どもたちの野外活動を支援するため、自然の家等の通信環境を再整備 ・プロスポーツを直接見る機会が制限されている子どもたちに対し、トップスポーツ所属選手がレッスン動画を配信 	<ul style="list-style-type: none"> ○こうべ文化芸術・スポーツ活動応援事業 ・アーティストやプロダクションの新たな取り組みに係る経費を補助(上限10万円/人、上限75万円/施設) ・芸術文化公演等を実施する場合の施設利用料を補助(上限50万円/日・施設、補助率1/2、県市協賛) ・神山田山田自転車道でのシニアイベント事業の実施 ・神戸マラソン延期に伴うランニングイベント事業の実施

3 社会・福祉対策

※今回追加

団体	(1) 社会福祉施設等における感染拡大防止対策	(2) 障害福祉分野の ICT・テレワークの導入	(3) 生活に困っている世帯・個人への支援
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ○マスク等の衛生用品を一括購入し社会福祉施設へ配布 ○社会福祉施設等のマスク等の衛生用品の購入・消費等にかかる費用を補助 ○多床室の個室化改修施設等による自宅訪問など代替サービス提供に伴うかかか増し経費を補助 ○地域活動支援センター等における支援員の増員や消毒液の購入等の経費を補助 ○介護福祉士養成施設等のマスク等の衛生用品購入にかかるとる経費の拡充 ○介護福祉士の介護サービス等および ICT 化に対する支援の拡充 ○介護サービス事業所等における感染症対策および利用再開を支援するとともに、介護施設・事業所に勤務する職員に対して慰労金を支給 ○介護施設・事業所にかかるとるコスト等を提供するための支援 ○障害福祉サービスへの訪問入浴サービス等を提供する際の感染症対策に係る経費を補助 ○障害福祉サービスへの再開に向けた支援 ○就労継続支援事業所の生産活動の再起に向けて必要となる費用を支援 ○新型コロナウイルス感染症患者の療養等に従事する職員に特殊勤務手当を支給する児童養護施設に対し補助 ○介護事業所団体が実施する感染症対策研修経費を支援 ○感染症が発生した介護施設に対して、感染管理認定看護師を派遣 ○介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の整備を支援 ○多床室の個室化改修、換気装置等の設置、消毒液等の購入補助(外注施設、障害者支援施設、児童養護施設) ○通所サービス(介護・障害)等に、代替サービスの提供やサービス形態 ○社会福祉施設等の感染拡大防止対策支援 ・感染症対策マニュアル改定や研修の実施に対する支援 ○感染発生時に使用する簡易居室の整備支援 ○介護福祉士養成施設等における感染予防対策支援 ○障害児者へ訪問入浴サービス等を提供する際の感染症対策に係る経費を支援 ○感染者が多数発生している地域等に立地する医療機関や高齢者施設等に勤務する職員、入院・入所者に対する PCR 検査の実施 ○児童養護施設等における感染症対策支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ Web 環境を活用した障害者サポート・文化芸術・ネット運動会や「京都とっておきの芸術祭」の Web 閲覧を実施 ○障害者雇用サポート強化事業 ・障害者就業・生活支援センターの支援体制の充実強化 ○障害福祉事業所における ICT 導入等支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活福祉資金の貸付原資の積増し ○収入が激減し、低所得者となった世帯の生徒への高校生等奨学金給付金の給付、県立高等学校授業料の減免 ○在宅確保給付金の支給 ○県営住宅での一時的な受け入れ ○県税の納税等の猶予 ○家族の入院等により在宅での生活が困難になったことを家族と同じ医療機関へ一時保護委託、または滋賀県青年会館での一時保護を行う ○障害児者の家族が感染する等、従来の障害福祉サービスで障害児者の生活が維持できなくなった場合に、必要な支援者や一時的な生活の確保等の支援を行う ○家族の入院等により在宅生活が困難となった要介護高齢者に対して、必要なサービスを提供する。 ○自殺防止に関する相談体制等の強化 ○子ども食堂の感染拡大防止を支援し、活動団体に物資が迅速に届くようにするため県社協の体制を拡充 ○アクトを実施し、子どもたちの新しい行動様式「すまいる・あくしよん」を算定 ○児童扶養手当の受給世帯等へ、臨時特別給付金を給付 ○ひとり親家庭や児童養護施設退所者等からの相談に対応するため、SNS を活用した相談窓口を設置 ○生活困窮に陥っているひとり親家庭等を支援する県社協の事業へ補助 ○子ども家庭相談センターのテレビ電話・SNS での相談体制充実 ○家計急変世帯の県立大学大学院生に対する授業料減免
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設等への衛生用品等の配布 ○感染が疑われる児童を分離するために個室化等の対策を行う児童養護施設等に補助等 ○ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業で、子ども用マスクの配布等を行う市町村へ補助 ○SNS(LINE)を活用した相談体制の整備、知事記者会見における手話通訳の導入 ○緊急事態宣言期間中の高齢者、障がい者等の見守り支援 ○地域医療連携総合確保基金を活用した衛生用品等の一括購入及び介護施設等への配布 ○介護施設等の多床室の個室化に要する改修経費の補助 ○介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費の補助 ○社会福祉施設等応援職員への派遣旅費等の補助 ○社会福祉施設職員向けの感染症対策研修の実施及び動画配信 	<ul style="list-style-type: none"> ○ Web 環境を活用した障害者サポート・文化芸術・ネット運動会や「京都とっておきの芸術祭」の Web 閲覧を実施 ○障害者雇用サポート強化事業 ・障害者就業・生活支援センターの支援体制の充実強化 ○障害福祉事業所における ICT 導入等支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活福祉資金の貸付原資の積増し ○家計急変世帯に対する高校生奨学金給付金の支給 ○家計急変世帯の府立大学生に対する授業料免除 ○家計急変世帯の専門学校生に対する授業料減免等 ○府税の納税等の猶予 ○自殺防止のひとり親世帯への臨時特別給付金支給 ○低所得者のひとり親家庭等に対する学習支援 ○ひとり親家庭に対し図書カードを配布 ○対象児童に対する強化対策の検討
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設等への衛生用品等の配布 ○感染が疑われる児童を分離するために個室化等の対策を行う児童養護施設等に補助等 ○ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業で、子ども用マスクの配布等を行う市町村へ補助 ○SNS(LINE)を活用した相談体制の整備、知事記者会見における手話通訳の導入 ○緊急事態宣言期間中の高齢者、障がい者等の見守り支援 ○地域医療連携総合確保基金を活用した衛生用品等の一括購入及び介護施設等への配布 ○介護施設等の多床室の個室化に要する改修経費の補助 ○介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費の補助 ○社会福祉施設等応援職員への派遣旅費等の補助 ○社会福祉施設職員向けの感染症対策研修の実施及び動画配信 	<ul style="list-style-type: none"> ○就労移行支援事業所等におけるテレワーク導入支援 ○介護事業所に対する介護サポート機器購入補助の拡充 ○介護事業所に対する ICT 導入支援の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○同居確保給付金の支給 ○外出自粛の長期化による児童虐待の増加や DV 被害者等への相談支援体制の強化 ○保護者が新型コロナウイルスに感染し、保護者又は代替者による養育ができていない児童を府が泊等宿泊施設において、一時保護を実施 ○新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、府営住宅を提供する宅の退去を余儀なくされる方に対し、府営住宅を支援 ○府営住宅入居者の家賃の減免等 ○生活福祉資金の貸付原資の積増し ○外出自粛の長期化による DV 被害者等への応借上げによる緊急避難支援
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ○マスク等の購入や個室化改修経費の補助 ○施設サービスの簡易陰圧装置等整備経費補助 ○訪問サービス提供に伴うかかりまじり経費等の補助 ○社会福祉施設等応援職員への派遣旅費等の補助 ○在宅障害者等に対する介護ロボット等導入支援の拡充 ○在宅障害者等に対する安全確認等の経費支援 ○障害児相談支援従業者養成研修等の映像化、分割開催等への支援 ○地域活動支援センター等の障害者受入体制の強化 ○就労移行支援サービスの追加配置、生産活動支援員の配置、事業所商品の販売強化(配送料無料化等) ○複合災害に備えた避難所の体制強化 ○訪問入浴サービスの日常生活・福祉支援サービス提供体制の強化 ○社会福祉施設に対する感染症対策、サービス再開、職員慰労金支給等の支援 ○在宅高齢者・障害者一時的受入体制の整備(単従職員配置のかり増し分補助) 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービス事業所におけるタブレット端末、見守りロボット等の導入の支援 ○障害福祉サービスにおけるテレワーク等の導入支援 ・タブレット端末、専用 VR 機器の導入補助 ○聴覚障害者の遠隔手話サービス実施のためのシフト調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険料(税)の減免措置、傷病手当金の支給 ○同居確保給付金の拡充 ○収入激減、世帯の生徒に対する高校生等奨学金給付金の給付、公立高等学校等授業料の減免、私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助の実施 ○家計が急変した県立大学の学生への授業料等減免 ○経済問題や職域における心の悩相談体制の強化 ○感染防止に配慮した児童虐待・DV・ひとり親家庭等の相談支援体制強化(119 相談用のダイヤル未購入) ○緊急生活福祉資金貸付原資補助事業の拡充 ○新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発の強化 ○生活困窮者等の住まい確保支援、自立相談支援の強化 ○ひとり親世帯臨時特別給付金の支給 ○児童の安全確保のための子ども家庭センターの体制強化 ○子ども食堂の感染拡大防止支援 ○家計が急変した家庭の生徒に授業料の減免を行う専修学校に補助
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者福祉施設、介護施設、救護施設の多床室等の個室化改修に対し補助 ○認可外保育施設、児童養護施設等のマスクや消毒液等購入経費に対し補助 ○児童養護施設等の多床室の個室化改修に対する補助 ○介護福祉士養成施設等、在宅医療的対応等の家庭・障害者支援施設等・高齢者福祉施設等へのマスク、消毒液の配付 ○知事記者会見における手話通訳の導入 ○吸引等研修の講義を映像化し、受講者に配信 ○子育てを支援する市町村のファミリーサポートセンター事業の登録委員会に対し、感染拡大防止のための研修を実施 ○保育所・幼稚園・児童養護施設等がマスクや消毒等を購入する費用等に対し補助 ○医療機関及び福祉施設における感染拡大防止のための支援体制を強化 ○福祉施設職員のためのメンタルケアのための相談窓口の開設 ・臨床心理士、精神保健福祉士等による電話相談等 ○新型コロナウイルス感染症患者の療養等に従事する職員に特殊勤務手当を支給する福祉施設に対し補助 ○保育所や児童養護施設等の職員へのマスクや感染防止対策の相談・支援体制を整備 ○高齢者福祉施設、障害者支援施設等における簡易陰圧装置や換気設備の整備に対する補助 ○福祉施設簡易居室設置等に対する補助 ○機能型簡易居室設置等に対する補助 ○福祉施設における感染症患者の発生等に備え、県において、マスクや消毒液等を備蓄 ○県庁系サービスの介護サービスや障害福祉サービス等利用再開を支援 ○福祉施設において利用者や接する従事者等に慰労金を給付 ○感染拡大防止に要する経費を削減するための注意事項について、県民、社会福祉施設、企業等へ啓発「奈良県版コロナ対応注意事例集」・啓発カードの作成等 ○社会福祉施設等におけるマスクの発生を防止するための支援を実施 ○専門家で構成するチームによる実地指導等の支援を実施 ○拡大時に施設職員を対象とした一斉・定期的な検査を実施 ○介護施設等が大規模修繕に併せて実施する介護サポート ICT の導入に対し補助 ○特別養護老人ホーム(併設型)や多床室の個室化改修に対し補助 ○高齢者施設や障害者支援施設、児童養護施設等へのマスクの配布 ○障害者就業・生活支援センターの導入、障害児入所施設に配布 ○地元企業から寄贈を受けたアクリルパーティションの配布 ○必要ない介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスでは想定されなかったかかり増し経費等を支援 ○多床室の個室化に要する費用を支援 ○介護施設・事業所等における感染対策徹底支援 ○在宅障害福祉サービス事業所による利用者への再開支援の助成 ○高齢者施設や障害者支援施設、児童養護施設に非常態に緊急に供給するための衛生用品を県で備蓄 ○企業から寄贈を受けた非接触型赤外線体温計に付いて、県が購入した分と併せて児童福祉施設等に配布 	<ul style="list-style-type: none"> ○就労系障害福祉事業所のテレワーク導入に要する経費に対し補助 ○聴覚障害者に対する遠隔手話サービスの実施 ○障害福祉サービス事業所におけるテレワーク導入や、感染拡大防止・生産性向上のための ICT 導入等に要する経費に対し補助 ○売促進等に取り組む就労系障害福祉事業所等に専門家を派遣、県の共同受注窓口を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活福祉資金の貸付原資の積増し ○生活困窮者居居確保給付金の拡充 ○生活困窮世帯の子どもの学習支援教室へのマスク、消毒液の配付 ○収入激減、低所得者となった世帯の高校生等奨学金給付金の給付 ○離職者等への県営住宅の一時的な提供(6 月補正予算により提供戸数を追加) ○地域で子育てを支えることなども食堂が、家庭を訪問して弁当を届けるなど新たな活動を行うことへの支援 ○外出自粛時の子育ての不安や負担感を軽減するための相談窓口や情報発信を強化する市町村の取組を支援 ○ひとり親家庭や児童虐待・DV 被害者等のためのサポートにより親家庭や児童虐待に配慮した環境を整備 ○訪問入浴サービスの利用促進に取り組む市町村へ補助 ○在宅生活からの職場復帰や離職した障害者等の再就職のため、障害者就業・生活支援センターにおいて、マスクによる相談体制等を整備 ○失業や休業等による支援を実施 ○家計が急変した世帯の児童生徒・学生に対する授業料減免を行う私立学校・公立大学等に対し補助 ○児童扶養手当の受給世帯等へ、臨時特別給付金を給付 ○離職や休業等に伴う収入減少等による生活困窮者に対する家賃相当の給付金、入居支援や入居後の居住支援を実施 ○生活困窮者等へのサポートによる相談体制等を整備 ○消費者が相談に迅速に対応するため、消費生活センターのサポートによる相談体制等を整備 ○生活困窮者への効果的な方策を検討するため、実態調査を実施 ○在宅生活を強いられている障害者の安否確認等に要する経費に対し補助 ○子ども食堂における県産牛肉等の購入に対し補助 ○新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した私立専門学校等の生徒の修学を支援 ○就職氷河期世代の就職を促進するためのセミナー開催
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ○多床室の個室化に向けて、ファミリーによるマスク等の経費を支援 ○介護施設・事業所等における感染対策徹底支援 ○在宅障害福祉サービス事業所による利用者への再開支援の助成 ○高齢者施設や障害者支援施設、児童養護施設に非常態に緊急に供給するための衛生用品を県で備蓄 ○企業から寄贈を受けた非接触型赤外線体温計に付いて、県が購入した分と併せて児童福祉施設等に配布 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉分野生産性向上推進 ・障害者支援施設におけるロボット等(見守りセンサー)の導入支援 ・就労系障害福祉サービス事業所におけるテレワークを活用した遠隔指導の実施を支援 ○タブレット端末を活用した遠隔手話サービス等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活福祉資金(緊急小口資金等)の貸付原資を増額 ○同居確保給付金の支給 ○県税の納税等の猶予 ○新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により、自宅の退去を余儀なくされる方に対する県内公営住宅の提供 ○家計急変世帯へ県立高等学校等の授業料の減免 ○家計急変世帯に対する高校生等奨学金給付金の支給 ○自殺防止のための相談の実施 ○低所得のひとり親世帯に臨時特別給付金を支給 ○新型コロナウイルス感染症対応従事者へ慰労金の支給(国制度) ○児童養護施設等に勤務し、利用者と接する職員への慰労金の支給

※社会福祉施設(高齢者・障害者・児童)に感染管理認定看護師を派遣し、感染対策を現地訪問

団体	<p>(1) 社会福祉施設等における感染拡大防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設等におけるマスクの着用や、消毒液の手指消毒用アルコールの配布 ○高齢者、障がい者が配慮した感染症予防、新しい生活様式に関する啓発(TVCM、新聞・HP掲載、県民交流プラザでの放映) ○在宅生活を強いている障がい者等が、相談や情報提供等に係る支援 ○障がい福祉サービス事業所に対するサービス継続支援 ○通所サービス事業所に対する代替サービスの提供や他事業所との連携による経費支援 ○LINEを活用した「徳島県・新型コロナ対策ホットライン」を開発 ○「生活不活発」予防についての情報発信 ○ホームページ掲載による予防、イベントの周知啓発、You Tube等を活用した運動方法・口腔・栄養・社会とのつながり紹介 ○児童養護施設、認可外保育施設等におけるマスク・消毒液、除菌脱臭機等の衛生用品等の整備や補助 ○児童養護施設等の個室化等改修経費を支援 ○児童養護施設等のインターネット等環境整備を支援 ○児童養護施設等における業務負担軽減に対し、補助者の雇用による体制強化を支援 ○児童養護施設等への看護師派遣等による感染予防対策の助言指導 ○介護施設等に対するICT及びび介護ロボット等導入支援 ○介護施設に対する多床室の個室化、陰圧・換気設備等の整備による経費支援 ○社会福祉施設等に対する感染症対策、サービス再開、職員慰労金支給等の支援 ○施設長の意見を踏まえた感染拡大防止チェックリストの配付及び巡回指導 ○専門家の意見を踏まえた感染拡大防止対策の再徹底を依頼 ○介護障がい福祉施設における人材発生対応訓練の実施及び相互応援体制の構築 ○在宅障がい者等の一時保護施設の整備 <p>○幼稚園・保育施設、児童養護施設、児童相談所一時保護所等に必要な保健衛生用品を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民のマスク購入機会を確保するための仕組みを県内流通事業者や小売事業者と連携して構築 ○障がい者支援施設等の居室個室化への改修経費支援 ○介護ロボット等の導入、ICT化支援 ○通所サービス事業所(障がい福祉分野)の代替サービスの提供や利用者を受け入れた連携先事業所等のかかりまじり経費を支援 ○相談支援専門員等が在宅生活とつながる障がい者等の安否確認を行う費用を市町村に補助 ○通所系介護サービス事業所の代替サービスの提供や利用者を受け入れた連携先事業所等のかかりまじり経費を支援 ○緊急配布用個人防護具等の購入 ○とっとりSNS相談の相談日を拡充 ○マスク、消毒液などの衛生用品等を購入、備蓄確保、配布 ○避難所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策 ○新型コロナウイルスの第2波の探知、リスク評価、対策立案のための発生動向調査、データ分析等 	<p>(2) 障害福祉分野の ICT・テレワークの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就労系障がい福祉サービス事業所におけるテレワーク等導入支援 ○職覚障がい者に対する遠隔手話サービス等を利用した意思疎通支援 ※Web環境を活用した障がい者スポーツ・芸術文化支援 ・パラスポーツ実施支援動画の作成 ・オンラインでの芸術教室の実施 	<p>(3) 生活に困っている世帯・個人への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活福祉資金の貸付原資の追加助成 ○収入が激減し、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学金給付金の給付、公立高等学校等授業料の減免、奨学金の貸与、私立学校授業料軽減補助の実施 ○宿泊施設帰省者受入れ支援事業 ・特定警戒都道府県からやむなく帰省せざるを得ない本県出身者の一定期間滞在宿泊施設の確保 ○県営住宅入居者の家賃減額、県営住宅の空き室提供、市町村住宅の家賃減額支援 ○住居確保給付金の支給 ○保育所や放課後児童クラブ等が臨時休業した場合、ひとり親家庭に対し、子育て支援と雇用の安定を図るため、家庭生活支援員を派遣 ○ひとり親家庭に対する食品を無償配布する生活支援を受けける寄り親家庭にひとり親家庭の子どもたちの相談と、SNSを活用しひとり親家庭の子どもたちの相談を受けける寄り親家庭に対する食品を無償配布する生活支援 ※ひとり親家庭に対するSNS相談体制の整備 ※ひとり親家庭に対するオンライン学習支援の実施
徳島県	<p>○法定研修を映像化等により遠隔実施するための必要な経費支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○聴覚障がい者が、行政機関や保健所への相談、病院への受診する際に遠隔手話サービスを利用できるよう、タブレット端末を配置 ○就労移行支援事業所のテレワークシステム導入の導入を支援 ○オンライン面会の実施に必要な機器整備を助成 	<p>○障害福祉分野におけるサービス継続支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就労系障害福祉サービス事業所及び児童養護施設等に対するテレワーク導入支援及び ICT 導入のテレワーク事業に必要な経費を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども食堂を実施する民間団体等に対して、コロナ対策で会費変更等の経費を追加で補助 ○非親世帯相当となった世帯の生徒に対する高校生等奨学金給付金の給付 ○家計急変により授業料の支払いが困難になった者に対し、各私立中学校・高等学校が授業料の減免を行う場合に補助 ○家計が急変した公立鳥取環境大学の学生に対する授業料等無償化(減免)経費を大学へ交付 ○生活困窮者自立支援制度に基づき、離職者等のうち所得等が一定水準以下の者に対して、最長9ヶ月家賃相当額を支給 ○外出自粛等により困り事が生じている県民を支援するボランティア活動に対し助成
鳥取県	<p>○社会福祉施設等に対する衛生物資の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療機関や社会福祉施設等の多床室の個室化を支援 ○社会福祉施設の施設等内の消毒に要する経費助成 ○通所サービス事業所の利用者の居宅訪問など、特別な形でサービスを提供する取組を支援 ・コロナにおいて、市民生活を維持するために医療・福祉を提供いただいた施設に対する感謝の意を示し、また、コロナ社会においても民間にだけではない支援を支給 ○新型コロナウイルス感染症の治療等に従事する医療機関に対する支援金の支給 ・帰国者、接触者外来医療機関又は入院患者を受け入れた医療機関に対して、医療物資の確保や衛生物資の購入等を幅広く支援する支援金を支給 ○指定避難所等での感染拡大予防対策 ○マスク、コロナ社会での安心安全な社会福祉施設の環境整備 ・介護保険・障害者福祉施設等における Wi-Fi 環境整備 ○医療機関や社会福祉施設等での感染対策の周知啓発 ○動画配信による予防啓発、専門家による感染防御法の実地指導 ・専門家による介護保険施設等職員に対するオンライン感染症対策研修の実施 ○区役所・支所(保健福祉センター)での健診業務等における感染症対策 ○区役所・支所(保健福祉センター)窓口の混雑解消 ○緊急活動における新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すため感染防止器具の備蓄量を増強 ○オンラインでの子育て相談支援・連携体制強化事業 	<p>○障害福祉分野におけるサービス継続支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就労系障害福祉サービス事業所及び児童養護施設等に対するテレワーク導入支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○傷病手当金の創設(国民健康保険事業) ○特別定額給付金(仮称)の支給 ○簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に、一人当たり10万円を給付 ○子育て世帯への臨時特別給付金の支給 ○国民健康保険料・介護保険料の減免 ○公営住宅等入居者の家賃の徴収猶予・減免等 ○公営住宅への提供 ○全ての保護者が感染した場合の子どもへの受入れ ○新型コロナウイルス感染症の影響等により住居を喪失した方に対する一時的な居室提供 ○生活困窮者等への支援の拡充 ○住居確保給付金の支援対象の拡充等 ○生活困窮者等に対する相談支援体制等の充実 ○自殺防止に関する相談体制等の強化 ○ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給 ○児童養護施設等を退所されて間もない方への支援 ○特別定額給付金事業実施に伴う配偶者暴力被害者等への相談支援体制の強化
京都市	<p>○障がい者支援施設や保護施設等で使用するマスク・消毒液等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○老人福祉施設等での個室化促進改修費等補助金の創設 ○障がい福祉サービス事業所や介護サービス事業所等の事業継続に向けての支援 ○生活困窮者への一時宿泊施設内における3密状態の緩和及び受入れ枠を確保するためホテル等の借り上げ ○障がい福祉分野におけるロボット等導入支援 ※感染症対策が不十分と思われる有料老人ホーム等へは、防護着の着脱方法を指導 	<p>○障がい福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がい福祉分野の ICT 導入モデル事業に必要な経費を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○解雇された派遣社員等への市営住宅の提供 ○市営住宅入居者の家賃の減免等 ○住居確保給付金の支給対象者の拡充 ○(公財)大阪国際交流センター外国人のための相談窓口において新型コロナウイルス感染症に関する専門相談を強化 ○国民健康保険加入者への傷病手当金の創設 ○国民健康保険・介護保険料の減免措置 ○保育施設等の家庭保育協力期間における保育料の軽減 ○水道料金・下水道使用料の基本料全額減免(7月～9月) ※水道料金・下水道使用料「長期支払猶予・分割支払特例制度」の創設 ○DV等相談支援体制強化事業(DVメール相談)の実施 ○国民健康保険料の減免措置・傷病手当金の支給 ○介護保険料の減免措置 ○住居確保給付金の創設 ○新型コロナウイルスによる失業等により、経済的な理由によって学資の支弁が困難であるとき、市立高等学校授業料の免除等の相談対応 ○新型コロナウイルスによる失業等により経済的な理由で就学困難と認められる場合、給食費・学用品費などを援助 ○新型コロナウイルス感染症在宅ケア継続支援事業 ○介護者が感染した場合の要介護者等(高齢者・障害者)への支援 ○SNSを活用した児童虐待防止相談の実施 ○ひとり親世帯等を対象にファミリーナシチャイルド・プランナーによる無料家計相談を実施 ○令和4年4月28日～12月31日生まれの新生児1人につき5万円を給付
大阪市	<p>○障害福祉サービス事業所に対しマスクや消毒液等の購入経費補助(令和2年度は市が購入した衛生用品を配布)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障病福祉サービス事業所等、家庭における人工呼吸器装着者等医療的ケアを必要とする者への手指消毒液の配布 ○国通知を受け、障害福祉サービス事業所が特別な形でサービスを提供する取組を支援 ○介護保険施設、障害者支援施設、児童養護施設に対して、デジタル面会のためのタブレット端末の貸出し ○介護保険施設等での多床室の個室化整備補助 ○介護保険施設等での感染症発生の際の洗浄・消毒経費補助 ○介護保険施設等での感染対策方向上支援事業 ○簡易陰圧装置を設置する介護・障害者施設等への補助 ○介護・障害福祉サービス事業所における「かかり増し経費」に対する補助 ○障害者等が感染する者等が感染症の感染により介護できなくなった場合に、障害者等本人が引き続き介護を受けられる仕組みを構築 ○障害者支援施設等が介護ロボット等を導入する経費を補助 ○児童養護施設等に対しマスクや消毒液等の購入に要する経費を補助 ○児童養護施設等における「かかり増し経費」に対する補助 ○感染が疑われる児童を分離するために個室化等の対策を行う児童養護施設等に補助等 	<p>○障害福祉サービスにおける在宅就労導入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末等の導入補助(令和2年度も実施) ○障害者支援施設に対して、デジタル面会のためタブレット端末の貸出し ○障害者支援施設等が介護ロボット等を導入する経費を補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○DV相談体制の強化し、相談体制を24時間化 ○低所得のひとり親世帯への給付 ・児童養育手当を受給するひとり親世帯等に対して5万円(第2子以降3万円加算)を給付 ・収入が大幅に減少する世帯へ追加で5万円を給付 ○生活困窮者に対する住居確保給付金の給付 ○国民健康保険料・介護保険料の減免 ○妊婦健康診査等に伴う外出時に利用するタクシー利用料を助成(1万円/人) ○ひとり親家庭で親が感染した場合に子供を一時的に預かるための施設を確保 ○市内大学生等に対して、地域活動への参加を促す活動支援や看護大学、外国語大学、高等専門学校が授業料・入学金の減免措置 ○経済的に配慮を要する就学援助世帯への支援(再掲) ・食品送付による居食支援、ICTを活用した学習支援 ○困っている市民的な支援につなげるプラットフォームを運営 ○力を探している市民の支援に「応援したいこと」を募集し、協力者を探し、等具体的な支援を実施している「兵庫型奨学金返済支援制度」を拡充し、神戸市独自で上乗せ補助を実施
堺市	<p>○高齢者や障がい者へサービスを提供するために居室確保費用を助成(20万円/1か所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者・障害者施設におけるリモート面会の必要機器購入経費補助(上限5万円/補助率1/2) ○施設整備費の提供に伴う人件費等についで補助 ○つなぐ「マスクの寄付を募り、必要としている施設に配布 	<p>○障害福祉サービスにおける在宅就労導入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末等の導入補助(令和2年度も実施) ○障害者支援施設に対して、デジタル面会のためタブレット端末の貸出し ○障害者支援施設等が介護ロボット等を導入する経費を補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○DV相談体制の強化し、相談体制を24時間化 ○低所得のひとり親世帯への給付 ・児童養育手当を受給するひとり親世帯等に対して5万円(第2子以降3万円加算)を給付 ・収入が大幅に減少する世帯へ追加で5万円を給付 ○生活困窮者に対する住居確保給付金の給付 ○国民健康保険料・介護保険料の減免 ○妊婦健康診査等に伴う外出時に利用するタクシー利用料を助成(1万円/人) ○ひとり親家庭で親が感染した場合に子供を一時的に預かるための施設を確保 ○市内大学生等に対して、地域活動への参加を促す活動支援や看護大学、外国語大学、高等専門学校が授業料・入学金の減免措置 ○経済的に配慮を要する就学援助世帯への支援(再掲) ・食品送付による居食支援、ICTを活用した学習支援 ○困っている市民的な支援につなげるプラットフォームを運営 ○力を探している市民の支援に「応援したいこと」を募集し、協力者を探し、等具体的な支援を実施している「兵庫型奨学金返済支援制度」を拡充し、神戸市独自で上乗せ補助を実施
神戸市	<p>○高齢者や障がい者へサービスを提供するために居室確保費用を助成(20万円/1か所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者・障害者施設におけるリモート面会の必要機器購入経費補助(上限5万円/補助率1/2) ○施設整備費の提供に伴う人件費等についで補助 ○つなぐ「マスクの寄付を募り、必要としている施設に配布 	<p>○障害福祉サービスにおける在宅就労導入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末等の導入補助(令和2年度も実施) ○障害者支援施設に対して、デジタル面会のためタブレット端末の貸出し ○障害者支援施設等が介護ロボット等を導入する経費を補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○DV相談体制の強化し、相談体制を24時間化 ○低所得のひとり親世帯への給付 ・児童養育手当を受給するひとり親世帯等に対して5万円(第2子以降3万円加算)を給付 ・収入が大幅に減少する世帯へ追加で5万円を給付 ○生活困窮者に対する住居確保給付金の給付 ○国民健康保険料・介護保険料の減免 ○妊婦健康診査等に伴う外出時に利用するタクシー利用料を助成(1万円/人) ○ひとり親家庭で親が感染した場合に子供を一時的に預かるための施設を確保 ○市内大学生等に対して、地域活動への参加を促す活動支援や看護大学、外国語大学、高等専門学校が授業料・入学金の減免措置 ○経済的に配慮を要する就学援助世帯への支援(再掲) ・食品送付による居食支援、ICTを活用した学習支援 ○困っている市民的な支援につなげるプラットフォームを運営 ○力を探している市民の支援に「応援したいこと」を募集し、協力者を探し、等具体的な支援を実施している「兵庫型奨学金返済支援制度」を拡充し、神戸市独自で上乗せ補助を実施

4 収束後の地域活性化対策

※今回追加

団体	(1) 観光・誘客	(2) 地域経済の活性化・基盤整備	(3) 文化・芸術・スポーツ等
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> 観光関連産業、物産事業者等に対する支援 県内観光施設等で使用できるクーポンガイドブック付きの旅行プランを作成・販売 国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業に係る補助金を活用する事業者等に対して上乗せ助成を実施 平日宿泊補助の拡充を通じて観光閑散期の稼働率の向上、観光需要の平準化 ピワイチの体験機会拡大 レンタサイクルクラブの補助 「ピワイチクラブ」の補助 通じた消費の拡大 観光バスを活用した自転車を利用する場合のレンタサイクル料金への補助 観光バスを活用した団体旅行の支援 県内観光バスを活用し、かつ遊覧船等の観光交通手段を組み込んだ団体旅行プランの作成・販売 外食産業におけるインバウンド需要回復に向けた衛生管理の徹底・改善等の取組支援 	<ul style="list-style-type: none"> 製造業に対する支援 サブライチチェーン再構築等の支援 海外への販路拡大に向けた取組支援 社会変革や感染症対策に資する新技術・新製品開発の支援 抗菌殺菌材料の開発支援 感染症対策に不可欠な機能を付与した工業用樹脂材料の開発支援 衛生関連製品や衛生医療部素材の開発支援 製造現場の自動化支援 下請企業のオオラライン商談会開催支援 地場産品の生地を使用した布マスクプロジェクト VRやARを活用したネット通販等への取組強化を図るため、製品等の3Dデータ作成技術の支援 地酒の数値データを収集・分析し、特徴を見える化することにより、消費者への提案力強化を支援 地場産業組合が導入する設備費用に対する支援 県内宿泊事業者の伝統的工芸品等購入費用を補助 県内消費拡大に向けたキヤッシュレス化の推進 国の活用消費活性化策に県独自のプロジェクトを上乘せ 輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の支援 コロナによる消費者の食に関する志向の変化を調査し、滋賀の食材を総合的に発信するポータルサイトを改修 	<ul style="list-style-type: none"> 公演等の活動機会を失った文化活動関係者の活動継続等を支援 県内文化施設で文化芸術公演を実施した利用者施設使用料を支援 スポーツ施設にサーモグラフィ、大型扇風機等を導入 スポーツチームをはじめとする県内スポーツ団体等が、試合や教室開催等で取り組む新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に対して支援
京都府	<ul style="list-style-type: none"> 安心安全な京都観光の展開 WITH コロナ社会京都観光発信事業 観光をPRする動画作成 「もうひとつの京都」観光誘客事業 「もうひとつの京都」エリアへの宿泊者に対する特典付与キャンペーン等 京都縦貫自動車道利用促進事業 「もうひとつの京都」にぎわい回復支援事業 「もうひとつの京都」の発行を支援し、公共交通機関を利用した府内観光を促進 「もうひとつの京都」魅力発信ツツシガ事業 車両や路線バスにツツシガを施し、観光の魅力発信 観光クーポンの運行やツツシガの開催による周遊観光を推進する「もうひとつの京都」事業実施 新しい観光資源発掘事業 WITH コロナ社会に向けた観光コンテンツの早期準備のため、民間事業者からのアイデアを募集 オンラインリズム促進事業 文化財を活用したツツシガなどのコンテンツを充実 	<ul style="list-style-type: none"> 京都府WITHコロナ・POSTコロナ戦略検討 部局横断的な体制の下、WITHコロナ社会・POSTコロナ社会を見据えた戦略を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 京都府文化芸術活動継続支援補助金(補助率2/3、上限20万円) 文化芸術関係者支援相談窓口(4/30～) 文化芸術活動の継続や再開のための支援制度の紹介、伴走支援 文化施設にサーモグラフィ、体温計等を購入 北山アート・パフォーマンスの開催 活動自粛を余儀なくされたアーティスト等の販売及び発表の場を提供し活動を支援
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> 大阪の人・関西の人いらっしやい!キャンペーンの実施 府内観光関連事業者への支援として、府内宿泊施設が提供する対象プランを活用した方に、キャッシュバックを還元する事業を府市及び大阪観光局で実施 「大阪文化芸術創出・おおさかさかアートの事業」実施 音楽、伝統芸能等の文化芸術アートの魅力のアートイベントを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 賑わい回復の取組みを実施する府内商店街を支援 宿泊施設等が実施する新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 「大阪スポーツ元気プロジェクト事業」の実施 大阪のスポーツ等のアートイベントと府民がスポーツに触れる機会の提供を実施
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> Welcome to Hyogo キャンペーンの実施 国の緊急経済対策「GoToTravel」等と連動した県独自サービスの情報発信 おみやげ購入券付き地域特産品の販売 県内温泉地等宿泊者におみやげ購入券の進呈 旅行エンジェンメントトリップ 国内路線就航都市でのひょうご安全宣言PR ホテル、旅館の会議場等におけるコンパニオン開催支援 ひょうご五国交流・スグアの造成支援 県民交流バス事業における座席間隔確保に伴う助成準備拡充 ひょうごスタイルに対応した安心旅の推進 宿泊施設における感染防止設備整備助成、感染症対策PR 外食インバウンド需要回復への支援 観光拠点整備への支援 少雪の影響を受けた地域への誘客促進 アムガワの実施、スキー場設備整備、合宿誘致支援等 	<ul style="list-style-type: none"> 商店街お買い物券・ポイント事業の実施 県産ブランド牛肉消費拡大キャンペーンの実施 県産農産物の販売促進プロジェクトの実施 農業大学校にICT対応設備や農機具を導入 ポータル社会に向けた先端技術研究支援 オンライン強化・再構築に向けた新規産業立地促進補助の拡充 スマート兵庫基盤の整備 ワーク環境の整備、兵庫情報ハブの増強、ローカル5G導入支援、5G等を活用した実証実験 輸出食品製造事業者向け設備導入、衛生管理強化支援 地場産業の持続的発展に向けた事業実施の支援 ポータル社会の発展に向けた事業実施 00000000 情報通信やIoTを基盤の整備促進(学校の回線接続機器の改修等) ポータル社会の実現に向けた地域プロジェクト事業の実施 ひょうごで暮らす!体験キャンペーン事業の実施(宿泊費助成、wi-fi環境整備) 	<ul style="list-style-type: none"> 県内芸術家による無料コンサート等の実施支援 東城文化団体が市町ホール等で実施する芸術文化事業等の支援 県立美術館・博物館ミュージアムアップの実施 芸術文化活動再開に向けた施設使用料支援 芸術文化活動鑑賞・体験機会創出のための動画配信事業の支援 第10回神戸マラソン延期に伴うアレベルイベントの開催 「ひょうごスタイル」の推進活動助成 ポストコロナ社会の新たな生活スタイルの調査・研究 神戸ルミナリエ20周年記念花みどりフェアイベント開催 淡路花博20周年記念花みどりフェアイベント開催
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> 落ち込んだ観光需要を喚起するため、県内宿泊事業者が設定した宿泊プラン等に対する県民限定割引クーポンを発行 新たなニーズに対応した旅行コンテンツの開発や動画制作し、観光地としての魅力を発信 県内周遊観光を促進するため、興大和地域における歴史、自然環境等をテーマとしたアートイベントの開催 オンライン等による興大和地域の魅力発信 観光関連施設での感染防止対策や受入環境整備、観光地としての魅力向上への取組を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が行う商品券等発行事業に対し上乗せ支援 市町村との連携・協働による社会活動正常化や経済生活活性化を推進するため、市町村が実施する健康な生活の維持、消費喚起等の取組に対し補助 飲食事業者によるアムガワ等の導入に対し補助 消費が低迷している県産牛肉等の消費促進を図るため、県内小中学校、特別支援学校等へ県産牛肉等を提供する取組へ補助 輸入農畜産物を国産に切り替え、県内への継続的・安定的な供給確保のための施設整備等へ補助 県内からの輸出を回復するため、農作物や食品の輸出を行う食品製造事業者の施設整備等へ補助 減少した農畜産物の売上を回復させるとともに、販路拡大による安定的な経営を図るため、インターネット販売の導入に向けた研修会を開催 県内中小企業等の新事業の創出や新業態への転換等の「新しい生活様式」に対応する取組へ補助 中小企業等が行う新型コロナウイルス感染症対策や売上減少回復に向けた取組促進の包括的支援 新型コロナウイルス感染症による経済・労働情勢への影響に配慮した経済の再活性化と「新しい生活様式」の実践に対応した取組を併せて実施する新しい働き方の検討 経済活動の再活性化と感染症対策が両立できる県内での新しい働き方の検討 専門家の意見聴取 専門家への意見聴取 海外から国内へ生産拠点を回帰する企業や新しい生活様式に対応した企業の本県への誘致と支援策の検討 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業への調査 専門家を交えた検討会の開催 減収となつている就労継続支援事業所の再起に必要となる固定経費等へ補助 	<ul style="list-style-type: none"> 総合型地域スポーツクラブが開催する住民参加のレクリエーション等の費用に対し補助 サイクリングによる運動機会を推奨するとともに、奈良の魅力を発信するため、サイクリングコースの動画を作成・配信 奈良マラソン2020の中止に伴う代替イベントの開催

団体	(1) 観光・誘客	(2) 地域経済の活性化・基盤整備	(3) 文化・芸術・スポーツ等
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ○県民の県内周遊・宿泊等による観光需要の喚起 ○わかやまやまっしゅぶエプラン販売の実施 ○国の緊急経済対策「GoToTravel」等と連動した本県独自の誘客キャンペーンを展開 	<ul style="list-style-type: none"> ○県産農産物等のeコマースを活用した販売支援 ○オンライン店舗・オンライン販売による販路拡大支援 ○「おうちで和歌山」特設サイト開設による積極的な情報発信 ○輸出先国のマーケットニーズの変化や食品衛生等の規制に対応するため、食品製造事業者等が行う施設の整備等を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○総合型地域スポーツクラブ活動再開支援事業 ○新型コロナウイルス感染症に伴い、活動の休止を余儀なくされた「総合型地域スポーツクラブ」の活動再開を支援するため、「感染防止対策チーム」の実践や「オンライン教室」の環境整備等を推進
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ○県民みんながお出かけ！徳島の魅力再発見事業 ○「とくしま応援割」 ○県民が県内の「登録宿泊施設」で宿泊する場合に宿泊料を割引（上限5千円/人泊） ○「とくしま再発見ツアー」の造成支援 ○県内旅行会社による県内交通機関と宿泊を組み合わせたツアー造成を助成（宿泊料・交通費の1/2助成） ○徳島で得するケン（券）の発行 ○「GoToトラベル」による県内宿泊施設の利用者に、お土産購入、観光施設利用等に使用できる5千円割引クーポンを提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○WITHコロナ「新生活様式」導入応援助成金 ○「業種ごと」の感染拡大予防ガイドラインに沿った事業者の「新しい生活様式」への対応を支援するため、助成率10/10、3つのメニューにより、20万円、50万円、100万円を上限に助成 ○スタートライフ先取り！事業者応援事業 ○中小・小規模事業者の再起・躍進に向け、事業者間の連携や支援機関の協力のもと、「スタートライフ」の実現に向けた企画事業を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内で行う無観客公演や、県外の芸術家と連携した新たな形での文化芸術活動を支援（再掲） ○イベント、スポーツ大会等の新型コロナウイルス感染症予防対策を支援
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ○県民を対象とした県内観光の推進（#We love 鳥取 キャンペーン（6/6～7/12など）） ○OTAを活用した宿泊割引クーポンの提供 ○国の「GoToトラベルキャンペーン」の開催に合わせた本県独自の誘客キャンペーンの実施（釐取県ウエルカムキャンペーン、マイカー周遊ドライブキャンペーン等） ○地元への受入体制整備や旅行商品造成に向けた取組を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内事業者に対する経済支援の一環として、首都圏アンテナショップにおいて消費を喚起するキャンペーンを実施 ○国の「GoTo キャンペーン」の開催に合わせて、県内でのキャンペーンの実施や首都圏、関西圏等での鳥取フェアを開催 ○商店街等のにぎわいを取り戻すため、県民や県内事業者が行う集客促進、需要喚起につながるイベントやキャンペーンについて助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費喚起に向けた販売促進支援（再掲） ○伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売、PRイベント等の取組支援 ○京都市文化芸術総合支援パッケージ（再掲） ○表現方法や鑑賞モデルの変革が求められている文化芸術関係者に対し、各種支援事業等の相談窓口を開設するほか、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した文化芸術活動の再開支援まで、切れ目のない支援を実施 ○感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援補助金（再掲） ○施設使用料等補助 ○適切な感染防止対策を講じながら実施する文化芸術活動に伴う施設使用料及び付帯設備使用料の半額を補助 ○感染拡大防止等経費補助 ○実演芸術や映画撮影など、複数の者で製作する文化芸術活動に対して、業種別ガイドライン等に基づく感染拡大防止等経費を補助 ○地域コミュニティの「新しい活動スタイル」普及促進事業 ○進出事業 ○地域コミュニティ活性化に資する新たな住まいの創出支援事業
京都市	<ul style="list-style-type: none"> ○消費喚起に向けた販売促進支援 ○伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売、PRイベント等の取組支援 ○衛生対策等の徹底による安心・安全の確保と地域との調和の実現に向けた「新しい観光スタイル」の推進 ○ウィズコロナ社会に対応した安心・安全の確保等による修学旅行の中止等回避対策 ○国際会議施設等における安心・安全なMICEの開催推進・支援 ○市民による京都の魅力再発見 ○市民による飲食店・宿泊施設利用を促し、需要を喚起するとともに市内事業者の支援につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費喚起に向けた販売促進支援 ○商店街が実施するセルや集客イベント等の取組支援 ○「新しい生活様式」対応のための衛生対策等支援補助率2/3・上限額10万円（店舗・事業所単位） ○地域公共交通における感染拡大防止・運行維持確保緊急対策事業 ○業界等が一体となった活性化支援事業（業種別団体等活性化支援事業補助金） ○業種別団体が見本市等を単独主催する場合→補助率2/3・上限額500万円 ○同一の業種別団体に属する中小企業等（3者以上）→補助率4/5・上限額40万円 ○伝統文化との融合等による花需要等の喚起支援 ○中小企業等IT活用支援事業 ○地域企業未来力会議によるウィズコロナ社会課題解決事業 ○スタートアップによる新型コロナウイルス課題解決事業補助率4/5・上限額100万円 ○宅配サービス等の利用等に係るラッシュ削減の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費喚起に向けた販売促進支援（再掲） ○伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売、PRイベント等の取組支援 ○京都市文化芸術総合支援パッケージ（再掲） ○表現方法や鑑賞モデルの変革が求められている文化芸術関係者に対し、各種支援事業等の相談窓口を開設するほか、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した文化芸術活動の再開支援まで、切れ目のない支援を実施 ○感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援補助金（再掲） ○施設使用料等補助 ○適切な感染防止対策を講じながら実施する文化芸術活動に伴う施設使用料及び付帯設備使用料の半額を補助 ○感染拡大防止等経費補助 ○実演芸術や映画撮影など、複数の者で製作する文化芸術活動に対して、業種別ガイドライン等に基づく感染拡大防止等経費を補助 ○地域コミュニティの「新しい活動スタイル」普及促進事業 ○進出事業 ○地域コミュニティ活性化に資する新たな住まいの創出支援事業 ○芸術・文化団体サポート事業 ○ふるさと寄附金制度を活用し、寄附者が登録された芸術・文化団体に寄附を行い、団体の活動を促進 ○大坂市芸術活動振興事業助成金における開催準備経費の助成 ○大坂市芸術活動振興事業助成金の拡充 ○令和2年度下期の募集について、助成上限額を40万円、助成率100%に拡充 ○芸術創造館ショーケース事業 ○アーティストに対する活動再開支援 ○本市施設利用料金の減免 ○新型コロナウイルス感染症防止対策や社会・文化活動の維持に向けた、施設利用者負担の軽減を目的として施設利用料金を5割減免 ○文化施設・スポーツ施設における感染症対策機器導入等 ○人の体温測定を前提としたサーモメータ、モニター等の設置 ○博物館などの文化施設の展示等を動画で発信する「オンラインミュージアム」の実施
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪の人・関西の人いらっしやい！」キャンペーンの実施 ○府内観光関連事業者への支援として、府内宿泊施設が提供する対象プランを利用した方に、キヤッシュレスポイント還元する事業を府市及び大阪観光局で実施 ○大阪・暁・プロジェクト ○人々の動きを活性化し、賑わいを創出するプロログエクトを通じて、市民生活や企業・団体活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○MICE開催支援事業 ○インテックス大坂の施設基本使用料半額を実施 ○飲食店が「三密」回避のためにテイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等のための仮設施設を路上に設置する場合は、道路占用許可基準を緩和 ○国の「Go To 商店街」事業へ参加する市内商店街への専門家派遣 ○国の「Go To 商店街」事業へ参加するなど活性化に取組む市内商店街等の総合プロモーション 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費喚起に向けた販売促進支援（再掲） ○伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売、PRイベント等の取組支援 ○京都市文化芸術総合支援パッケージ（再掲） ○表現方法や鑑賞モデルの変革が求められている文化芸術関係者に対し、各種支援事業等の相談窓口を開設するほか、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した文化芸術活動の再開支援まで、切れ目のない支援を実施 ○感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援補助金（再掲） ○施設使用料等補助 ○適切な感染防止対策を講じながら実施する文化芸術活動に伴う施設使用料及び付帯設備使用料の半額を補助 ○感染拡大防止等経費補助 ○実演芸術や映画撮影など、複数の者で製作する文化芸術活動に対して、業種別ガイドライン等に基づく感染拡大防止等経費を補助 ○地域コミュニティの「新しい活動スタイル」普及促進事業 ○進出事業 ○地域コミュニティ活性化に資する新たな住まいの創出支援事業 ○芸術・文化団体サポート事業 ○ふるさと寄附金制度を活用し、寄附者が登録された芸術・文化団体に寄附を行い、団体の活動を促進 ○大坂市芸術活動振興事業助成金における開催準備経費の助成 ○大坂市芸術活動振興事業助成金の拡充 ○令和2年度下期の募集について、助成上限額を40万円、助成率100%に拡充 ○芸術創造館ショーケース事業 ○アーティストに対する活動再開支援 ○本市施設利用料金の減免 ○新型コロナウイルス感染症防止対策や社会・文化活動の維持に向けた、施設利用者負担の軽減を目的として施設利用料金を5割減免 ○文化施設・スポーツ施設における感染症対策機器導入等 ○人の体温測定を前提としたサーモメータ、モニター等の設置 ○博物館などの文化施設の展示等を動画で発信する「オンラインミュージアム」の実施
堺市	<ul style="list-style-type: none"> ○AR、VR等の技術を活用した歴史などの情報発信 ○市民向けの特典付観光キャンペーン「堺の魅力再発見キャンペーン」の実施 ○フリーランスのクリエイターと連携した観光PR動画の作成 ○「泉州13市町周遊スタンプラリー」の実施 ○泉州地域への誘客と周遊（13市町）を目的にKIX泉州ツートリズムビューローで実施 ○スマートフオネから楽しめるデジタルスタンプラリー「堺えんとこスタンプラリー」を実施。堺観光コンベンション協会が実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の飲食施設、宿泊施設などの利用者に対するポイント付与 ○新しい生活様式実現に資するビジネスコンテストを実施 ○市内在住の満65歳以上の方がおかけ応援カードを使用することにより路線バスや阪堺電車を1乗車100円で利用できる「おでかけ応援制度」の無料化を10月1日～12月31日の期間限定で実施 ※泉北ニュータウン地域での移動販売車やキッチンカー出店による買い物飲食サービス提供支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費喚起に向けた販売促進支援（再掲） ○伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売、PRイベント等の取組支援 ○京都市文化芸術総合支援パッケージ（再掲） ○表現方法や鑑賞モデルの変革が求められている文化芸術関係者に対し、各種支援事業等の相談窓口を開設するほか、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した文化芸術活動の再開支援まで、切れ目のない支援を実施 ○感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援補助金（再掲） ○施設使用料等補助 ○適切な感染防止対策を講じながら実施する文化芸術活動に伴う施設使用料及び付帯設備使用料の半額を補助 ○感染拡大防止等経費補助 ○実演芸術や映画撮影など、複数の者で製作する文化芸術活動に対して、業種別ガイドライン等に基づく感染拡大防止等経費を補助 ○地域コミュニティの「新しい活動スタイル」普及促進事業 ○進出事業 ○地域コミュニティ活性化に資する新たな住まいの創出支援事業 ○芸術・文化団体サポート事業 ○ふるさと寄附金制度を活用し、寄附者が登録された芸術・文化団体に寄附を行い、団体の活動を促進 ○大坂市芸術活動振興事業助成金における開催準備経費の助成 ○大坂市芸術活動振興事業助成金の拡充 ○令和2年度下期の募集について、助成上限額を40万円、助成率100%に拡充 ○芸術創造館ショーケース事業 ○アーティストに対する活動再開支援 ○本市施設利用料金の減免 ○新型コロナウイルス感染症防止対策や社会・文化活動の維持に向けた、施設利用者負担の軽減を目的として施設利用料金を5割減免 ○文化施設・スポーツ施設における感染症対策機器導入等 ○人の体温測定を前提としたサーモメータ、モニター等の設置 ○博物館などの文化施設の展示等を動画で発信する「オンラインミュージアム」の実施
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ○神戸観光公式Instagramでのハッシュタグキャンペーン ○神戸でも海外気分を味わえるスポットを紹介したWEBサイト「神戸で海外旅行」を開設。おすすめの観光資源の投稿を募集 ○主要駅でのデジタルサインの掲出 ○デジタルサインを活用し、「神戸で海外旅行」キャンペーンとあわせておすすめの観光スポットを紹介 ○Kobe観光スタートポイント ○市内の主な観光施設を周遊可能なデジタルクーポンの発行し、市民向けに割引価格で販売 ○近場観光推進のため、市民を対象としたプレミアム付宿泊クーポンの抽選販売等を実施 ○「(仮称)六甲・有馬アート・プロジェクト」や芸妓を活用して有馬温泉の魅力発信などを展開 	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業等の事業継続・売上向上等の新たな取り組みへの支援（補助上限：100万円、補助率3/4）（再掲） ○オンラインストアへの新規出店支援による販路拡大（新規出店支援 補助上限：30万円/年、補助率1/2等）（再掲） ○商店街・小売市場お買い物券事業（再掲） ○フレックスタイム付きお買い物券発行による商店街等の消費喚起（県市協調）及び地域経済の活性化 ○神戸の自然環境を活かした地域の活性化 ○六甲山上アートプロジェクト ○神戸 里山・農村地域活性化ビジョン 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費喚起に向けた販売促進支援（再掲） ○伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売、PRイベント等の取組支援 ○京都市文化芸術総合支援パッケージ（再掲） ○表現方法や鑑賞モデルの変革が求められている文化芸術関係者に対し、各種支援事業等の相談窓口を開設するほか、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した文化芸術活動の再開支援まで、切れ目のない支援を実施 ○感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援補助金（再掲） ○施設使用料等補助 ○適切な感染防止対策を講じながら実施する文化芸術活動に伴う施設使用料及び付帯設備使用料の半額を補助 ○感染拡大防止等経費補助 ○実演芸術や映画撮影など、複数の者で製作する文化芸術活動に対して、業種別ガイドライン等に基づく感染拡大防止等経費を補助 ○地域コミュニティの「新しい活動スタイル」普及促進事業 ○進出事業 ○地域コミュニティ活性化に資する新たな住まいの創出支援事業 ○芸術・文化団体サポート事業 ○ふるさと寄附金制度を活用し、寄附者が登録された芸術・文化団体に寄附を行い、団体の活動を促進 ○大坂市芸術活動振興事業助成金における開催準備経費の助成 ○大坂市芸術活動振興事業助成金の拡充 ○令和2年度下期の募集について、助成上限額を40万円、助成率100%に拡充 ○芸術創造館ショーケース事業 ○アーティストに対する活動再開支援 ○本市施設利用料金の減免 ○新型コロナウイルス感染症防止対策や社会・文化活動の維持に向けた、施設利用者負担の軽減を目的として施設利用料金を5割減免 ○文化施設・スポーツ施設における感染症対策機器導入等 ○人の体温測定を前提としたサーモメータ、モニター等の設置 ○博物館などの文化施設の展示等を動画で発信する「オンラインミュージアム」の実施

新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等

令和2年11月19日

広域医療局

1. 診療・検査医療機関等設置状況

(11月15日現在)

府県市名	診療・検査医療機関	地域外来・検査センター
滋賀県	471	8
京都府	532	4
大阪府	971	55
兵庫県	888	7
和歌山県	303	1
鳥取県	276	3
徳島県	277	4
京都市	※京都府に含まれる	-
大阪市	(366)	-
堺市	(66)	(2)
神戸市	(220)	(1)
計	3,718	82

(参考)

奈良県	150	5
-----	-----	---

2. 検査(分析)可能数

(11月15日現在)

(件/日)

府県市名	PCR検査	抗原検査(定量・定性)	合計	備考
滋賀県	2,267	1,198	3,465	
京都府	4,500	5,400	9,900	
大阪府	9,512	12,788	22,300	
兵庫県	2,921	16,007	18,928	
和歌山県	3,318	490	3,808	
鳥取県	660	3,840	4,500	
徳島県	3,260	2,280	5,540	
京都市	※京都府に含まれる	-	-	
大阪市	(2,320)	(0)	(2,320)	民間医療機関の件数は含まない
堺市	(860)	(225)	(1,085)	
神戸市	(462)	-	(462)	民間医療機関の件数は含まない
計	26,438	42,003	68,441	

(参考)

奈良県	1,500	4,400	5,900	
-----	-------	-------	-------	--

※地方衛生研究所・保健所、民間検査機関、大学、医療機関等における最大限稼働した場合の検査数

3. 検査需要の見通し

(件/日) (11月15日現在)

府県市名	新型コロナウイルス感染症固有の検査需要	インフルエンザの流行に伴う発熱患者等の検査需要	合計
滋賀県	720	2,670	3,390
京都府	2,000	7,500	9,500
大阪府	6,300	16,000	22,300
兵庫県	2,550	8,600	11,150
和歌山県	650	2,750	3,400
鳥取県	500	2,300	2,800
徳島県	500	3,000	3,500
計	13,220	42,820	56,040
奈良県	450	4,550	5,000

4. 検査実績 (人数) [参考]

(人)

府県市名	8日(日)	9日(月)	10日(火)	11日(水)	12日(木)	13日(金)	14日(土)
滋賀県	再集計中						
京都府・京都市	223	298	327	102	212	655	501
大阪府(堺市除く)	1,688	1,488	3,001	2,999	2,605	2,613	2,335
兵庫県(神戸市含)	334	501	710	670	736	888	776
和歌山県	71	51	83	50	87	58	200
鳥取県	23	32	69	26	28	23	40
徳島県	9	11	15	17	7	12	5
京都市	※京都府に含まれる	-	-	-	-	-	-
大阪市	※大阪府に含まれる	-	-	-	-	-	-
堺市	117	85	369	314	356	306	308
神戸市	87	230	206	集計中			
計	2,465	2,466	4,574	4,178	4,031	4,555	4,165
奈良県	74	239	224	326	208	121	47

※地方衛生研究所・保健所が行うPCR検査のうち行政検査

5. 入院可能病院数等

(11月13日現在)

府県名	入院可能病院数(機関)	うち感染症指定医療機関(機関)	受入可能病床数計(床)	うち感染症病床数(床)
滋賀県	17	7	213	34
京都府	31	7	569	38
大阪府	70	6	1,392	78
兵庫県	50	9	663	54
和歌山県	20	7	176	32
鳥取県	17	4	313	12
徳島県	12	4	200	20
計	217	44	3,526	268

(参考)

奈良県	11	5	467	24
-----	----	---	-----	----

6. 都道府県調整本部の設置

(11月15日現在)

府県市名	設置日	名称	体制
	構成員人数・職種		統括DMATの人数
滋賀県	R2.4.8	滋賀県COVID-19災害コントロールセンター	24時間体制（一部オンコール）
	センター長：県健康医療福祉部理事 災害コーディネーター（統括DMAT含む）27名、行政職員7名		6名
京都府	R2.3.27	京都府新型コロナウイルス感染症入院医療コントロールセンター	24時間体制（一部オンコール）
	患者搬送コーディネーター：京都府保健医療対策監 統括DMAT、感染症指定等医療機関、行政職員		1名前後/日
大阪府	R2.4.1	大阪府新型コロナウイルス調整本部（大阪府入院フォローアップセンター）	24時間体制（一部オンコール）
	本部長（センター長）：医療監、他部内職員で構成		災害医療コーディネーター2名（内、統括DMAT 1名）
兵庫県	R2.3.19	新型コロナウイルス入院コーディネートセンター	24時間体制（一部オンコール）
	新型コロナウイルス感染症対策本部の医療体制班内に設置（看護師・事務職員等）		災害医療コーディネーター1名
和歌山県	R2.2.14	和歌山県入退院調整本部	
	福祉保健部技監（医師）、感染症指定医療機関医師、各保健所長 感染症担当課職員、医療担当課職員		
鳥取県	R2.3.23	鳥取県新型コロナウイルス感染症入院医療トリアージセンター	保健医療圏を超える入院調整が必要となった段階から対応
	センター長：県福祉保健部健康医療局長 参与：感染症専門医師3名（各医療圏）		4名
徳島県	R2.4.1	徳島県新型コロナウイルス感染症入院調整本部	24時間体制（一部オンコール）
	本部長：保健福祉部副部長（医師） 本部長（搬送調整Co.）：県医師会及び県内医療機関の医師7名		5名

(参考)

奈良県	R2.4.24	奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部入退院調整班	24時間体制（特に調整困難な場合に対応）
	班長：医療政策局長（医師）、副班長：健康推進課参事（医師）、看護師1名、行政職員2名		1名

※R2.3.26厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について」に基づく都道府県調整本部

7. 医療機関以外の受入体制

(11月15日現在)

府県市名	施設数	室数	確保・受入状況
滋賀県	2	271	県内のホテルを確保し軽症者等を受け入れ実施中。
京都府	2	338	府内のホテルを確保。
大阪府	5	1,517	ホテル5施設1517室
兵庫県	5	698	県内の民間宿泊施設を確保。
和歌山県	1	137	県内のホテルを確保
鳥取県	3	340	県内の民間ホテルを確保
徳島県	1	150	県内のホテルを確保。そのほか旅館、リノベーションを活用する方向で調整中
計	19	3,451	

(参考)

奈良県	1	108	県内のホテル（108室）を確保
-----	---	-----	-----------------

8. 受診・相談センターの設置状況

(11月15日現在)

府県市名	箇所数	相談体制
滋賀県	2	・県庁 ・大津市保健所（土日祝日を含む24時間対応）
京都府	1	・専用ダイヤル（京都府・京都市共通で設置） （土日祝日を含む24時間対応）
大阪府	16	・9保健所、中核市7保健所 （土日祝日を含む24時間対応）
兵庫県	17	・12保健所（平日9時～17時30分）中核市4保健所 ・県庁専用ダイヤル（24時間対応）
和歌山県	9	・8保健所（支所含む） ・和歌山市保健所（平日9:00～17:45）
鳥取県	4	・鳥取県看護協会（土日祝日を含む9時～17時15分） ・2保健所、鳥取市1保健所（上記以外の時間）
徳島県	6	・6保健所（平日9:00～17:00） ・専用ダイヤル（平日17:00～8:00、土日祝日24時間）
京都市	※	※専用ダイヤル（京都府・京都市共通で設置） （土日祝日を含む24時間対応）
大阪市	1	・1保健所（土日祝日を含む24時間対応）
堺市	1	・1保健所（土日祝日を含む24時間対応）
神戸市	1	・1保健所（土日祝日を含む24時間対応）
計	58	

(参考)

奈良県	6	・県庁（土日祝日を含む24時間対応） ・4保健所、奈良市保健所（平日8時30分～17時15分）
-----	---	--

9. 一般相談窓口の設置状況

(11月15日現在)

府県市名	箇所数	相談体制
滋賀県	2	・県庁（平日・土日祝8時30分～17時15分） ・大津市保健所（平日9時～17時）
京都府	1	・専用ダイヤル（京都府・京都市共通で設置） （土日祝日を含む24時間対応）
大阪府	1	・府庁（9時～18時（土日祝日を含む））
兵庫県	5	・県庁専用ダイヤル（24時間対応） ・中核市4保健所
和歌山県	2	・県庁（9時～21時（土日祝日を含む）） ・和歌山市保健所（平日9時～17時45分）
鳥取県	1	・県庁（平日8時30分～17時15分）
徳島県	1	・県庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
京都市	※	※専用ダイヤル（京都府・京都市共通で設置） （土日祝日を含む24時間対応）
大阪市	25	・大阪市保健所（平日9時～17時30分） ・24区保健福祉センター（平日9時～17時30分）
堺市	1	・本庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
神戸市	1	・本庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
計	40	

(参考)

奈良県	6	・県庁（土日祝日を含む8時30分～17時15分） ・4保健所、奈良市保健所（平日8時30分～17時15分）
-----	---	--

全国知事会緊急提言等

※提言活動は知事会長によるものを抜粋

(10/30 西村新型コロナ担当大臣 意見交換)

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する要望事項（骨子）

(11/ 5 全国知事会議)

- ② 活力ある地方の実現に向けた提言（抜粋） 【「全国知事会議」提言等一覧（7）】
- ③ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言 【「全国知事会議」提言等一覧（10）】
- ④ 「年末年始」新型コロナにご注意を！ ～全国知事会からのメッセージ～
【「全国知事会議」提言等一覧（11）】

(11/10 河村自由民主党地方創生実行統合本部長 意見交換)

- 活力ある地方の実現に向けた提言（再掲） 【「全国知事会議」提言等一覧（7）】

(11/12 西村新型コロナ担当大臣 意見交換)

- 新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言（再掲）
【「全国知事会議」提言等一覧（10）】
- 「年末年始」新型コロナにご注意を！ ～全国知事会からのメッセージ～（再掲）
【「全国知事会議」提言等一覧（11）】

令和2年11月5日開催「全国知事会議」提言等一覧

- (1) 災害時における死者・行方不明者の氏名等公表に係る提言
- (2) 感染症との複合災害における避難対策強化に向けた提言
- (3) 地震防災対策特別措置法第4条の適用期間延長についての要望
- (4) 将来世代を応援するための緊急提言
- (5) 令和3年度税財政等に関する提案
- (6) 新たな過疎対策法の制定に関する追加提言
- (7) 活力ある地方の実現に向けた提言
- (8) ウイズコロナ時代における産業の振興と基盤の強化に向けて
- (9) 新たな5か年対策による国土強靱化の加速と地方創生回廊の構築提言
- (10) 新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言
- (11) 「年末年始」新型コロナにご注意を！ ～全国知事会からのメッセージ～
- (12) 米軍基地負担に関する提言

新型コロナウイルス感染症に関する要望事項（骨子）

- 季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症との同時流行に備え、診療所等への感染防止対策等の診療・検査体制の整備を支援することとともに、発熱患者等を受け入れる診療・検査機関に対して、診療報酬上の措置や協力金の支給、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」における危険手当の創設等により支援を行うこと。また、指定感染症の運用見直しに関して、地域の感染状況等を踏まえ、軽症者や無症状病原体保有者についても、引き続き都道府県の判断により入院措置を行うことができるようにすること。
- 予備費の活用や追加経済対策、3次補正の編成により、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額するとともに、弾力的な運用を行うこと。
- 積極的疫学調査や休業要請の実効性を担保する法的措置を講じること。併せて、宿泊療養等の医療機関以外での療養について法的位置づけを行うこと。
- 受診控え、利用控えなどにより経営上困難な状況にある医療機関や福祉施設等に対する財政的な支援を行うこと。
- 今後の入国制限緩和に対応して検疫所の人員増強や検査能力の拡充等、検査体制の抜本的な強化を図るとともに、入院先や宿泊療養施設の確保により特定の都道府県に過度な負担が生じないようにすること。併せて、コールセンターの設置等により外国人の健康観察フォローアップを国の責任において行うなど、水際対策に係る保健所の負担軽減を図ること。
- 患者や医療従事者に対する偏見・差別行為・デマ等の排除について、相談窓口の充実・強化や広報・啓発等の対策を強力に講じること。
- 今後の地域医療提供体制に係る一連の議論については、新型コロナウイルス感染症の収束後に仕切り直しをするとともに、2024年度からの医師の働き方改革に関する新制度については施行猶予も含めた検討を行うこと。
- リーマン・ショック時を上回る規模の緊急雇用創出事業を創設するなど、感染症により大きなダメージを受けた雇用・産業への支援を行うこと。

令和2年10月30日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

活力ある地方の実現に向けた提言

全国知事会
令和2年11月

今年度は、本来であれば地方創生第2期のスタートとして、私たちが地方創生第1期に多くの「ひと」とちと力をあわせて種をまき、長い時間をかけて育ててきた、実りの時期となるはずであったが、新型コロナウイルス感染症は、国内外からの「ひと」の流れを止め、人々から「しごと」を奪い、「まち」の活力を失わせた。感染拡大の波が繰り返される恐れはいまだ消失しておらず、引き続き感染症対策が何よりも優先されるべき我が国の課題である。

しかし、悲観的になる必要はない。ポストコロナの「新たな日常」は、DXにより距離の制約が克服され、リモートワークや二拠点居住などの新しい働き方・暮らし方が進み、人々の価値観に変容が生じることとなった。ここから、地方創生を「Build back better」、コロナ前より良いものとするため、ポストコロナの地方創生においては、未来技術を最大限活用し、社会全体のDXを進めてステージアップを図るとともに、量だけでなく質の側面にも着目して、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざして、一人ひとりの個性と多様性が尊重され、「生きづらさ」を感じている人たちが社会から孤立することのない、「誰もが活躍する地域社会」を実現しなければならない。

まもなく東日本大震災から10年の節目を迎える。いまだ多くの方が避難生活を余儀なくされている中、「被災地の復興なくして日本の復興なし」の認識の下、引き続き被災地の復興に取り組むとともに、震災の教訓をふまえ、防災・減災、国土強靱化の取組を進めることで、「新次元の分散型国土」を創出していかなければならない。

折しも、本年9月には、7年8か月ぶりに新しい内閣が成立した。新内閣の基本方針の一つとして、「活力ある地方を創る」が掲げられたことは、地方を重視する姿勢を示されたものとして、我々地方としても意を強くするとともに、ギアを上げて地方創生を再加速させていく必要がある。

すべての国民が輝ける活力ある地方を実現し、地方創生を真の意味で新たなステージに押し上げるため、我々47人の知事は、地方の現場を預かり、感染症対策の最前線に立って、地域の経済と雇用、かけがえのない故郷を守る決意でいる。国においても、これまで以上に私たちと力を合わせ、直面する難局を乗り越えて「自助・共助・公助、そして絆」の社会を創るため、以下の項目についてしっかりと取り組まれるよう強く求める。

I 新たな経済対策の策定

- 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により、地方の税収入は大幅な落ち込みが見込まれる一方で、地方においては財政調整基金を取り崩して感染症対策を実施するなどしてきたことから、地方財政は極めて厳しい状況下にある。引き続き感染症対策はもちろんのこと、特に悪化している雇用情勢をふまえた雇用対策、経済対策にも注力する必要があることから、国においては、令和3年度当初予算の編成を待つことなく、速やかに3次補正予算を編成するなどして、途切れなく大規模な感染症対策、雇用・経済対策を実施するとともに、地方がこれらの対策を実施するために必要な支援を行うこと。
- 感染症がいまだ収束しない中、雇用情勢、雇用指標は悪化を続けていることから、地方創生の基盤である雇用対策には特に注力する必要がある。そのため、リーマン・ショック時を上回るような基金を活用した「緊急雇用創出事業」を創設することに加え、雇用調整助成金等の特例措置の継続や事業の継続のための持続化給付金・家賃給付金等の継続・拡充などの雇用対策について、予備費を活用するなどして、早急に実施すること。

II 新型コロナウイルス感染症対策

（1）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実・確保

（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実・確保）

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）は、今年度の補正予算により、3兆円規模の総額が確保されたことで、地方が必要とする感染症対策に一定程度取り組むことができたが、一方で、感染症の収束が見込めない中、引き続き感染症対策はもちろんのこと、特に悪化している雇用情勢をふまえた雇用対策・経済対策を打ち出していく必要がある。このことから、臨時交付金については、時機を逸することなく、予備費を活用するなどしてさらなる増額を行うとともに、地域の実情に応じた事業を地方の判断により実施できるよう、基金への積立要件の弾力化や期間延長、繰り越しに係る柔軟な対応や手続の簡素化、実施計画の柔軟な変更の承認や実績報告の簡素化など、さらに自由度の高い柔軟で弾力的な制度とすることに加え、令和3年度当初予算においても、地方が必要とする額を確保すること。

（2）感染防止対策の徹底

（感染防止対策の徹底）

- 冬季を間近に控え、感染拡大の波が繰り返される恐れがあることから、国においては、国民の不安を払しょくするために、正確な情報提供を行いつつ、引き続き、感染防止対策を確実に実施すること。

- 感染拡大防止のためには、陽性者の早期発見・感染拡大の封じ込めが重要であり、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第 24 条や感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 16 条の運用弾力化など、全国知事会の要望に沿った措置が講じられたところだが、いまだ実効性のある対策を講じていく法的手段や財源が十分とは言い難く、保健所による積極的疫学調査や健康観察、都道府県知事による事業者への休業要請の実効性を担保するための罰則規定など、食中毒発生時の営業停止処分や店名公表のような即効性のある法的措置を講じるとともに、あわせて国による補償金的な「協力金」に関して、早急に議論を進めること。
- 疑い患者等に係る情報など、隣接圏域における保健所間等の情報共有の仕組みを確立するとともに、感染者情報の統一的な公表基準を定め、併せて、都道府県境を跨ぐ移動についての考え方を含めた基本的対処方針の改定や地域限定も含めた緊急事態宣言の発動について、地方と十分協議しながら適切に行うこと。
- 今回、感染防止のために講じられた各種の特例措置について、今後の制度改正の議論において、恒久化や一定条件下での機動的な発動も視野に入れて検討すること。
- 新型コロナウイルスを完全に制圧するため、政府は基金の創設など大胆な資金投入を行い、責任をもって必要十分なワクチンの開発・確保・供給を図るとともに、特效薬や治療法の確立を実現すること。

（医療提供体制の強化に向けた支援）

- 季節性インフルエンザの流行期を控え、感染症と同時流行する局面に備えて、医療物資の購入・確保はもちろんのこと、従来の帰国者・接触者外来施設に加えて、今後患者の増加が予想される診療所への感染防止対策などの診療・検査体制の整備や、入院医療機関及び宿泊療養施設の受入・運営体制の確立等について、引き続き新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等により継続して十分な支援を行うこと。また、交付上限額の見直しや手続の簡素化、病院・宿泊療養施設の緊急整備・改修等による患者受入体制整備への用途拡充、疑い患者受入協力医療機関及び一般の入院受入医療機関の空床確保料の引上げ、従来の病棟を単位とする重点医療機関の施設要件の弾力的な運用等、実態をふまえた見直しを行うとともに、令和 3 年度以降も地方が必要とする額を確保すること。
特に、年度途中における事業費の増大に対応するため、交付金の予算流用が柔軟にできるような事業分類の見直しや事務の簡素化、予算の迅速な追加交付、さらには予算の繰越処理など、年度末にかけて事務処理が滞ることのないよう柔軟な対応を行うこと。
加えて、病床や宿泊療養施設の確保に係る交付金については、いまだ年間分の交付決定がされていないことから、速やかに年間分の交付を行うこと。
- 今回の感染症への対応により顕在化した課題をふまえ、医学部地域枠の臨時定員増による措置を継続、ひいては恒久化することに加え、地域で必要な医療の供給量を再検証した上で、医師偏在対策を着実に進めること。

- 実際に発熱患者を受け入れた診療・検査医療機関に対して、診療報酬上の措置や協力金の支給など受入れ患者数に応じた支援を行うとともに、スタッフの危険手当の制度化や罹患した場合の療養や休業補償等を行うほか、医療・介護従事者に対する慰労金について、対象期間の延長や支給対象の拡大など、今後の感染状況に応じ柔軟な対応を行うこと。また、医療・介護従事者等の子どもや濃厚接触児童の受け入れ等に従事する、保育所や放課後児童クラブなどの児童福祉施設等の職員や、薬局、あん摩マッサージ指圧、鍼灸等の事業所、保健所において感染症への対応を行う職員に対しても支給できるよう対象者を拡大するとともに、支給対象者間で不平等が生じないようにすること。

(医療機関等や福祉施設の経営安定化)

- 感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受け入れていない医療機関においても、受診控えもあり経営が一層厳しくなっている。地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営及び地域医療提供体制の確保に資するため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引上げや福祉医療機構による無利子・無担保貸付拡充、国庫補助事業の補助率の嵩上げによる事業者負担の軽減、公立・公的病院や大学病院をはじめとする全ての医療機関に対する財政支援など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう戦略的かつ継続的に対処すること。

併せて、薬局・健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸、柔道整復師等の事業所等についても、処方箋受付の減少や利用控えなどにより経営上困難な状況であることから、経営安定化のための財政支援等について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充を図るなどの対策を講じること。

(PCR 検査体制の整備等)

- 今後増加が見込まれるPCR検査等の需要に対応するため、検査機器の導入や試薬の供給、PCR検査センター設置・運営など、検査に要する経費や民間検査機関を活用した検査体制の拡充について、国として支援を行うとともに、目標とする1日20万件の検査を確実に実施できるよう、国として責任を持って試薬や検査キット等の安定供給体制を構築すること。併せて、診療所等でも広く対応可能な検査手法の開発、検証及び普及促進を図ること。

(水際対策)

- 入国規制の緩和については、感染の再拡大に繋がらないよう慎重に進めるとともに、今後、入国者・帰国者の段階的な増加が想定されるため、国内すべての国際空港及び沖縄等離島路線に係る国内空港等で、運営権者等関係者と早急に調整を行い、PCR検査等の十分な待機場所及び検査場所を確保すること。また、PCR検査等の結果が判明するまでの間、検疫所長が指定する待機施設等において、入国者・帰国者全員を留め置くこととし、これを周知徹底するとともに、そのための十分な収容能力を確保すること。なお、入国時に中長期の滞在先が未定の外国人も少なくないため、住民票の早期提出を推奨すること。

- 入国者・帰国者に対して、保健所が実施している入国後14日間の健康フォローアップについて、入国制限緩和に伴い、さらなる業務の急増が見込まれるため、制度の抜本的な見直しを行うとともに、国の責任において集中的に実施すること。
- 検査結果が陽性の場合は、国の責任において、国内での入国者・帰国者の住所・居所に応じて、十分な入院先や宿泊療養施設を確保するなどにより、特定の都道府県に過度な負担が生じないようにすること。
- 今後の入国制限緩和の見通しに応じて、検疫所の人員増強、新たな検査手法の導入、検査能力の飛躍的な拡充など、検査体制の抜本的な強化を図ること。併せて、洋上における検査など、緊急上陸への対応もふまえた体制も構築すること。
- 検査結果判明後、速やかに自治体への情報提供を行うこと。また、速やかな濃厚接触者の特定につながるよう、入国者・帰国者に対しても、検疫所において、接触確認アプリ「COCOA」の利用促進を図ること。
- 外国人に対し、入国時の多言語での分かりやすい情報発信の充実及び啓発を図るとともに、標準予防策などの感染拡大防止対策の周知を、大使館等を通じて行うこと。また、外国人陽性患者等との対応が必要となる積極的疫学調査・入院治療説明・健康観察等に関し、国において電話医療通訳サービス等を活用した支援を行うなど、保健所等の負担軽減を図ること。

(指定感染症の運用見直し)

- 指定感染症の運用見直しについては、入院勧告権限の運用が見直され、地域による感染状況や医療提供体制等をふまえて、都道府県知事が必要と認める者も入院の勧告・措置の対象とできることとされたところであるが、感染状況のステージや季節性インフルエンザの流行状況もふまえ、医療提供体制がひっ迫するおそれが高い場合には、宿泊療養施設や自宅等、医療機関以外での療養についても明確な法的位置づけを行うこと。また、今後の見直しにあっても、入院勧告や医療費の公費負担、積極的疫学調査等の措置を通じて各都道府県が大都市部・地方部それぞれの手法により感染拡大を食い止めている実情に沿った改善を都道府県ごとの裁量を活かして図ることを基本として、地方の意見と十分にすり合わせを行った上で、地域により感染状況や医療提供体制等が異なる実態に即した慎重な検討を行うこととし、現場の運用を変更する必要がある場合には、十分な周知期間を設けること。

(通学時の感染防止対策への支援と安全・安心な学習機会の提供)

- 通学時の安全・安心を確保するため、電車やバスなど公共交通機関における感染防止対策について支援を拡充すること。また、学校での感染予防対策の徹底に向けた児童・生徒の間隔を確保するため、少人数学級の導入にあたっては、学級編制標準の引き下げを行うとともに、人的措置や施設整備について必要な財政支援を行うこと。さらに、児童・生徒の学びを保証するため、教員の加配や学習指導員、スクール・サポート・スタッフの配置について継続すること。併せて、感染リスクを低減させるための学校環境整備や消毒等を行う人材の配置、登下校時の「三密」を回避するためのスクールバスの増車などの取組に対して財政支援を行うこと。

(医療従事者をめざす学生への支援)

- 感染症による家計への経済的影響により、医療従事者をめざす学生が夢をあきらめることのないよう、地域医療を支える医療人材を育成・確保する観点から、奨学金制度の新設や拡充の措置を講じること。

(感染症危機管理対策の見直し)

- 安全・安心に暮らせる地域づくりのため、感染症に係る今回の事態を教訓として、感染症危機管理を抜本的に見直すこと。例えば、空港、港湾での検疫体制の強化、クルーズ船も含めた水際対策、検査・医療体制の充実や、主に自然災害を想定して策定されている中小企業や病院などのBCPについて、今回のような大規模な感染症にも対応できるものとなるよう、策定促進のための支援を行うこと。
- 今回の感染症の危機管理にあたっては、DMAT(災害派遣医療チーム)に属する医療従事者が、献身的に対応してきた。DMATは、災害時に安全が確保されたエリアで活動することが本来の姿であり、必ずしも感染症に精通した医療従事者で構成されているものではないことから、DMAT等を参考にして、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成等を国の責任において行うこと。
- 災害、新型感染症の発生等の地域の危機事案の発生に際し、最初に対応を迫られるのは住民に身近な地方自治体である。そのため、地方自治体が危機事案に対応する根拠となる法令の整備や計画等の策定に加え、国・地方の組織体制の整備を進めること。併せて、これらを実現するため、臨時の予算ではなく、保健所等の必要な人員体制の強化に向けた財政措置等、一般財源による恒常的な財政支援を行い、地方自治体の財政運営の弾力性を高める措置を講じること。

(避難所における感染防止対策)

- 台風や地震などの災害に備え、避難所及び救護所における感染防止対策を早急に進める必要があるため、感染防止に必要なマスク、消毒液、パーティションなどの資機材の事前の調達や、換気設備の整備、指定避難所の「三密」を避けるために行う民間の宿泊施設の借上げなどに対する安定的な財政支援制度を創設すること。
- 福祉避難所として多くの避難者を受け入れる社会福祉施設等では、感染症の発生リスクを抑え、避難者や利用者の健康を守るため、特に受け入れに注意が必要な要配慮者等に対し、必要な場合に迅速にPCR等検査を実施できる体制の整備を進めるとともに、実施にあたり必要となる経費について必要な財政措置を講じること。

(旅館業法を含めた法令の総点検)

- 特措法に基づく緊急事態宣言が発出された場合に、人の移動を最小限とし、感染拡大を防止するため、特措法及び旅館業法の規定との関係性を整理したうえで、地方自治体の要請等に基づいて宿泊を制限することについて検討すること。
- 今回の感染症を契機として、特措法と他法令との整合性について総点検を行い、法改正も含めて、感染防止に向けた実効性ある取組を行えるような措置を講じること。

(3) 感染症により大きなダメージを受けた雇用・産業への支援

(地方創生の基盤である雇用の維持)

- 感染症の影響による厳しい雇用情勢に鑑み、業種間での労働移動の促進策などを講じてもお、離職者の雇用機会を緊急に創出する必要がある場合、労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、離職者の雇用機会を創出するため、リーマン・ショック時を上回る規模の基金を活用して、感染症の影響に対応した緊急雇用創出事業を創設すること。また、事業者の負担を軽減し、雇用の継続を図るため、雇用保険料の引き下げ等の措置を講じること。
- 生徒・学生の就職に対する不安解消を図るため、新規学卒者の採用計画の維持や、オンラインでの会社説明会や面接の実施、選考期間の柔軟な設定など、生徒・学生に最大限配慮した採用活動を企業に要請すること。
- 感染症の影響により中止される技能検定について、新たに「技能向上対策費補助金」の補助対象となった試験会場のキャンセル代や手配済み材料費等の増額経費について、全額を補助すること。

(雇用調整助成金の拡充等)

- 事業者が事業再開に向けた体制を維持しつつ、休業手当を通じて従業員の生活を守り、地域経済の回復を引き続き図っていくためには、雇用調整助成金が確実かつ迅速に利用されることが重要である。そのため、事業者が円滑に相談でき、さらに速やかに申請できるよう、助成金の円滑な申請手続きを補完するための社会保険労務士などの専門家の活用や支援員の配置など、事業者の雇用の維持に向けた地方自治体が行う取組に対して、十分な財政措置を講じること。
- 雇用調整助成金等の、雇用や収入を維持するための各種助成金・支援金については、引き続き支援が必要な事業者や労働者に対して、必要な情報が的確に届くよう、あらゆる手段を講じ、制度を分かりやすく周知し利用促進を図ること。また、特例措置については、来年以降も経済・雇用情勢等を十分ふまえ柔軟に対応すること。

(事業継続への支援)

- 外国人技能実習生の入国は依然不透明な状況であり、第一次産業における労働力不足を補う必要があること、また他産業での就業機会が減少していることをふまえ、農業現場での代替人材を安定的に確保できるよう「農業労働力確保緊急支援事業」の事業対象期間を延長するなど、第一次産業への雇用労働力の確保対策を行うこと。
- 地域経済を支える中小企業の事業継続にあたっては、経営が軌道に乗らないまま、感染防止対策のための費用を要する厳しい状況に置かれることから、数カ月間程度でなく、長期的な支援措置を講じること。
- 「新型コロナウイルス感染症対応資金」の保証申込期間（現在令和2年12月31日）及び融資実行期間（現在令和3年1月31日）の延長、融資限度額（現在4千万円）の引上げ、利子補給の期間（現在3年間）延長など、支援制度のさらなる拡充を講じること。

- 信用保証協会に対する日本政策金融公庫の中小企業信用保険補填率引上げや同協会に対する自治体の損失補償について財政支援を行うこと。
- 経営が悪化した企業を対象として、経営者保証を一定の要件下で不要とする信用保証制度については、今回の特例措置とするだけでなく恒久的な措置とすること。
- 感染症の影響による売上高の急減に起因する損失によって自己資本が毀損した中小企業に対する資本増強策として、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫の挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）における民間金融機関と協調した取組のより積極的な推進に加え、民間金融機関の資本性劣後ローンを対象とする信用保証制度を創設すること。
- 融資期間終了までの利子補給・信用保証料補助、預託原資調達に伴う借入利息など、制度融資の活用に際し必要となる経費に対し支援を行うこと。

（持続化給付金などの迅速な給付）

- 持続化給付金など各種支援策について、給付対象の主な要件である「ひと月の売上が前年同月比 50%以上の減少」について、例えば「30%以上の売上減少が 2 か月継続」とするほか、法人とみなされる任意団体を対象とすること。また、家賃支援給付金では対象月に 4 月も含めるなどの要件緩和や、複数回の受給を可能とするほか、事業収入と受託収入の組み合わせなど、フリーランスの多様な収入形態にも対応できるように柔軟な運用を図るとともに、従来の手順、手法にとらわれず、大胆な事務の簡素化を図り、真に支援が必要な方々に一刻も早く届くようにすること。また、地域の雇用・経済情勢が引き続き厳しいことをふまえ、期間を延長すること。併せて、電子申請が困難な事業者に対して、郵送による申請も含め、柔軟な対応を図ること。

（地域企業再起支援事業の要件緩和）

- 地域経済の基盤となる中小企業の再起を促進する地域企業再起支援事業について、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう、事業実施主体への事業者負担の義務づけなどの補助要件を緩和するとともに、引き続き事業の予算化を図ること。また、感染症の長期化をふまえ、より多くの事業者が事業継続・再起に向けた取組を行えるよう、予算枠のさらなる拡充を図ること。

（国内回帰と新たな生産設備投資への支援）

- 感染症の拡大の影響により、日本のサプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、各自治体では、サプライチェーン対策として、企業の国内回帰や重要な製品・部素材の国内生産に向けた取組への支援を行っている。国においてもサプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金の拡充や継続、税制優遇措置も含め、投資促進制度を拡充すること。

（固定費への支援）

- 自社ビル等を持つ事業者にとっても、維持管理費や支払利息などの固定費は大きな負担であることから、令和 2 年度分の徴収猶予の特例及び令和 3 年度分の固定資産税等の軽減措置とは別に、家賃の支援制度との公平性に鑑み、国税や国庫補助金などによる支援制度を設けること。

（観光振興を実施する地方への支援）

- 感染症により、甚大な影響を受けている観光産業の再生に向け、地方が実施している独自の観光振興の取組の効果を一過性にしないため、引き続き地方が実施する観光振興の取組を支援すること。また、感染症により表面化した、地域観光産業が有する構造的な課題の解決に向けて、観光地が行う取組を強力に支援するとともに、観光地づくりのノウハウを持つ DMO や株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）等と連携して、地域が行う観光地づくりの取組を支援すること。

（観光産業等への支援策の継続）

- 感染症の拡大に伴う人の移動の自粛により、宿泊業、旅行業、運輸業、飲食業など観光関連産業では減収や倒産等が発生し、地域経済への影響が生じていることから、回復に時間がかかると見込まれる観光産業等への支援として、「Go To キャンペーン」などの支援策を現行の期限で終了することなく、来年度以降も継続して実施すること。また、地方の意見をふまえて、効果が特定の地域や業種に集中することのないものとする。加えて、各地域の実情に応じた観光振興策に十分な財政支援を行うこと。
- Go To Eat 事業については、隣接する都道府県間で開始時期が異なるなどの問題点が生じていることから、事業の制度設計を見直す場合には、あらかじめ地方の意見を聞き、その意見を十分に反映するとともに、今後新たなキャンペーンを行う際には、地方の自主性に委ねる事業スキームの構築を検討すること。

（インバウンドの促進）

- 海外からの渡航制限などにより、甚大な影響を受けているインバウンド関連産業を支援するため、感染症収束後の反転攻勢に向けたインバウンド誘客促進のための積極的な支援策を示すこと。

（生産者への支援）

- 食料の安定供給の観点から、感染症の影響を受けた農林水産事業者に対して経営継続に向けた支援を十分に行うとともに、生産・加工の拡大や多様な出荷形態への対応などの取組について、中長期的視点で支援を強化すること。
- 自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償する「収入保険」について、販売先の多角化が進み、災害や盗難等の経営リスクが重層化する中で、「野菜価格安定制度」との恒常的な同時利用を認め、選択的な補償を可能とすること。
- コロナ禍における感染拡大防止対策や販路回復・開拓など農林水産事業者の経営を後押しする「経営継続補助金」について、迅速な給付を行うとともに、真に必要な生産者に行き渡るよう、2次募集においては十分な予算を確保して対応すること。また、生産者がポストコロナ時代への対策を講じることができるよう、経済産業省の「小規模事業者持続化補助金」と同様に恒久的な制度とすること。

- 外食事業者等の需要の減少により、業務用米の販売数量が落ち込み、これに伴う急激な米価下落が懸念されることから、新たに、米の政府買い入れによる市場隔離を実施するなど、主食用米の価格安定に向けた抜本的な対策を講じること。

また、日本酒の消費減少に伴い、酒米を他用途で利用する場合などの価格差支援を行うこと。

- 高収益作物次期作支援交付金については、大幅に運用が見直され、交付対象面積の変更や交付額の上限設定により、現場では大きな混乱が生じているため、
 - ・運用見直しについて、責任をもって生産者に丁寧に説明すること。
 - ・次期作への意欲を低下させないよう、すでに投資を行った生産者が安心して経営継続できるよう、救済措置等の対策を講じること。
 - ・運用見直しに伴う追加書類等については、様式を簡素化するとともに、公募期間を延長すること。

(地域における消費喚起)

- 感染症により大きな減収に直面している農林水産物や加工品、地場産品の生産・販売に携わる個人事業者・中小企業の当面の収入確保を支援するため、官民一体型の購入促進キャンペーンを実施すること。
- 特に高価格帯の農林水産物は百貨店やインバウンドなどの需要が低下していることから、国内での消費拡大に向けた支援を行うこと。また、和牛肉や地鶏肉、水産物等について、引き続き学校給食への提供を支援すること。
- 感染防止のため、自宅での食事が増加していることから、大手小売事業者への新規販路開拓及びオンライン販売に係る支援、またテイクアウトやデリバリー等の新たな業態転換に係る支援など、事業者の売上確保に少しでも寄与する取組を実施すること。

(公共交通への支援)

- 感染症の影響により、鉄道やバス路線、航路・空路、タクシー等は利用者が大幅に減少する一方で、これらの公共交通は地域経済や住民生活に不可欠なものであることから、運行数を大きく減少させることができず、一段と深刻な経営状況となっている。今後、これらの事業者においては、新しい生活様式への転換等についても取り組む必要があることから、公共交通の維持・存続に向け、風評被害が生じないよう公共交通の安全 PR の強化や感染症の影響に伴う減収分に対する財政支援を早急に講じること。併せて、将来に向けた設備投資等につながる新たな支援策を講じること。

また、利用者の大幅な減少により、厳しい経営に直面している交通事業者を支援するため、運行の維持・確保や安全な運行に不可欠な設備整備などに取り組めるよう「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」を始め、補助事業の拡充及び補助要件の緩和を図ること。

- JR各社や大手民営鉄道、航空会社なども厳しい経営状況に直面していることから、交通事業者の事業規模に関わらず、国による直接的な支援策を講じること。

- 全国的な公共交通の需要回復を図るためには、地域ごとの需要を喚起することが重要であることから、地域の創意工夫を凝らした取組を下支えできるよう、地域の実情に応じ、臨時交付金をはじめ長期的かつ臨機の措置が講じられる制度を構築・拡充すること。

(空港会社等への支援)

- 業績が急激に悪化している空港会社等が、引き続き安全で安定した空港運営を行えるよう、必要な支援を行うこと。また、航空ネットワークの早期回復に向けて、経営環境が悪化している航空会社等に対する追加の支援措置を講じること。
- 厳しい経営環境下にある航空会社を側方支援するため、共用空港を含む国管理空港の空港会社等においては、国有財産使用料の負担がある中、航空会社をはじめ各種テナントの施設使用料等の減免に対応しており、固定経費が負担となることから、空港ターミナルに係る国有財産使用料の減免を図ること。
- 感染症に伴う利用者数の大幅な減少等により、経営環境は厳しさを増しており、地方航空路線等の撤退や縮小を防ぎ、交通インフラを維持するため、航空会社等の交通事業者への雇用調整助成金の要件を緩和すること。

(文化芸術・スポーツ活動への支援)

- 「新しい生活様式」に沿った感染症対策をふまえ、イベント等の内容によっては、座席の間隔を空けるために観客数を制限することなどが依然として求められており、施設や主催者の大幅な減収と入場料などへの転嫁が懸念されることから、継続して文化芸術・スポーツ活動に取り組めるよう、施設の運営費やイベント開催経費などに対する必要な財政支援を行うこと。また、フリーランスの活動に対する必要な財政支援の拡充を図ること。

(グリーンリカバリーの推進)

- 感染症からの経済の再生と、「脱炭素社会の実現」などの環境保全との両立をめざすグリーンリカバリーを推進するとともに、「脱炭素社会」の早期実現に向けて取り組む地方自治体を支援するため、総合的な交付金を創設すること。

(4) 人権を守る対策の徹底

(偏見・差別やデマの拡散をなくし、人権を守る対策の徹底)

- 感染症に関する偏見・差別やデマの拡散は、人権侵害であり、医療従事者などエッセンシャルワーカーの活動の支障となるほか、新たに感染やその可能性が確認された場合の情報提供・公開の躊躇や感染の可能性のある者の申告しづらさを招き、感染症拡大防止の妨げにもなることから、感染症に関する正しい知識の周知を徹底するとともに、いかなる差別的行為も許さないとする継続的な広報や教育・啓発を実施することに加え、相談窓口の充実及びその周知の強化など、人権を守る対策を講じること。

(インターネット上での偏見・差別への対応)

- 感染症に係るいじめや誹謗中傷などの人権侵害から児童生徒・住民を守るため、SNSなどインターネット上における差別的な書き込み、画像や個人情報などの人権侵害情報について、速やかにこれらの削除を可能とする法的措置も含めた実効性のある対策を整備するなど、人権を守る対策を講じるとともに、地方の取組を支援するための補助事業の拡充など積極的な財政支援を行うこと。

(在宅勤務によるDVリスクへの対応強化等)

- 外出自粛によるストレスや収入減の不安などから家庭内等におけるDV等の増加が懸念されている中、パートナー等が在宅していることにより電話相談が難しい状況も想定されるため、今年度新たに開始した「DV相談+ (プラス)」について、事業の継続及び周知の強化を図るとともに、電話相談が困難な場合でも対応できるよう、SNSによる相談を24時間体制にするなど、体制を拡充すること。また、保護業務等を行う民間団体による支援・運営体制の整備を後押しするなどDV被害者に対する保護体制を充実させるとともに、地方自治体が行うSNSを活用した多様な形態での相談体制等についても支援すること。

(生きづらさのない「誰もが活躍する地域社会」の実現)

- 感染者に対する偏見や差別、あるいは外出自粛や在宅勤務の増加に伴う家庭内等でのDVや児童虐待の増加が懸念されている。こうした社会の分断と軋轢は、時にはひとが生きる希望を奪い、地方創生の障害ともなる。

地方創生の推進にあたっては、女性、子ども、高齢者、障がい者、ひきこもりの方、外国人、LGBT、犯罪被害者など一人ひとりの個性と多様性が尊重され、それぞれの能力が発揮されるとともに、「生きづらさ」を感じている人たちが社会から孤立することなく、地域において自分らしく生活し続けられる「誰もが活躍する地域社会」を実現することが重要である。このため、より質の高い、時間をかけて寄り添う支援を行えるよう、相談しやすい体制の整備への支援や就業促進支援制度の充実を図ること。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言

我々47人の知事は、国民・政府とともに我が国の「国難」を乗り越えるべく、引き続き地域の力を結集して国民の命と健康を守りつつ、地域経済を活性化するよう全力を傾けてまいる所存である。

については、政府におかれては、各都道府県の取組への財政的な裏付けを確実に講じることをはじめ、以下の項目について迅速に対処されるよう、ここに提言する。

1 今後の新型コロナウイルス感染症対策について

- 寒気が増す冬季に新型コロナウイルス感染症が拡大すると見込まれていることに備え、我々都道府県をあずかる知事としても国民の健康と命を守るため機動的に対処していく決意である。国においても、発生状況の分析や国内外の研究成果を活かして、感染拡大防止対策を早急に確立するとともに、事業別ガイドラインの見直しなど機動的に有効な対策を展開すること。
また、国として、年末年始に向け、若者等を含め実効性のある呼びかけを精力的に行うこと。
- 秋冬の季節性インフルエンザの流行期における、新型コロナウイルス感染症との同時流行に備え、今後、発熱患者の受診の増加が予想される診療所等への感染防止対策などの診療・検査体制の整備や、入院医療機関及び宿泊療養施設の受入・運営体制の確立等について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等により継続して十分な支援を行うとともに、増大する医療・検査を賄うため、交付金総額を増額するとともに、交付上限額の見直し、手続きの簡素化、病院・宿泊療養施設の緊急整備・改修等による患者受入体制整備への使途拡充、疑い患者受入協力医療機関及び一般の入院受入医療機関の空床確保料の引上げ、従来病棟を単位とする重点医療機関の施設要件の弾力的な運用等、実態を踏まえた見直しを行うこと。
- 実際に発熱患者を受け入れた診療・検査医療機関に対しては、補助金の対象となる基準患者数の拡大、診療報酬上の措置や協力金の支給、新型コロナウイルスの抗原検査キットの安定供給及び個人防護具の支給など受入れ患者数に応じた支援も行うとともに、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」におけるスタッフに対する危険手当の創設や罹患した場合の休業補償を行うほか、医療・介護従事者に対する慰労金について、対象期間の延長や支給対象の拡大など、今後の感染拡大状況に応じ柔軟な対応を行うこと。併せて、臨時の医療施設等の建築に係る建築基準法等の適用除外措置について、緊急事態宣言が発令されていない状況でも活用できるようにすること。

加えて、感染の拡大に対応できる大都市 I C U拠点の整備等、速やかに対処するとともに、人工呼吸器、E C M O等医療機器を管理する人材の育成等を行うこと。

- 多数の発熱患者等が適切に相談を受けられる電話相談体制の整備に当たっては、受診・相談センターの代理的機能を担う医療機関が円滑な運営を行えるよう、補助基準額の増額又は都道府県ごとの想定上限額の範囲内での柔軟な運用を可能とすること。
- 今後増加が見込まれる P C R 検査等の需要に対応するため、検査機器の導入や試薬の供給、P C R 検査センター設置・運営など、検査に要する経費や民間検査機関を活用した検査体制の拡充について国として支援を行うとともに、目標とする 1 日 20 万件の検査を確実に実施できるよう、国として責任を持って試薬や検査キット等の安定供給体制を構築すること。併せて、自己採取可能な鼻腔スワブ検体や唾液による検査を進め、簡易検査陽性の場合は、迅速に P C R による確定検査が行えるよう体制の整備を整え、診療所等でも広く対応可能な検査手法の開発、検証及び普及促進を図ること。
- 指定感染症の運用については、まん延防止や重症化防止の観点から必要に即して引き続き入院措置を行うことを徹底し、都道府県知事の裁量で入院措置を行う場合においても、国による財源措置を十分に行うとともに、医療提供体制がひっ迫するおそれが高い場合に、宿泊療養施設や自宅など医療機関以外で療養することについても、法令上明確に位置づけること。
また、今後の見直しに当たっても、入院勧告や医療費の公費負担、積極的疫学調査等の措置を通じて各都道府県が大都市部・地方部それぞれの手法により精力的に感染拡大を食い止めている実情に沿った改善を都道府県毎の裁量を活かして図ることを基本として、地方の意見と十分にすり合わせを行った上で、地域により感染状況や医療提供体制等が異なる実態に即した慎重な検討を行うこととし、現場の運用を変更する必要がある場合には、十分な周知期間を設けること。加えて、H E R - S Y S について、利用者の声を十分に踏まえて使い勝手の改善を図るとともに、データの抽出機能の追加など有効活用に向けた課題解決に取り組むこと。また、端末機器の導入など医療機関が H E R - S Y S への入力を開始するために必要な経費への支援を行うこと。

2 新型コロナウイルス感染症対策に係る法的措置等について

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のためには、陽性者の早期発見・封じ込めが重要であり、特別措置法第 24 条や感染症法第 16 条の運用弾力化など全国知事会の要望に沿った措置が講じられたところだが、未だ実効性のある対策を講じていく法的手段や財源が十分とはいえず、宿泊療養施設への療養を求める勧告、保健所による積極的疫学調査や健康観察、都道府県知事による事業者への休業要請の実効性を担保するための罰則規定など、食中毒発生時の営業停止処分や店名公表のような即効性のある法的措置を講じることや、保健所設置市の疫学調査にかかる情報を都道府県へ集約するための法的根拠を明確化するとともに、国による補償金的な「協力金」に関して国において早急に議論を進めること。

- 疑い患者等に係る情報等については、隣接圏域における保健所間等の情報共有の仕組みを確立するとともに、感染者情報の統一的な公表基準を定め、併せて、都道府県境を跨ぐ移動についての考え方を含めた基本的対処方針の改定や地域限定も含めた緊急事態宣言の発動について、地方と十分協議しながら適切に行うこと。

3 医療機関等や福祉施設の経営安定化について

- 新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受け入れていない医療機関においても、受診控えもあり経営が一層厳しい状況となっており、地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営及び地域医療提供体制の確保に資するため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引上げや福祉医療機構による無利子・無担保貸付の拡充、国庫補助事業の嵩上げによる事業者負担の軽減、公立・公的病院や大学病院をはじめとする全ての医療機関に対する財政支援など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう戦略的かつ継続的に対処すること。
- 薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復師等の事業所等についても、処方箋受付の減少や利用控えなどにより経営上困難な状況であることから、経営安定化のための財政支援等についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充等を図ること。

4 水際対策について

- 政府は段階的に全世界からの入国を条件付きで再開する方向で取組を進めているが、感染の再拡大に繋がらないよう入国規制の緩和については慎重に進めるとともに、今後、入国者・帰国者の段階的な増加が相当程度想定されるため、国内すべての国際空港及び沖縄等離島路線に係る国内空港等で、運営権者等関係者と早急に調整を行い、PCR検査等に必要な十分な待機場所及び検査場所を確保すること。
また、PCR検査等の結果が判明するまでの間、検疫所長が指定する待機施設等で入国者・帰国者全員を留め置くこととし、これを周知徹底するとともに、そのための十分な収容能力を確保すること。
なお、中長期滞在者において、入国後の滞在先が未定の方も少なくないため、住民票の早期提出を推奨するとともに、外国人の居所に係る情報を都道府県へ提供すること。
- 検査結果が陽性の場合の対応については、国の責任において、国内での入国者・帰国者の住所・居所に応じて、十分な入院先や宿泊療養施設を確保するなどにより、特定の都道府県に過度な負担が生じないようにすること。
また、今後の入国制限緩和の見通しに応じ、検疫所の人員増強、新たな検査手法の導入、検査能力の飛躍的な拡充など、検査体制の抜本的な強化を図ること。
併せて、洋上における緊急上陸などへの対応も踏まえた体制整備も構築すること。

- 陽性の検査結果判明後の自治体への情報提供については、遅れが生じる事のないよう、引き続き自治体への速やかな情報提供を行うこと。併せて、速やかな濃厚接触者の特定につながるよう、検疫所において、入国者・帰国者に対し接触確認アプリ「COCOA」の利用促進を図ること。
- 新型コロナウイルス感染症に関する情報については、外国人に対し、入国時の多言語での分かりやすい情報発信の充実及び啓発を図るとともに、標準予防策などの感染防止策の周知を大使館等を通じて行うほか、外国人陽性患者等に対する積極的疫学調査・入院治療説明でのコミュニケーション支援等の側面支援に加え、健康観察等に関し、国において電話医療通訳サービスを含めワンストップ窓口（コールセンター等）を設置するなど、入国制限緩和に伴い、更なる業務の急増に対応するため、制度の抜本的な見直しを行うとともに、国の責任において集中的に実施するなど、保健所等の負担軽減を図ること。
また、在日米軍における新型コロナウイルス感染症防止対策については、日米両国の責任において、引き続き徹底の強化を図り、常に最善の措置を取るよう、緊密に連携して取り組むとともに、関係自治体等への迅速かつ適切な情報提供に努めること。

5 新型コロナウイルス克服実現に向けて

- 新型コロナウイルスを完全に制圧するため、政府は基金の創設など大胆な資金投入を行い、責任をもって必要十分なワクチンの開発・確保・供給を図るとともに、特効薬や治療法の確立を実現すること。また、治療薬等の研究開発を行う企業に対し重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。
- これまでの感染の波の経験を踏まえ、各都道府県が効率的かつ実効性ある感染拡大防止対策を講じつつ、社会経済活動の段階的な引上げに取り組めるよう、国においては、医学的な知見や職場感染など感染拡大につながった具体的状況を都道府県とも情報共有し、事業活動や国民の行動における感染リスクを評価・分析するとともに、必要に応じ業種別ガイドラインを見直し、事業者が実施する感染防止策への支援を拡充すること。加えて、平時も含めた感染症対策を機動的に行うため、国・地方を通じた危機管理体制の構築についても検討すること。

6 偏見・差別行為・デマ等の排除について

- 新型コロナウイルス等、病魔と闘う感染者及び最前線で治療にあたる医療従事者をはじめ国民の健康や暮らしを支えている方並びにこれらの家族、更には他の都道府県からの来訪者や外国人等に対して、デマが拡散されたり、偏見や差別、心ない誹謗中傷、人物の特定など、人権が脅かされる事例が横行していることは、我々が深く憂慮するところである。こうした行為は当事者を深く傷つけ、平穏な社会生活を送る妨げになるのみならず、積極的疫学調査をはじめ感染症拡大防止への協力も得にくくなるなど、国を挙げて克服すべき喫緊の課題となっており、国としても継続的な広報や教育・啓発、

相談窓口の充実・強化、偏見・差別を受けた方への支援などの感染症法等法令への位置づけ、「情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン」の見直しも含め、人権を守る対策を強力に講じること。

また、偏見・差別への対策は継続的に取り組んでいく必要があることから、相談窓口の設置やネット監視業務等、地域の実態に即した地方の取組に対する財政支援を行うこと。

なお、感染者が発生した場合の情報公開の内容等によって、偏見・差別等を招くおそれもあることから、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

7 新型コロナを踏まえた今後の地域医療提供体制について

- 新型コロナウイルス感染症への対応により、医師の労働環境を含めて、地域医療の提供体制全体に大きな変化が生じており、その影響について医療圏及び医療機関ごとにきめ細かく分析をした上で、新型コロナウイルス感染症対策をはじめそれぞれの地域医療の実情に基づき、地域医療構想の実現やその中での公立・公的医療機関のあり方、医師不足対策及び医師の働き方改革について検討することとし、将来的な医師数や病床数等の医療提供体制に関する一連の議論については、新型コロナウイルス感染症の終息後に仕切り直しをするとともに、2024年度からの医師の働き方改革に関する新制度については、施行猶予も含めた検討を行うこと。併せて、医師の労働時間短縮に資する取組を行う医療機関への支援や実効性のある医師偏在是正対策を、継続的に実施すること。

併せて、感染症専門医や感染管理認定看護師等の人材育成を支援するほか、政策医療に携わる医師の確保策等について検討すること。

8 「ウィズコロナ」「ポストコロナ」時代の産業の振興と地方創生の実現について

- 新型コロナウイルス感染が再び猛威を振るう中、実質国内総生産2次速報値が1955年以降で最大の落ち込みとなるなど、日本の経済は深刻な局面を迎えている一方、新しい生活様式を取り入れ、多様で柔軟な働き方や新しいビジネスモデルが生まれている。この機を逃すことなく生産性の向上や新たな付加価値の創出を図ることにより、地域経済を強化し、ひいては日本の国際競争力を維持し、持続可能な社会を実現するとともに、未来技術を最大限活用し、社会全体のDXを進めてステージアップを図り、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、ポストコロナの地方創生を実現する必要がある。

このため、経済・雇用情勢の変化に応じ、臨機応変に追加経済対策予算の編成やG o T oキャンペーンの期間延長を行うこと。感染症により大きなダメージを受けた雇用・産業への支援や需用創出・消費喚起対策を行うとともに、地域経済の活性化、国内回帰も含めた地方の生産拠点機能の強化やデジタル技術の導入支援・人材育成に取り組むこと。特に、雇用情勢の更なる悪化が懸念されていることから、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早急に創設するとともに、雇用調整助成金等の特例措置については、来年以降も経済・雇用情勢等を十分踏まえ柔軟に対応すること。

併せて、地域の公共交通を担う交通事業者に対して実情に即し十分な緊急支援措置を講ずるとともに、緊急特別融資に係る地方負担や生活福祉資金貸付制度について、後年度負担も含め確実に十分な財政措置を行うこと。

9 困難に直面している若い世代への支援について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの貧困や児童虐待の潜在化など、社会の脆弱性が浮き彫りになると同時に、特に弱い立場にある子どもたちへの支援の強化の必要性が明らかになったことから、「地域で子育て支援を行う団体」等への支援を行うとともに、保育所や放課後児童クラブ等への財政的支援や、学校、関連施設における感染症予防対策への支援及びICTを活用した学習機会の確保、さらには再び就職氷河期世代を生み出さないように経済界への要請を行うなど、将来世代を応援するための対策を講ずること。

10 地方財政への支援について

- 地域経済と日本経済の力強い再生の実現に向けて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用も含め、追加の経済対策を講じるなど、臨機応変に、かつ時期を逸することなく対応するため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の増額及び弾力的運用並びに来年度以降の継続を図るとともに、都道府県において負担している感染症患者の入院医療費、PCR検査料等への財源措置を行うこと。

加えて地方消費税などを減収補てん債の対象に追加し、公的資金を確保するなど、地方財政の安定的な運営に支障が生じないようにすること。

また、令和3年度において、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少も懸念される中で、感染拡大防止対策をはじめ、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源を確実に確保・充実すること。

令和2年11月5日

全国知事会

法律改正が必要と考えられる事項

- 休業や営業時間短縮の要請・指示に対する遵守義務及び違反した場合の罰則の明記（特措法第 45 条関係）
- 食品衛生法に準じた行政処分（食中毒発生時の営業停止処分・店名公表）の明記（特措法関係）
- 休業や営業時間短縮の要請・指示を受け入れた事業者に対する支援措置（特措法第 60 条関係）
- 積極的疫学調査への協力義務の明記（感染症法第 15 条関係）
- 宿泊施設における療養の法定化（感染症法第 19 条・第 20 条関係）
- 陽性者及びクラスターが発生した施設等に係る情報公開の根拠規定の明確化（感染症法第 16 条関係）
- 感染症に関する情報の都道府県への集約化に係る法的根拠の明確化（感染症法第 15 条，第 16 条，特措法第 24 条関係）
- 新型コロナウイルス感染症の患者や医療従事者、他県からの来訪者、外国人等に対する偏見・差別行為・デマ等の排除及びこれらの行為を受けた人への支援措置（特措法及び感染症法関係）

「年末年始」新型コロナにご注意を！ ～ 全国知事会からのメッセージ ～

今年も残すところ2か月を切りました。年末年始の帰省や旅行をご検討されている方も多いかと思えます。

人の移動に伴い、新型コロナウイルス感染症が拡大することのないよう、帰省や旅行の際には下記の点に十分留意していただくようお願いします。

- ・ 年末年始の時期は、人の移動が集中し「密」になりがちのため、帰省や旅行を分散していただくようご協力をお願いします。各企業におかれても、従業員の皆さんの休暇の分散取得にご協力をお願いします。
- ・ 注意力の低下や気の緩みなどにより、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意しましょう。
 - ① 飲酒を伴う懇親会等
 - ② 大人数や長時間におよぶ飲食
 - ③ マスクなしでの会話
 - ④ 狭い空間での共同生活
 - ⑤ 仕事から休憩室、喫煙所、更衣室等への居場所の切り替わり
- ・ 会食の際には、「飲酒は少人数・短時間で」、「席の配置は斜め向かいに」、「ガイドラインを遵守したお店で」など、感染リスクを下げながら楽しむ工夫をしましょう。
- ・ 「体調の悪い方」は、帰省や旅行を控えましょう。また、帰省先や旅行先で体調が変化した場合は会食や外出・観光は控え、感染拡大防止のためにその地域の保健医療当局に協力して下さい。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は誰もがどこでも感染する可能性があります。自分もいつ感染してもおかしくないと考え、感染者のみならず、医療従事者はじめ国民の健康や暮らしを支えている方々及びその家族などに対し、思いやり、支えあいの気持ちを持ちましょう。そして、都道府県外からの帰省者・旅行者をあたたかく迎えましょう。

令和2年11月5日

全国知事会

関西・年末感染防止徹底宣言

現在、また新たに新型コロナウイルス感染症が拡大しています。年末に向け、人と接する機会の増加が予想されるため、危機意識を持って感染防止を徹底するとともに、季節性インフルエンザとの同時流行への備えをお願いします。

年末に向けて感染防止の徹底を

- 感染防止の3つの基本(身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い)を実践しましょう。
- 忘年会などの感染リスクが高まる「5つの場面」に注意するとともに、3つの密を避けるようにしましょう。
- 発熱など症状のある場合には、すぐに医師に電話し診断を受け、仕事や通学はもとより、忘年会や帰省など外出を控えましょう！
- 帰省先等で発病した場合は、その地域の保健医療当局に協力しましょう。
- 年末年始の休暇を分散して取得し、帰省などで人の密集が起きないようにしましょう。
- 冬期を迎え暖房の利用が増えますがこまめに換気しましょう。
- 国、自治体の接触確認アプリや追跡システムを積極的に活用しましょう。

感染リスクが高まる「5つの場面」

- ① 飲酒を伴う懇親会等
- ② 大人数や長時間に及ぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話
- ④ 狭い空間での共同生活
- ⑤ 仕事から休憩室、喫煙所、更衣室等への居場所の切り替わり

季節性インフルエンザとの同時流行に備えて

- 寒さが増す中、体調には十分注意するとともに、希望される方は季節性インフルエンザワクチンを早めに接種しましょう。
- かかりつけ医等の地域の身近な医療機関で診療・検査を受けることもできます。発熱などの症状のある方は、まずはかかりつけ医等の地域の身近な医療機関に電話で相談しましょう。

思いやり、支え合いの気持ちを

- 感染者のみならず、医療・福祉従事者はじめ国民の健康や暮らしを支えている方々及びその家族などに対し、思いやり、支え合いの気持ちを持ちましょう。
- これらの方々への誹謗中傷や差別などは絶対にやめよう！

